

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和２年５月29日

【発行者名】 アイガー・マネジメント・リミテッド
(Eiger Management Ltd.)

【代表者の役職氏名】 取締役 サブリナ・レンホフ
(Sabrina Lehnhoff)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、K Y 1 - 1104、グランド・ケイマン
ウグランド・ハウス、私書箱309
(PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman
Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
アイガー・ファンドシリーズ - E M F (エマージング・マネー・
ファンド)
(Eiger Fund Series - Emerging Money Fund (ZAR))

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
900億南アフリカ共和国ランド（約5,445億円）を上限とします。
（注）南アフリカ共和国ランド（以下「ランド」といいます。）の円貨換算
は、便宜上、2020年３月末日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電
信売買相場の仲値（１ランド＝6.05円）によります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

アイガー・ファンドシリーズ - E M F（エマージング・マネー・ファンド）

（Eiger Fund Series - Emerging Money Fund (ZAR)）

（注）E M F（エマージング・マネー・ファンド）（以下「サブ・ファンド」といいます。）は、アンブレラ・ファンドであるアイガー・ファンドシリーズ（以下「ファンド」といいます。）のサブ・ファンドです。本書の日付現在、ファンドは、本サブ・ファンドのみで構成されています。なお、アンブレラ・ファンドとは、一つの投資信託の下で—または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指します。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、すべて同一種類です（以下「ファンド証券」または「受益証券」といいます。）。

ファンド証券について、アイガー・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」といいます。）からの依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

受益証券は、追加型です。

（３）【発行（売出）価額の総額】

900億ランド（約5,445億円）を上限とします。

（注１）ランドの円貨換算は、便宜上、2020年３月末日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売相場場の仲値（１ランド＝6.05円）によります。

（注２）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、受益証券はランド建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限りランド貨をもって行います。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（４）【発行（売出）価格】

受益証券１口当たりの購入価格は、基本受益証券１口当たり購入価格を1,000で除し、小数第８位を切り捨てて小数第７位まで計算されます。基本受益証券１口当たり購入価格は、関連する取引日の２営業日前の評価日における純資産価額を当該評価日現在の発行済基本受益証券口数で除し、小数第５位を切り捨てて小数第４位まで計算されます。

（注１）基本受益証券とは、サブ・ファンドの基本受益証券をいいます。また、受益証券とは、基本受益証券の持分の1,000分の１を表章する各持分をいい、日本における販売会社が日本において申込みまたは買戻しを取り扱うことができるサブ・ファンドの受益証券の単位をいいます。

（注２）評価日および取引日とは、それぞれ各営業日またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時定めるその他の日をいいます。営業日とは、ヨハネスブルグ、ケイマン諸島、シンガポール、ルクセンブルグおよび東京において銀行が通常の営業を行っている日（土曜日または日曜日を除きます。）をいいます。

（注３）受益証券１口当たりの購入価格については、下記「（８）申込取扱場所」にご照会下さい。

（５）【申込手数料】

申込手数料は課されません。

（６）【申込単位】

1,000口以上 1 口単位

（７）【申込期間】

2020年 5 月30日（土曜日）から

2021年 5 月31日（月曜日）まで

（注１）日本における申込取扱時間は、原則として、関連する取引日の午後 2 時30分（日本時間）までとします。

（注２）申込期間は、上記期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより、随時更新されることがあります。

（８）【申込取扱場所】

エース証券株式会社

電話番号：06 - 6267 - 2111

ホームページアドレス：<http://www.ace-sec.co.jp>

大阪府大阪府中央区本町二丁目 6 番11号

（以下「エース証券」といいます。）

極東証券株式会社

電話番号：03 - 3666 - 4481

ホームページアドレス：<http://www.kyokuto-sec.co.jp>

東京都中央区日本橋茅場町一丁目 4 番 7 号

（以下「極東証券」といいます。）

安藤証券株式会社

電話番号：052 - 971 - 1511

ホームページアドレス：<http://www.ando-sec.co.jp>

愛知県名古屋市中区錦三丁目23番21号

（以下「安藤証券」といいます。）

ばんせい証券株式会社

電話番号：03 - 5541 - 9208

ホームページアドレス：<http://www.bansei-sec.co.jp>

東京都中央区新川一丁目21番 2 号 茅場町タワー

（以下「ばんせい証券」といいます。）

岩井コスモ証券株式会社

電話番号：0120 - 017 - 543

ホームページアドレス：<https://www.iwaicosmo.co.jp>

大阪府大阪府中央区今橋一丁目 8 番12号

（以下「岩井コスモ証券」といいます。）

今村証券株式会社

電話番号：076 - 263 - 5111

ホームページアドレス：<http://www.imamura.co.jp>

石川県金沢市十間町25番地

（以下「今村証券」といいます。）

U B S 証券株式会社

電話番号：03 - 5208 - 7830

ホームページアドレス：<https://www.ubs.com/jp/ja.html>

東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

（以下「U B S 証券」といいます。）

キャピタル・パートナーズ証券株式会社

電話番号：03 - 3518 - 9300

ホームページアドレス：<http://www.capital.co.jp>
東京都中央区日本橋三丁目13番11号 油脂工業会館 1 階
（以下「キャピタル・パートナーズ証券」といいます。）

藍澤證券株式会社

電話番号：03 - 3272 - 3127

ホームページアドレス：<https://www.aizawa.co.jp/>

東京都中央区日本橋一丁目20番3号

（以下「藍澤証券」といいます。）

ひろぎん証券株式会社

電話番号：082 - 245 - 5000

ホームページアドレス：<http://www.hirogin-sec.co.jp>

広島県広島市中区立町2番30号

（以下「ひろぎん証券」といい、上記各金融商品取引業者とあわせて、「日本における販売会社」といいます。）

（注）上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。

（ 9 ）【払込期日】

発行価格の総額は、日本における販売会社によって関連する取引日から3営業日目（以下「支払日」といいます。）の午後12時（正午）（東京時間）または受託会社が一般的にもしくは個別に管理会社と協議の上決定するその他の時まで管理会社のサブ・ファンド口座にランド貨で払い込まれます。

投資者は、各販売取扱会社が定める日までに販売取扱会社に申込代金を支払うものとします。投資者による申込代金の支払日に関する照会先は、販売取扱会社です。

（ 10 ）【払込取扱場所】

上記「（ 8 ）販売取扱場所」に同じです。

（ 11 ）【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

（ 12 ）【その他】

（イ）申込証拠金はありません。

（ロ）引受等の概要

エース証券、極東証券および安藤証券は、それぞれ管理会社との間の日本における受益証券の販売および買戻しに関する2008年5月30日付契約に基づき、ばんせい証券は、管理会社との間の日本における受益証券の販売および買戻しに関する2008年6月13日付契約に基づき、岩井コスモ証券、今村証券およびUBS証券は、それぞれ管理会社との間の日本における受益証券の販売および買戻しに関する2008年10月20日付契約に基づき、キャピタル・パートナーズ証券および藍澤証券は、それぞれ管理会社との間の日本における受益証券の販売および買戻しに関する2009年1月19日付契約に基づき、ひろぎん証券は、管理会社との間の日本における受益証券の販売および買戻しに関する2009年3月16日付契約に基づき受益証券の募集を行います。

日本における販売会社は、直接または他の販売・買戻取扱会社（以下「販売取扱会社」といいます。）を通じて間接に受けた受益証券の申込みおよび買戻請求を事務代行会社であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon、シンガポール支店へ取次ぎます。

（注）販売取扱会社とは、日本における販売会社と受益証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からの受益証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金

融機関をいいます。なお、日本における販売会社が直接投資者に販売する場合については、日本における販売会社を含むものとします。

管理会社は、UBS証券をサブ・ファンドに関して日本における代行協会員に指定しています。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また、目論見書、運用報告書その他の書類を販売会社等に送付する等の業務を行う協会員をいいます。

（八）申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。申込金額は、円貨またはランド貨で支払うものとし、ランドと円貨との換算は、通常申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとします。原則として、投資者は、各販売取扱会社が定める日までに販売取扱会社に対して、申込金額を支払います。

申込金額は、日本における販売会社により支払日の正午12時（東京時間）までに管理会社のサブ・ファンド口座にランド貨で払い込まれます。

（二）日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a．ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

EMF（エマージング・マネー・ファンド）（以下「サブ・ファンド」といいます。）は、アンブレラ・ファンドであるアイガー・ファンドシリーズ（以下「ファンド」といいます。）のサブ・ファンドです。

ファンドは、本書の日付現在、本サブ・ファンドのみで構成されています。なお、アンブレラ・ファンドとは、1つの投資信託の下で一または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指します。追加のサブ・ファンドは、受託会社と管理会社との間の信託証書の補遺により設定することができます。

サブ・ファンドの投資目的は、短期の元本確保および流動性を達成することです。本投資目的を追求するため、サブ・ファンドの資産は、直接またはSTANLIBインスティテューショナル・マネー・マーケット・ファンド（STANLIB Institutional Money Market Fund）（以下「投資先ファンド」といいます。）への投資を通じて間接的に公社債、コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金に投資されます。したがって、サブ・ファンドはファンド・オブ・ファンズの形態をとります。

サブ・ファンドにおける信託金の限度額は、1,000億ランド（約6,050億円）です。

b．ファンドの性格

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立されました。

管理会社は、ファンドの勘定で基本受益証券を発行する独占的な権利を有します。日本の投資家は、販売会社に受益証券の保管を委託することを条件として、基本受益証券の1,000分の1の持分を表章する受益証券の申込みおよび買戻しを行うことができます。日本における各受益者は、通知を販売取扱会社へ送付することにより、買戻日（別紙Aを参照下さい。）において、受益証券の買戻しを請求することができます。

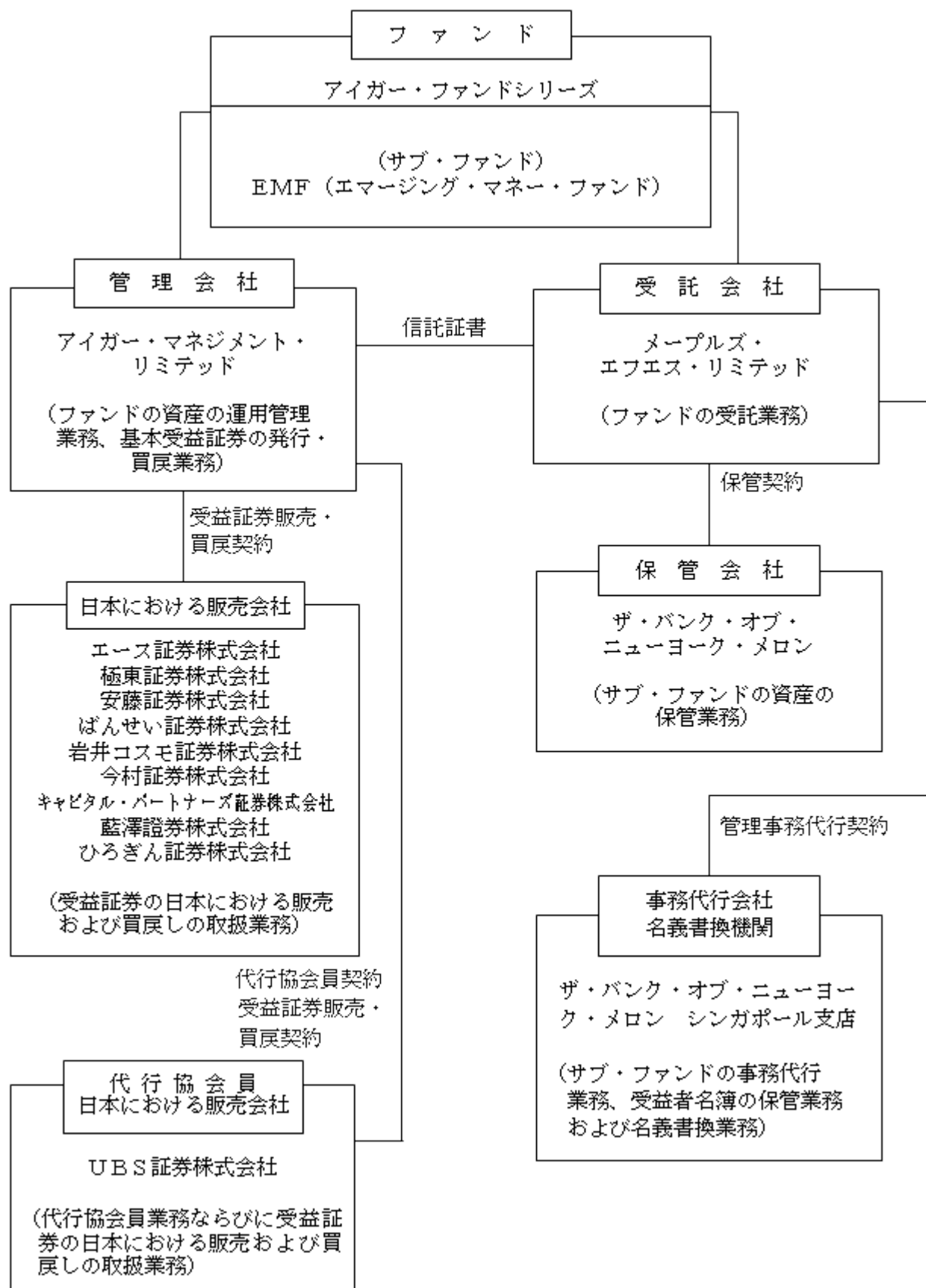
受益証券1口当たり買戻価格は、基本受益証券1口当たり買戻価格を1,000で除し、小数第8位を切り捨てて小数第7位まで計算されます。基本受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する買戻日の2営業日前の評価日における純資産価額を当該評価日現在の発行済基本受益証券口数で除し、小数第5位を切り捨てて小数第4位まで計算されます。基本受益証券の買戻価格を計算する目的において、管理会社は、基本受益証券1口当たり純資産価格から、資産の実現または買戻通知を充足する資金を提供するポジションの決済につきサブ・ファンドの勘定にかかる会計、販売手数料および合理的費用を反映する適切な引当金としてみなされる金額を差し引くことができます。

（２）【ファンドの沿革】

2004年２月６日	管理会社設立
2005年８月８日	基本信託証書締結
2008年５月30日	補遺信託証書締結
2008年６月19日	変更および再録補遺信託証書締結
2008年７月３日	サブ・ファンドの運用開始
2015年９月１日	修正信託証書締結

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



サブ・ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
アイガー・マネジメン ト・リミテッド (Eiger Management Ltd.)	管理会社	2005年8月8日付で基本信託証書（2008年5月30日付補遺信託証書、2008年6月19日付変更および再録補遺信託証書および2015年9月1日付修正信託証書により変更および補足済）（以下、総称して「信託証書」といいます。）を受託会社と締結。信託証書は、ファンドの資産の運用管理、基本受益証券の発行・買戻しならびにファンドおよびサブ・ファンドの終了について規定しています。
メープルズ・エフエ ス・リミテッド (MaplesFS Limited)	受託会社	2005年8月8日付で信託証書を管理会社と締結。信託証書は、上記に加え、サブ・ファンドの資産の保管・管理事務代行業務および登録・名義書換事務代行業務について規定しています。
ザ・バンク・オブ・ ニューヨーク・メロン (The Bank of New York Mellon)	保管会社	2008年6月13日付で保管契約（注1）を受託会社との間で締結。保管契約は、サブ・ファンドの資産の保管業務について規定しています。
ザ・バンク・オブ・ ニューヨーク・メロ ン、シンガポール支店 (The Bank of New York Mellon, Singapore Branch)	事務代行会社 名義書換機関	2008年6月13日付で管理事務代行契約（注2）を受託会社との間で締結。管理事務代行契約は基本受益証券の発行、譲渡および買戻しの手配ならびに受益者名簿の保管および登録・名義書換事務代行業務について規定しています。
U B S 証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2008年5月30日付で管理会社との間で代行協会員契約（注3）を締結。代行協会員契約は、代行協会員業務について規定しています。 2008年10月20日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注4）を締結。受益証券販売・買戻契約は、日本における販売会社としての業務について規定しています。

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
エース証券株式会社 極東証券株式会社 安藤証券株式会社 ばんせい証券株式会社 岩井コスモ証券株式会社 今村証券株式会社 キャピタル・パートナーズ証券株式会社 藍澤証券株式会社 ひろぎん証券株式会社	日本における販売会社	エース証券、極東証券および安藤証券についてはそれぞれ2008年5月30日付で、ばんせい証券については2008年6月13日付で、岩井コスモ証券および今村証券についてはそれぞれ2008年10月20日付で、キャピタル・パートナーズ証券および藍澤証券についてはそれぞれ2009年1月19日付で、ならびにひろぎん証券については2009年3月16日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約を締結。受益証券販売・買戻契約は、日本における販売会社としての業務について規定しています。

- (注1) 保管契約とは、受託会社によって保管会社として任命された保管会社が、サブ・ファンドに対し、有価証券の保管および引渡し等保管業務を提供することを約する契約です。
- (注2) 管理事務代行契約は、受託会社によって任命された事務代会社が、サブ・ファンドに対し、基本受益証券の発行、譲渡および買戻しの手配、受益者名簿の保管、サブ・ファンドの純資産価額の計算、帳簿および記録の保管、その他一般管理事務等の業務を提供することを約する契約です。
- (注3) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、サブ・ファンドに対し、受益証券1口当たり純資産価格の公表および目論見書、運用報告書の販売会社等への送付等、代行協会員業務を提供することを約する契約です。
- (注4) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令、規則および目論見書に準拠して販売し、買い戻すことを約する契約です。

管理会社の概況

() 設立準拠法

ケイマン諸島の法律に基づき、ケイマン諸島において2004年2月6日に設立されました。

() 会社の目的

会社の目的は、投資運用業務および投資顧問業務を提供することです。

() 資本金の額（2020年3月末日現在）

資本金の額 5,000万円および1,000アメリカ合衆国ドル（108,830円）

（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）の円貨換算は、便宜上、2020年3月末日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝108.83円）によります。

授權株式数 額面額1.00米ドルの普通株式1,000株および額面額1,000,000円の償還可能無議決権付優先株式50株

発行済株式総数 普通株式1,000株および償還可能無議決権付優先株式50株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がありません。

ただし、上記資本金の増減については、定款規定に基づくメンバーの総会の決議を要します。

() 会社の沿革

2004年2月6日設立。

() 大株主の状況

(2020年3月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社R S Jホールディングス	日本国東京都千代田区西神田 3丁目5番3-2112号	償還可能 無議決権付 優先株式 50株	償還可能無議決権付 優先株式の100%
		普通株式 1,000株	普通株式の 100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

() 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2020年改訂）（以下「ケイマン諸島信託法」といいます。）に基づき設立されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2020年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）により規制されています。

() 準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、受託会社は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、一般的に保管会社としてこれを保持します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改訂）

一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改訂）（以下、「ケイマン諸島規則」といいます。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。

ケイマン諸島規則は、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）への投資信託免許の申請を義務付けています。かかる投資信託免許の交付にはCIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はケイマン諸島規則に従って事業を行わなければなりません。

ケイマン諸島規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産価額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあ

れば)を含みます。)、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの停止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務付けています。

ケイマン諸島規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAにより認可された管理事務代行会社を任命し、維持することを義務付けています。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他の業務提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができません。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法域またはCIMAにより承認されたその他の法域において規制されている資産保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、資産保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他の業務提供会社に対し、1か月前までに書面で通知しなければなりません。

「同等の法域」とは、犯罪収益に関する法律（2020年改訂）の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいいます。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、承認された法域もしくはCIMAにより承認されたその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければなりません。投資顧問会社を変更する場合、CIMA、投資者および他の業務提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければなりません。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければなりません。運営者は、かかる変更が行われる場合、CIMAに対し、1か月前までに書面で通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから6か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成し、投資者に交付しなければなりません。中間財務諸表は、一般投資家向け投資信託の目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければなりません。

（５）【開示制度の概要】

A．ケイマン諸島における開示

CIMAに対する開示

サブ・ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、基本受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がサブ・ファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、サブ・ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

サブ・ファンドはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、サブ・ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- () 弁済期に債務を履行できないことまたはできないであろうこと。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 詐欺的または犯罪的な方法で事業を遂行しもしくはその旨意図していること。または
- () 以下を遵守することなく事業を遂行しもしくはその旨意図していること。

- (a) ミューチュアル・ファンド法またはこれに基づく規則
- (b) 金融庁法（2020年改訂）
- (c) マネー・ロンダリング防止規則（2020年改訂）または
- (d) 認可の条件

サブ・ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース（PricewaterhouseCoopers）のケイマン諸島事務所です。サブ・ファンドの会計監査は、米国の会計基準に基づいて行われます。

サブ・ファンドは、毎年5月末日までには同年11月30日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出します。

管理事務代行会社は、(a)サブ・ファンドの資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または(b)受託会社もしくは管理会社がその設立文書または目論見書に定める規定に従って、サブ・ファンドの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、()当該事実を受託会社に書面で報告し、()当該報告書の写しおよび報告に適用ある詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、サブ・ファンドの次の年次報告書、および次の半期報告書または定期報告書が次の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければなりません。

管理事務代行会社は、(a)サブ・ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに(b)サブ・ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければなりません。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにサブ・ファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければなりません。当該報告書には、サブ・ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはなりません。

- (a) すべての旧名称を含むサブ・ファンドの名称
- (b) 投資者により保有されている各組入証券の純資産価額
- (c) 前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- (d) 純資産価額
- (e) 当該報告期間の新規募集口数および価額
- (f) 当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- (g) 報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、(a)受託会社が知る限り、サブ・ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに(b)サブ・ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければなりません。

サブ・ファンドは、管理事務代行会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければなりません。

サブ・ファンドは、保管会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければなりません。

サブ・ファンドは、管理会社について提案された変更を、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければなりません。

受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から6か月以内および半期終了時から3か月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能です。

サブ・ファンドの会計年度は、毎年11月30日に終了します。サブ・ファンドの第一期の年次報告書は、2008年11月30日に終了する期間に対して作成され、最初の半期報告書は、2009年5月31日に終了する期間に対して作成されました。

B．日本における開示

監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）（以下「金融商品取引法」といいます。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」といいます。）等を通じて、これを開覧することができます。

受益証券の販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。管理会社は、サブ・ファンドの財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等を通じて閲覧することができます。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に従い、サブ・ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後、遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書（全体版）および交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実の販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のサブ・ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は受益者から請求があった場合、販売取扱会社より交付されます。

(6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督および執行権限を有します。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制は、所定の詳細事項および監査済財務書類をCIMAに毎年提出することを義務付けています。「規制された投資信託」として、CIMAは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAによるこれらの要求を遵守しない場合、CIMAは受託会社に高額な罰金を課すことができ、またCIMAはファンドの解散を裁判所に申請することができます。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、ファンドのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）を行使することができます。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資目的および投資方針

サブ・ファンドの投資目的は、短期の元本確保および流動性を達成することです。本投資目的を追求するため、サブ・ファンドの資産は、直接または投資先ファンドへの投資を通じて間接的に公社債、コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金に投資されます。

投資先ファンドは、受益証券発行マネー・マーケット集団投資スキームとして構成されます。投資先ファンドの主な目的は、元本確保および流動性に相応する高水準の現行利息を獲得することです。（元本確保とは反対の）キャピタル・ゲインは二次的な重要性を有します。投資先ファンドは、海外（すなわち、南アフリカ共和国を拠点としないもの）のエクスポージャーを直接的にも間接的にも有することができません。投資先ファンドは、ダイナミックなキャッシュ・マネジメントへの需要に応じて設定されました。投資先ファンドは、従来から多額の現金残高を有するものの業務上の理由により流動性を維持することを希望する顧客を対象に設定されています。顧客は、有利な手数料で大口のキャッシュ・マネジメント・レートによる利益を得ます。投資先ファンドは、2002年集団投資スキーム管理法において認められている適正に格付けされた金融商品に投資します。これらには、南アフリカ共和国で事業を行う認可を有する南アフリカ共和国以外の銀行に加えて、南アフリカ共和国の主要な5つの銀行グループが発行する金融商品が含まれます。一定の政府発行銘柄、政府により保証された準政府発行証書および最も格付の高い企業の銘柄も随時本ポートフォリオへの組み入れが検討されることがあります。

投資先ファンドは、スタンリブ・コレクティブ・インベストメンツ（RF）・プロプライエタリー・リミテッド（STANLIB Collective Investments (RF) Proprietary Ltd.）をその投資運用会社に任命しました。

同社は、南アフリカ共和国の2002年集団投資スキーム管理法に基づく証券の集団投資スキームの認可マネージャーであり、集団投資協会のメンバーであり、スタンリブ・リミテッド（STANLIB Limited）（以下「スタンリブ」といいます。）の子会社です。

スタンリブは、8つのアフリカ諸国に拠点を置き、また、北米、英国、欧州、中東、アジアに連携するビジネス・パートナーを有するマルチスペシャリストの投資企業です。

固定金利、クレジット、上場資産、株式、マルチ・アセット・アロケーション、マルチ・マネジメント、代替投資を専門とする専任チームを擁するスタンリブは、幅広い専門家の深い知識を活用しています。

このような独自のスキルと視点を組み合わせることにより、スタンリブは、顧客（個人投資家および機関投資家の双方）が財務目標を達成するための、より役立つ情報に基づいた意思決定を行うことができます。

2019年12月31日現在、スタンリブは、50万人以上の個人投資家および機関投資家向けに420億米ドルの資産を運用および管理しています。

サブ・ファンドは、日本証券業協会のガイダンスに定められた「特化型運用ファンド」です。特化型運用ファンドとは、支配的な銘柄が存在するか、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。ある特定の発行体が発行する銘柄の時価総額がサブ・ファンドの投資対象候補銘柄の時価総額の10%を超える場合、かかる特定の発行体が発行する銘柄は支配的な銘柄に該当します。後記「（５）投資制限」の項に記載される基準を満たす短期金融商品の発行体は限定されているため、サブ・ファンドには支配的な銘柄が存在するか、または存在することとなる可能性が高くなります。したがって、サブ・ファンドは純資産額の10%を超えて特定の銘柄を組み入れる可能性があり、特定の銘柄への投資が集中する可能性が高くなります。特定の銘柄への投資が集中する結果、その銘柄のパフォーマンスが悪かった場合、または当該発行体の経営破綻や財務状況の悪化が生じた場合には、サブ・ファンドの総収益に重大な悪影響が発生することがあります。

投資先ファンドの投資目的が達成されるとの保証はありません。

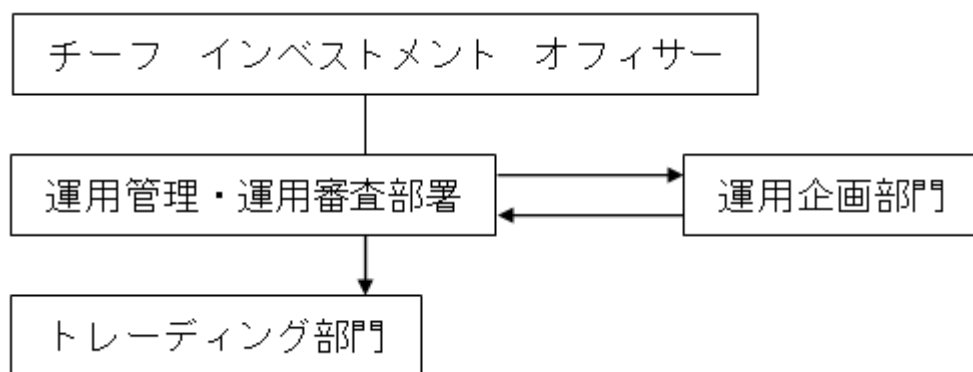
（２）【投資対象】

サブ・ファンドの主な投資対象は、投資先ファンドです。投資先ファンドの運用の基本方針、主要な投資対象等については前記「（１）投資方針」の項をご参照下さい。

（３）【運用体制】

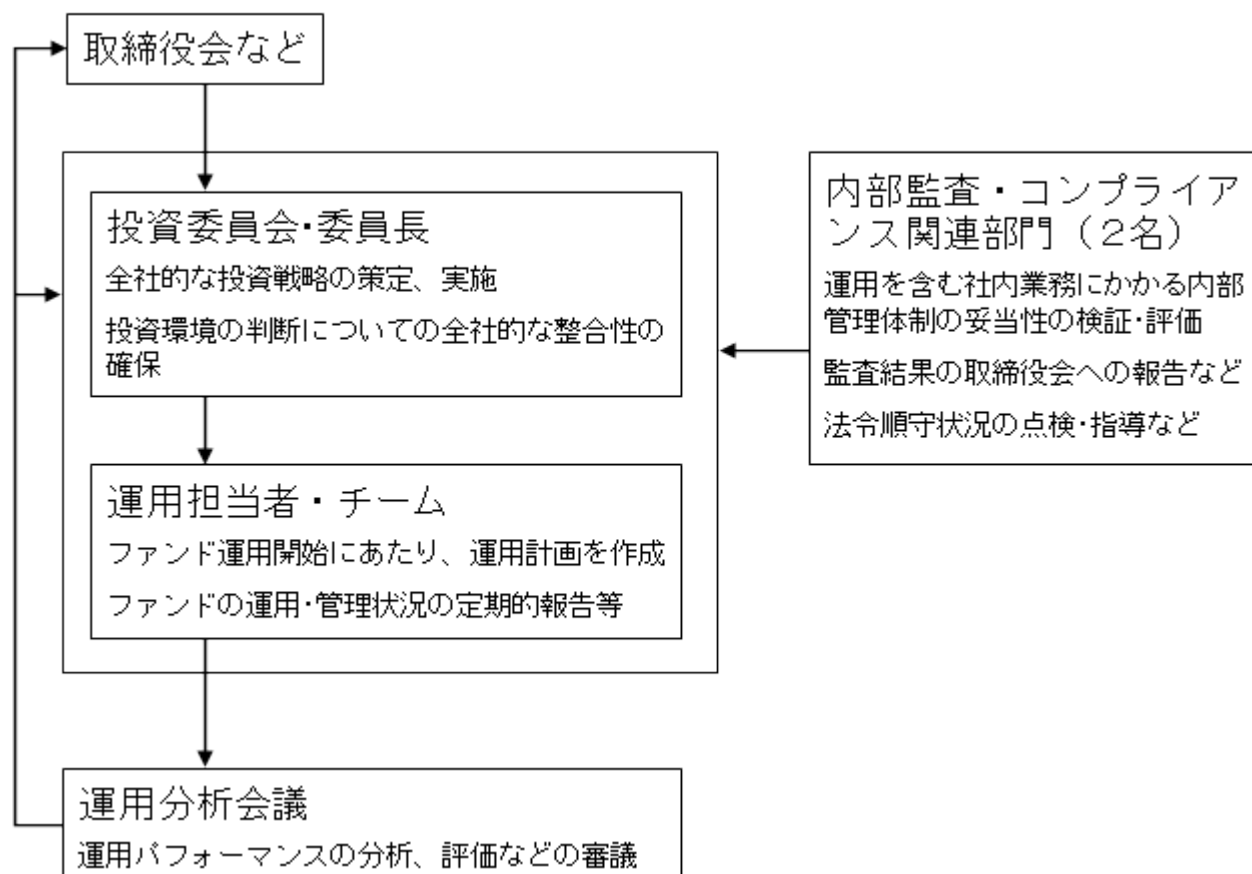
管理会社は、投資制限および借入制限に反してサブ・ファンドの資産が使用または投資されることを回避するため合理的な措置を講じながら、規定されたサブ・ファンドの投資目的を誠実に遂行します。

管理会社における運用体制は、以下のとおりです。



管理会社では、ファンドの運用に関する社内規定として、スワップ取引、信用リスク管理、資金の借入れ、外国為替の予約取引等に関して各々、取扱基準を設けています。

管理会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織等は、以下のとおりです。



管理会社によるファンドの関係法人（販売会社を除きます。）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、月次の純資産照合、勘定残高照合などを行っています。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っています。

（４）【分配方針】

サブ・ファンドは、収益の分配を行わない方針です。サブ・ファンドが得た収益は再投資され、基本受益証券の価額に反映されます。一般的な分配方針にかかわらず、管理会社は、管理会社が決定する日に管理会社が決定する価格で各受益者に各会計期間に関する分配金を支払うよう、受託会社に対して命じることができます。当該分配金はサブ・ファンドの収益から支払われます。

ある会計期間に関する分配金は、関連する分配日において基本受益証券がその者の氏名で事務代行会社により保管される受益者名簿に登録されている者に支払われ、かかるすべての分配金はセント単位で切り捨てられます。

日本の受益者が各会計期間に関し分配金を受け取ることができる場合、かかる分配金は、口座約款に従い、販売取扱会社が支払います。

将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではありません。分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

（５）【投資制限】

サブ・ファンドに適用がある投資制限は、以下の通りです。

- (a) サブ・ファンドは、その資産を現金、現金等価物および投資先ファンドの受益証券以外に投資しません。
- (b) サブ・ファンドは、デリバティブ取引を締結しません。
- (c) サブ・ファンドは、空売りの結果、純資産価額の100%を超える額の証券の交付を義務付けられるような空売りは行いません。
- (d) サブ・ファンドが保有する一つの会社の発行済株式の総数は、他のサブ・ファンドまたは管理会社が運用するその他の投資信託が保有する当該会社の発行済株式の総数と合計して、当該会社の発行済株式総数の50%を超えることができません。
- (e) サブ・ファンドは、私募株式、非上場株式またはその他の直ちに換金できない株式への投資の結果、当該投資の直後において、サブ・ファンドが保有するこれらの全投資対象の総額が純資産価額の15%を超えることになるような投資を行いません。ただし、日本証券業協会の発行する外国証券の取引に関する規則第16条に規定されている外国投資信託受益証券の選別基準（随時改訂または代替済）が要求する価格の透明性を確保する適切な方法がとられている場合はこの限りではありません。
- (f) 管理会社が自己または受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、もしくはサブ・ファンドの資産の運用の適正を害する取引は禁止されています。
- (g) 管理会社は、サブ・ファンドのために、いかなる種類の株式に対する投資または出資に対する投資も行いません。
- (h) 管理会社は、サブ・ファンドのために、（イ）株式に対する投資もしくは出資に対する投資を行う契約型投資信託または（ロ）会社型投資信託に投資することはできません。
（注）上記（g）項および（h）項にいう「出資に対する投資」とは、株式の形式をとらない持分への投資を意味し、特に、株式会社として設立されていない会社の持分への投資がこれに含まれます。
- (i) 管理会社は、サブ・ファンドのために、投資先ファンドへの投資により、間接的に、一つの主体により発行され、組成されまたは引き受けられた、有価証券および金銭債権を、その価値（以下「債券等エクスポージャー」といいます。）が純資産価額の35%を超えて保有することはできません（当該債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。）。（注：担保付取引の場合は、担保評価額が控除され、当該主体に対する債務がある場合は、債務額が控除されます。）

上記(i)の制限からの逸脱が生じた場合、管理会社は、当該逸脱を認識した日から起算して1か月以内に、かかる逸脱を是正するようにします。逸脱の是正を1か月以内に行うことができない場合、受益者の利益を考慮しつつ、実務上できる限り速やかにかかる逸脱の是正を行うものとします。管理会社は以下の場合、上記(i)を逸脱することが認められます（以下「認められた逸脱」とい

います）。(a) 受益証券について大量の買付申込みまたは買戻請求が行われたと管理会社が単独で決定する場合、(b) サブ・ファンドが投資する市場もしくは投資対象について突然もしくは重要な変更または管理会社の合理的なコントロールが及ばないその他の事象が生じると管理会社が単独の裁量において予測する場合、および/または(c) (x) サブ・ファンドの終了を準備するため、または(y) サブ・ファンドの資産の規模の結果として、かかる逸脱が合理的に必要であると管理会社が単独の裁量で判断する場合。

認められた逸脱およびその是正は、かかる是正から3か月以内に受益者に開示されるものとします。

借入れ

買戻代金を支払う目的およびサブ・ファンドの費用を負担する目的でのみ、サブ・ファンドの勘定において金銭の借入れを行うことができますが、かかる借入れは、純資産価額の10%を超えないものとします。サブ・ファンドの勘定において投資目的で金銭の借入れを行うことはできません。

3【投資リスク】

リスク要因

受益証券への投資には一定のリスクが伴います。本項は、受益証券への投資に伴うリスクを完全に網羅することを目的とするものではありません。投資を予定する者は、本書全体を慎重に検討し、必要な場合には、受益証券の申込みを行う前に自己の専門アドバイザーに相談するべきです。

サブ・ファンドに関するリスク

投資者は、受益証券の価格が上昇する場合がありますが、下落する場合もあることを認識すべきです。サブ・ファンドへの投資には、重大なリスクが伴います。受益証券の流通市場が存在する可能性は低いため、日本の受益者は、毎日の買戻しによってのみ、自己の受益証券を処分することができます。投資者は、サブ・ファンドへの投資額の大部分または全部を失う可能性があります。このため、各投資者は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクを負担できるか否かを慎重に検討しなければなりません。リスク要因に関する以下の記述は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを目的とするものではありません。

流通市場の欠如

受益証券の流通市場が存在することは想定されていません。このため、日本の受益者は、毎日の買戻しによってのみ、自己の受益証券を処分することができます。買戻日に受益証券の買戻しを行う販売取扱会社の能力は、サブ・ファンドの基本受益証券の買戻しを行う管理会社の能力または裁量に依拠します。買戻日に基本受益証券の買戻しを行う管理会社の能力は、投資先ファンドの受益証券を買い戻す投資先ファンドの能力または裁量に依拠します。投資先ファンドが投資先ファンドの受益証券を買い戻すためにそのポートフォリオ持分を清算することができない場合、管理会社は、純資産価額の算定および基本受益証券の買戻しを停止しなければなりません。

投資目的および取引リスク

サブ・ファンドへの投資には、重大なリスクが伴います。管理会社は、損失可能性を最小限に留める目的で策定された戦略を実施する予定ですが、かかる戦略が成功するとの保証はありません。

投資先ファンドに関連する信用リスク

サブ・ファンドは、支払不能、破産その他の原因を問わず、投資先ファンドが投資先ファンドの受益証券に関し義務を履行することができないというリスクを負います。投資先ファンドの受益証券の買戻代金を支払う投資先ファンドの義務は、担保されていません。投資先ファンドへの投資金額が全額返還されず、純資産価格および受益証券の買戻価格に悪影響が及びリスクがあります。

保管会社に関連する信用リスク

投資先ファンドの受益証券は、サブ・ファンドのために保管会社により保有されるため、サブ・ファンドは、事実上、保管会社の信用リスクに服します。

投資先ファンドに関するリスク

サブ・ファンドへの投資には、投資先ファンドへの投資のリスクが及びます。投資先ファンドへの投資は、投資先ファンドの投資対象の市場価額の変動に起因する相当のリスクを伴います。短期金融市場への投資は相当程度のリスクを伴います。投資先ファンドが投資を予定している投資対象は、突然の予期しない重大な価格変動が生じる場合があるため、この種の投資に伴うリスクは、他の種類の投資に通常関連するリスクより大きいことに留意する必要があります。この結果、当該投資対象の取引により、短期間に投資先ファンドの受益証券1口当たり純資産価格が減少したり増加することがあります。したがって、かかる投資の損失を負担することができる者のみが投資するべきです。

投資先ファンドが投資目的を達成できるまたは相当な損失を回避できるという保証はありません。外国投資には国際的な為替レートの変動から生じるリスクが追加されます。

管理会社に対して投資運用会社が強調する投資先ファンドへの投資に関するリスク

南アフリカ・マネー・マーケット集団投資スキームとしての投資先ファンドに関連する政治経済的リスク

投資予定者は、投資先ファンドへの投資には投資対象の価額に影響を及ぼす可能性がある南アフリカ共和国市場の政治経済的状況を原因とする大きなリスクが含まれることを承知しておくべきです。特に、南アフリカ共和国のマネー・マーケット集団投資スキームへの投資は、南アフリカ共和国の金利変動、ポートフォリオのデュレーション・リスクおよび投資先の短期金融商品の発行者の信用格付の影響を受けます。

南アフリカ・マネー・マーケット集団投資スキームとしての投資先ファンドに関連するボラティリティ・リスク

他の新興市場と同様に、南アフリカ共和国市場は、比較的少ない取引高に直面したり、流動性が低い期間または相当程度価格が不安定な期間が存在する場合があります。南アフリカ共和国のマネー・マーケット集団投資スキームは、通常、1口当たり1ランドの安定した価格の維持を追求しますが、投資先の投資商品に信用事由が生じた場合または金利の急上昇と多額の流出が同時に生じ、その結果、ポートフォリオに計上されている取得費用に発生済みの価額を加算した額を下回る時価で投資対象の売却をすることになる場合、この1ランドの安定した価格が失われるおそれがあります。

南アフリカ・マネー・マーケット集団投資スキームとしての投資先ファンドに関連する流動性リスク

南アフリカ共和国市場は先進国市場に比べて流動性に欠けます。投資者は、支払および買戻しが常に予定された時間内に行われるものではないことを了解しておくべきです。南アフリカ共和国集団投資スキームとして、投資先ファンドは、残存投資者をポートフォリオの価額の過度な下落から保護するために仕組まれた方法で多額の流出を管理するため、大量の買戻請求を「制限」することが認められています。

南アフリカ・マネー・マーケット集団投資スキームとしての投資先ファンドに関連する信用リスク

投資先ファンドは、そのポートフォリオを構成する投資先マネー・マーケット商品の発行体の信用リスクにさらされます。

南アフリカ・マネー・マーケット集団投資スキームとしての投資先ファンドに関連する通貨変動リスク

投資先ファンドによる投資および投資先ファンドが受領する収益の大半はランド建てです。投資者は本通貨の突然の平価切下げまたは平価切上げの可能性を了解しておくべきです。

投資先ファンドへの投資に関連する税務リスク

投資者は、南アフリカ共和国の税務システムが急速に変更されてきたことに留意すべきです。当該変更は警告なく行われ、遡及的効果が適用される場合があります。投資先ファンドの収益および利益には、税金、関税、査定または南アフリカ共和国政府により課されるその他の政府手数料が賦課される場合があります。これにより、投資先ファンドの純資産価額、ひいてはサブ・ファンドの純資産価額が悪影響を受ける場合があります。さらに、投資先ファンドの投資対象に生じた利益が、現在または将来の税金、関税、査定または南アフリカ共和国歳入機関により課されるあらゆる性質のその他の政府課徴金についてまたはこれらを理由として源泉徴収または控除の対象になる場合があります。

投資運用会社のパフォーマンスに関連するリスク

短期金融商品の投資機会の見極めおよび活用は、相当程度の不確実性を伴います。投資運用会社が投資先ファンドの資産を割り当てる適切な投資機会を見つけることができる保証はありません。投資運用会社が投資目的を達成し、投資先ファンドの投資制限を実現するとの保証はありません。投資運用会社は、投資先ファンドへの投資の結果、サブ・ファンドが負担する損失または損害について、当該損失または損害が投資運用会社の側の不誠実または過失から直接生じた場合を除き、責任を負いません。

投資先ファンドの他の投資者の行為

サブ・ファンドは、投資先ファンドに受益証券発行手取金の全部またはほぼ全部を投資します。サブ・ファンドは、投資先ファンドに対する大きなエクスポージャーを有するため、投資先ファンドに投資する他の投資者の行為に大きく影響される場合があります。例えば、より規模の大きな投資者が投資先ファンドから資金を引き出す場合、残存資金は、より高額の運営費用を分担することになり、これによりリターンが引き下げられることとなります。サブ・ファンドを含む投資先ファンドの投資者による短期間の大口の資金引出しにより、投資先ファンドに最も経済的利益をもたらす時期または

方法によらない投資ポジションの清算が必要になる場合があり、このため投資先ファンドの純資産価額、ひいてはサブ・ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼすおそれがあります。

かかる上記の記載は、サブ・ファンドによる投資先ファンドへの投資に関連するすべてのリスクおよびその他の重要な勘案事項（適用ある法律上、税務上および会計上の勘案事項を含みます。）を開示するものではありません。

上記のリスク要因の記載は、すべてを開示したものではなく、また本募集に伴うリスクの完全な説明を意図するものではありません。投資予定者は、サブ・ファンドに投資するか否かを判断する前に、本書全体を読む必要があります。

リスクに対する管理体制

上述のサブ・ファンドに関連するリスクは、管理会社により監視されています。

サブ・ファンドは、デリバティブ取引等を行っていません。

リスクに関する参考情報

リスクに関する参考情報



下記グラフは、サブ・ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

サブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2015年4月～2020年3月の5年間に於けるサブ・ファンドの基本受益証券の分配金再投資1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものです。



サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

2015年4月～2020年3月の5年間に於ける年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、サブ・ファンドの基本受益証券と他の代表的な資産クラスとの間で比較したものです。このグラフは、サブ・ファンドの基本受益証券と代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

(ご注意)

- サブ・ファンドの年間騰落率は、サブ・ファンドの表示通貨であるランド建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にサブ・ファンドの基本受益証券へ再投資したとみなして算出したものです。ただし、サブ・ファンドについては分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は基本受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。
- サブ・ファンドの基本受益証券の年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。
- サブ・ファンドの基本受益証券と他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- サブ・ファンドの基本受益証券は、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
日本株・・・TOPIX（配当込み）
先進国株・・・FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）
新興国株・・・S&P 新興国総合指数
日本国債・・・BBGバークレイズE1年超日本国債指数
先進国債・・・FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）
新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数（円ベース）
（注）S&P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P.が円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、サブ・ファンドは、東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、東京証券取引所は、サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

申込手数料は課されません。

日本国内における申込手数料

申込手数料は課されません。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻手数料

買戻手数料は課されません。

日本国内における買戻手数料

買戻手数料は課されません。

（３）【管理報酬等】

（イ）受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの資産から、毎日発生する以下の料率による報酬を四半期毎に後払いで受領する権利を有します。ただし、ある暦年に関し受託会社に対し支払われる報酬が累積ベースで45,000米ドル以下である場合は常に、受託会社は、サブ・ファンドの資産から、45,000米ドルと当該暦年に関し受託会社に対し支払われる報酬の累積金額との差額に相当する追加金額を受領する権利を有するものとします。

(a) 純資産価額の100,000,000米ドル以下の部分について年率0.055%

(b) 純資産価額の100,000,000米ドルを超え200,000,000米ドル以下の部分について年率0.040%

(c) 純資産価額の200,000,000米ドルを超える部分について年率0.010%

受託報酬は、サブ・ファンドの受託業務の対価として支払われます。

また、受託会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドにかかるまたはこれに関して適切に発生する政府その他類似の費用、税金、課金、賦課金ならびに一切の合理的な立替費用の払戻しを受ける権利を有します。

2019年11月30日に終了した会計年度の受託報酬は、672,066ランドでした。

（ロ）事務代行報酬

事務代行会社は、サブ・ファンドに対する事務代行業務の提供につき、サブ・ファンドの資産から、以下の料率による事務代行報酬を、暦四半期毎に後払いで受領する権利を有します。ただし、最低報酬額を年間54,000米ドルとします。

(a) 純資産価額の100,000,000米ドル以下の部分について年率0.135%

(b) 純資産価額の100,000,000米ドルを超え300,000,000米ドル以下の部分について年率0.12%

(c) 純資産価額の300,000,000米ドルを超え500,000,000米ドル以下の部分について年率0.09%

(d) 純資産価額の500,000,000米を超える部分について年率0.06%

事務代行報酬は、サブ・ファンドの事務代行業務、受益者名簿の保管業務および名義書換業務の対価として支払われます。

また、事務代行会社は、サブ・ファンドに対する名義書換機関としての業務の提供につき、サブ・ファンドの資産から、月額900米ドルおよび1取引当たり20米ドルの取引報酬を受け取ることができます（暦四半期毎に後払い）。

2019年11月30日に終了した会計年度の事務代行報酬は、1,000,726ランドでした。

（ハ）管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産価額の年率1.20%を上限とする報酬を暦四半期毎に後払いで受領する権利を有します。

管理報酬は、サブ・ファンドの資産の運用管理業務、基本受益証券の発行・買戻業務の対価として支払われます。

また、管理会社は、サブ・ファンドの資産から、管理会社が提供した業務に関連して合理的に負担した立替費用について払戻しを受ける権利があります。

2019年11月30日に終了した会計年度の管理報酬は、3,027,738ランドでした。

（二）販売報酬

日本における販売会社は、合計してサブ・ファンドの資産から、純資産価額の年率0.55%を上限とする報酬を、日本における各販売会社の手配により申し込まれた受益証券の純資産価額に応じて日本における販売会社の間で比例按分して暦四半期毎に後払いで受領する権利を有します。

販売報酬は、受益証券の日本における販売および買戻しの取扱業務の対価として支払われます。

2019年11月30日に終了した会計年度の販売報酬は、1,360,901ランドでした。

（ホ）代行協会員報酬

代行協会員は、サブ・ファンドの資産から、純資産価額の年率0.25%の報酬を暦四半期毎に後払いで受領する権利を有します。

代行協会員報酬は、サブ・ファンドに関する受益証券1口当たり純資産価格の公表および目論見書、運用報告書その他の書類の販売会社等に対する送付等の代行協会員業務の対価として支払われます。

また、代行協会員は、サブ・ファンドの資産から、代行協会員が提供した業務に関連して合理的に負担した立替費用について払戻しを受ける権利を有します。

2019年11月30日に終了した会計年度の代行協会員報酬は、615,449ランドでした。

（ヘ）保管報酬

保管会社は、サブ・ファンドの資産から、（ ）純資産価額の年率0.02%、および（ ）1取引当たり20米ドルの取引報酬からなる報酬を暦四半期毎に後払いで受領する権利を有します。ただし、最低報酬額を年間12,000米ドルとします。

保管報酬は、サブ・ファンドの資産の保管業務の対価として支払われます。

また、保管会社は、サブ・ファンドの資産から、特に保管口座維持費用、1送受金取引当たり10米ドルの送受金報酬、第三者外国為替取引費用、普通代理人サービス報酬および通信費を含む一定の追加保管手数料を受領する権利を有します。

2019年11月30日に終了した会計年度の保管報酬は、243,896ランドでした。

（４）【その他の手数料等】

サブ・ファンドは、(a) サブ・ファンドのために行われたすべての取引の費用、(b) () 弁護士報酬、税理士報酬、監査報酬、() あらゆる証券取引に関する仲介手数料（もしあれば）および発行または譲渡にかかる税金、() 副保管会社の報酬、() 政府または省庁に対して支払われるすべての税金および手数料、() 借入金に対する利息、() 投資者に対するサービスのための通信費、サブ・ファンドの受益者集会に関するすべての費用、ならびに運用報告書、委任状、目論見書およびこれに類する資料の作成、印刷、配布、広告にかかる費用、() 発行費用（もしあれば）、() 訴訟費用、補償のための費用および通常の営業によっては生じることのない特別な費用、() コーポレート・ファイナンスまたはサブ・ファンドの設立に関する専門家に対する報酬を含んだその他すべての運営費用を含むがこれらに限定されない、サブ・ファンドの事務管理費用を負担します。なお、特定のサブ・ファンドに直接帰属しない報酬および費用については、各サブ・ファンドにおいて、純資産価額の割合に応じて負担します。これらの費用・手数料は、運用状況等により変動するため事前に料率または上限額を表示することができません。

また、サブ・ファンドが投資先ファンドの受益証券の投資者として投資運用会社に支払う以下の報酬を負担することに投資者は留意すべきです。以下の報酬は、投資先ファンドの投資運用業務の対価として支払われます。

- (a) サブ・ファンドによる投資元本総額が500,000,000ランド以下の場合、サブ・ファンドの投資元本総額の年率0.29%（付加価値税を含みます。）を上限とする報酬が、毎月後払いされ、当該月の運用資産の平均日額に基づき毎月計算されます。
- (b) サブ・ファンドによる投資元本総額が500,000,000ランドを超え1,000,000,000ランド未満の場合、サブ・ファンドの投資元本総額の年率0.23%（付加価値税を含みます。）を上限とする報酬が、毎月後払いされ、当該月の運用資産の平均日額に基づき毎月計算されます。
- (c) サブ・ファンドによる投資元本総額が1,000,000,000ランド以上の場合、サブ・ファンドの投資元本総額の年率0.17%（付加価値税を含みます。）を上限とする報酬が、毎月後払いされ、当該月の運用資産の平均日額に基づき毎月計算されます。

また、監査報酬、弁護士費用、コンサルタント報酬、取引費用、広告費およびその他の継続的立替費用を含む（ただし、これらに限定されません。）追加の報酬が投資先ファンドから支払われることがあります。さらに投資先ファンドは適用ある税金を支払う必要があります。これらの費用・手数料は、運用状況等により変動するため事前に料率または上限額を表示することができません。

2019年11月30日に終了した会計年度のその他の手数料等は、1,757,969ランドでした。

報酬、費用および手数料等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、サブ・ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、サブ・ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領した助言に基づいています。申込者は、受益者への課税が下記とは異なることがある旨認識しておくべきです。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく基本受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、専門家の助言を受けるべきです。

（Ａ）日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

(ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されますので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

(ニ) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。）または金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。)

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦

貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

（ヘ）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなります。

（ト）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

（イ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

（ロ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

（ハ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

（ニ）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。

（ホ）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

（ヘ）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなります。

（ト）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

（Ｂ）ケイマン諸島

ファンドは、ケイマン諸島の総督から、ケイマン諸島信託法第81条に基づき、ファンドの設定日から50年間、所得、または元本資産、収益もしくは価格上昇に対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税、相続税の性質を有する税金を課するために制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、ファンドを構成する財産またはファンドに生じる利益に適用されず、またかかる財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されないとの保証を受けています。

ケイマン諸島において、サブ・ファンドの基本受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。本書の日付現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】

(2020年 3 月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (ランド)	投資比率 (%)
投資信託	南アフリカ	229,809,527.50	90.14
現金・その他の資産 (負債控除後)		25,138,536.51	9.86
合計 (純資産価額)		254,948,064.01 (約1,542百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2020年 3 月末日現在)

銘柄	国名	種類	保有株数 (株)	取得原価 (ランド)		時価 (ランド)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
STANLIB インスティテュー ショナル・マ ネー・マーケッ ト・ファンド	南アフリカ	投資信託	229,809,527.50	1.00	229,809,527.50	1.00	229,809,527.50	90.14

【投資不動産物件】

該当事項はありません (2020年 3 月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません (2020年 3 月末日現在)。

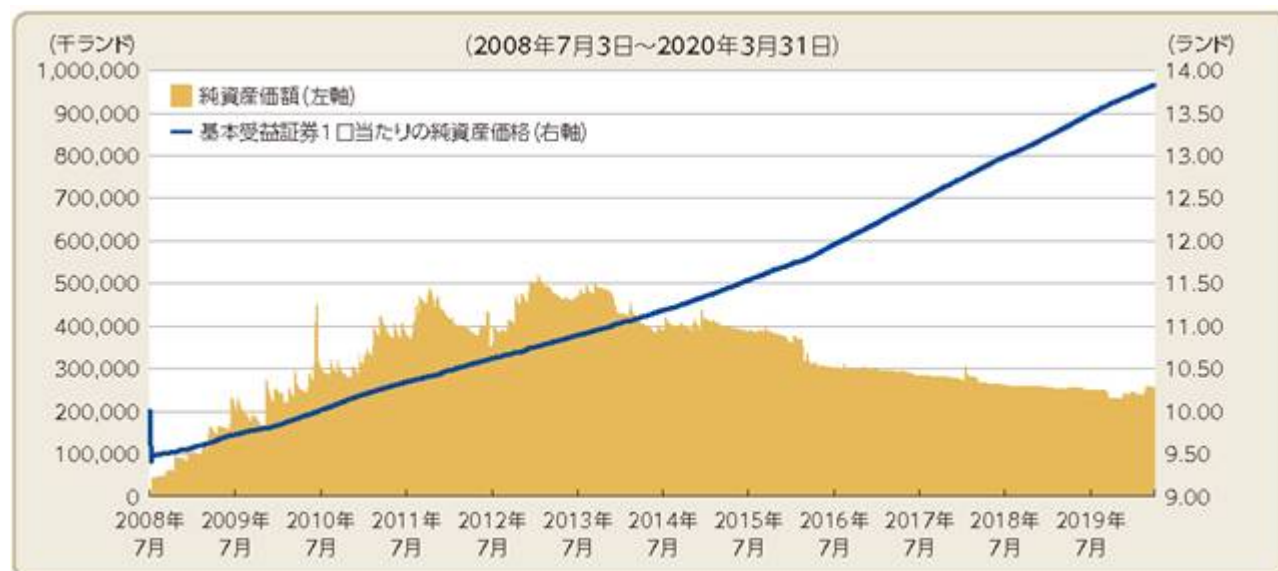
(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2020年3月末日前一年間における各月末および下記会計年度末の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資産価額		基本受益証券 1口当たりの純資産価格	
	千ランド	百万円	ランド	円
第3会計年度末 (2010年11月30日)	292,615	1,770	10.17	62
第4会計年度末 (2011年11月30日)	437,640	2,648	10.45	63
第5会計年度末 (2012年11月30日)	454,676	2,751	10.73	65
第6会計年度末 (2013年11月30日)	470,074	2,844	11.01	67
第7会計年度末 (2014年11月30日)	399,866	2,419	11.32	68
第8会計年度末 (2015年11月30日)	375,010	2,269	11.69	71
第9会計年度末 (2016年11月30日)	301,158	1,822	12.16	74
第10会計年度末 (2017年11月30日)	277,221	1,677	12.69	77
第11会計年度末 (2018年11月30日)	256,819	1,554	13.18	80
第12会計年度末 (2019年11月30日)	239,511	1,449	13.69	83
2019年4月末日	255,346	1,545	13.39	81
5月末日	251,233	1,520	13.44	81
6月末日	250,027	1,513	13.48	82
7月末日	250,159	1,513	13.53	82
8月末日	251,112	1,519	13.58	82
9月末日	230,485	1,394	13.61	82
10月末日	230,166	1,393	13.65	83
11月末日	239,511	1,449	13.69	83
12月末日	243,049	1,470	13.72	83
2020年1月末日	237,723	1,438	13.76	83
2月末日	257,003	1,555	13.80	83
3月末日	254,948	1,542	13.83	84

< 参考情報 >



(注) 過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆または保証するものではありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

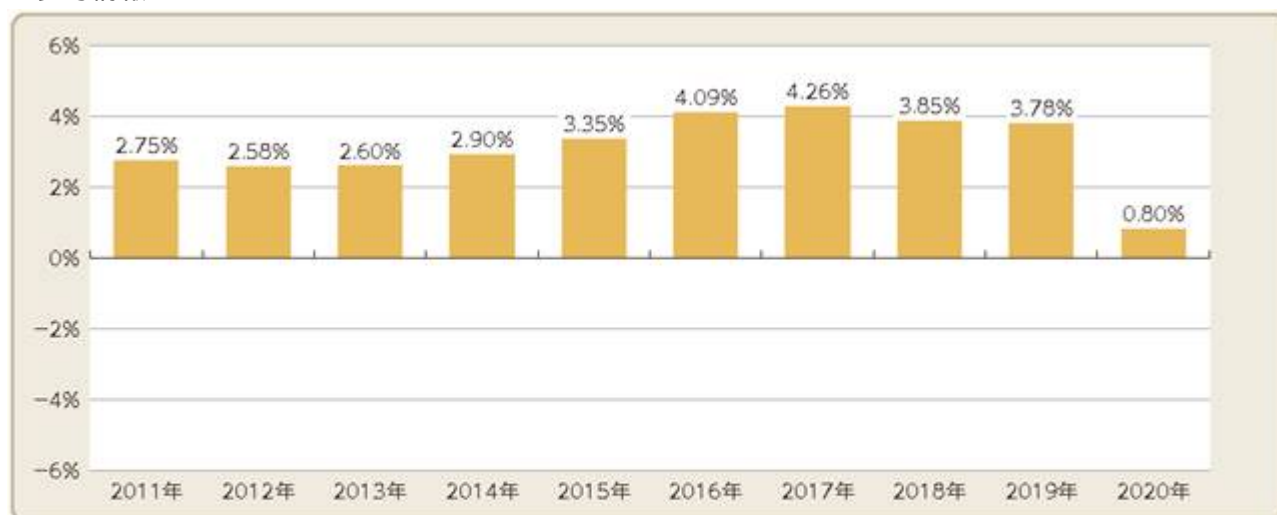
会計年度	収益率(%)
第3会計年度	3.67
第4会計年度	2.75
第5会計年度	2.68
第6会計年度	2.61
第7会計年度	2.82
第8会計年度	3.27
第9会計年度	4.02
第10会計年度	4.36
第11会計年度	3.86
第12会計年度	3.87

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末の基本受益証券1口当たり純資産価格(当該会計年度中の分配金の合計額(税引前)を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の基本受益証券1口当たり純資産価格(分配落の額)

< 参考情報 >



(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該暦年末の基本受益証券1口当たり純資産価格(当該暦年中の分配金の合計額(税引前)を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の基本受益証券1口当たり純資産価格(分配前の額)

(注2) 2020年については2020年1月1日から同年3月末日までの収益率となります。

(注3) 過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆または保証するものではありません。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済基本受益証券の口数は、以下のとおりです。

	販売基本受益証券口数	買戻基本受益証券口数	発行済基本受益証券口数
第 3 会計年度	56,954,460 (56,954,460)	51,879,753 (51,879,753)	28,772,404 (28,772,404)
第 4 会計年度	55,411,890 (55,411,890)	42,316,549 (42,316,549)	41,867,745 (41,867,745)
第 5 会計年度	30,443,504 (30,443,504)	29,945,491 (29,945,491)	42,365,758 (42,365,758)
第 6 会計年度	20,282,023 (20,282,023)	19,951,836 (19,951,836)	42,695,945 (42,695,945)
第 7 会計年度	14,324,894 (14,324,894)	21,693,587 (21,693,587)	35,327,252 (35,327,252)
第 8 会計年度	9,605,132 (9,605,132)	12,855,638 (12,855,638)	32,076,746 (32,076,746)
第 9 会計年度	7,484,427 (7,484,427)	14,804,367 (14,804,367)	24,756,806 (24,756,806)
第10会計年度	1,353,278 (1,353,278)	4,271,475 (4,271,475)	21,838,609 (21,838,609)
第11会計年度	3,210,910 (3,210,910)	5,567,821 (5,567,821)	19,481,698 (19,481,698)
第12会計年度	1,797,740 (1,797,740)	3,779,589 (3,779,589)	17,499,849 (17,499,849)

(注 1) () 内の数は本邦内における販売、買戻しおよび発行済基本受益証券口数です。

(注 2) 上記口数は、小数点以下を四捨五入して記載しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（イ）海外における販売手続等

申込み

基本受益証券の購入申込みは、各取引日に購入価格で行うことができます。

基本受益証券1口当たりの購入価格は、関連する取引日の2営業日前の評価日における純資産価額を当該評価日現在の発行済基本受益証券口数で除し、小数第5位を切り捨てて小数第4位まで計算されます。

手続

基本受益証券の申込人または追加の基本受益証券の申込みを希望する受益者は、記入した署名済み申込書をファックスで関連する取引日の午後2時30分（東京時間）または管理会社が一般的にもしくは個別に決定するその他の時間もしくは営業日までに事務代行会社が受領するように送付しなければなりません。申込金はサブ・ファンドの口座に関連する取引日から3営業日後の午後12時（正午）（東京時間）または受託会社が管理会社と協議の上一般的にもしくは個別に決定するその他の時間までに受領されなければなりません。これを怠った場合、申込みは申込書および申込金の受領直後の取引日まで繰り越され、その後、基本受益証券は当該取引日の購入価格で発行されます。管理会社は、日本における販売会社以外の適格投資家から受領した申込書を受諾または拒否するには事務代行会社と協議するものとし、事務代行会社と同意する必要があります。

すべての申込金は、申込者名義の口座から送金されるものとし、第三者による支払は認められません。

申込金の支払はすべてランド建てで行われるものとし、

基本受益証券の端数は、必要な場合（例えば、基本受益証券の端数の申込みまたは基本受益証券1口未満に相当する申込金の場合）発行されます。割り当てられる端数基本受益証券は小数第3位までとします。

基本受益証券の申込みに関し申込手数料は課せられません。

基本受益証券の申込みを行う申込人が関連する申込書において日本の金融庁長官の規制を受ける日本の証券販売業者であると特定された場合、管理会社は、その絶対的裁量で、基本受益証券の申込みの全部または一部を受諾または拒否することを決定することができます。基本受益証券の申込みを行う申込人が関連する申込書において日本の金融庁長官の規制を受ける日本の証券販売業者以外の者、企業または主体であると特定された場合、管理会社は基本受益証券の申込みの全部または一部を受諾または拒否することを決定することができますが、ただし、管理会社は、先ず受託会社および事務代行会社の書面による同意を得なければ、基本受益証券の申込みの全部または一部を受諾してはならないものとし、（さらに、かかる書面による同意は合理的な理由なく差し控えることができないものとし、）。基本受益証券の申込みが拒否された場合、申込時に支払われた金額またはその残額（場合によります。）は、可能な限り速やかに、関連する申込人のリスクおよび費用負担で（利息なしで）返還されます。

事務代行会社が受領した記入済みの申込書は、取消不能です。事務代行会社は、記入済み申込書の原本（および要求があれば事務代行会社が関連する申込人の身元および申込金の資金源を確認するためのすべての書類）を受領した後、認められた申込人に対して保有証明書を発行します。事務代行会社が、証明書の発行前に関連する申込人に対して追加情報を要求することを決定する場合、事務代行会社は、関連する申込人に書面で通知を行い、必要な情報を要求します。

最低申込額

申込人当たりの基本受益証券の最低申込額は、1口とします。受益者1人当たりの基本受益証券の最低追加申込額は、0.001口とします。

停止

受託会社は、管理会社の要求を受けて、後記「4 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 () 純資産価額の計算の停止」に記載される一定の状況において基本受益証券の発行の停止を宣言することができます。かかる停止期間中は、基本受益証券の発行は一切行われません。

受益証券の形式

すべての基本受益証券は、記名式基本受益証券です。受益者の資格は、受益者名簿への記載によって証明されるものであり、券面によるものではありません。

受益者名簿の写しは、合理的な通知を行った上、事務代行会社の事務所で通常の営業時間中に受益者の閲覧に供されます。

マネー・ロンダリング防止規則

ケイマン諸島に所在する者（受託会社を含みます。）が規制される業種の業務の過程において他の者が犯罪行為、テロ行為もしくはテロリストの財産に関与していることを知ったか、その疑いを抱いた場合、当該者はかかる情報または疑義を、() 開示が犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関連する場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（2020年改訂）に基づきケイマン諸島の財務報告庁に、または() 開示がテロリズムまたはテロリストの資金調達および財産への関与に関連する場合には、ケイマン諸島のテロリズム法（2018年改訂）に基づき巡査級以上の警察官に報告する義務が生じます。かかる報告は秘密漏えいまたは法令等により課される情報開示に対する規制の違反として取り扱われません。

適用ある法域においてマネー・ロンダリング防止を目的とする法令を遵守するため、投資予定者は管理会社に対し自己の身元を証明することを要求されます。管理会社は投資予定者の身元を確認する上で必要と考える情報を要求することができます。投資予定者が確認目的のために要求された情報の提出を遅滞するか、または実行しない場合、管理会社は申込みの受付を拒絶することができます。この場合、申込金は無利息で送金元の口座に返還されます。

(口) 日本における販売手続等

受益証券は、日本において各販売取扱会社を通じて申込みを行うことができます。日本における各受益者は受益証券の保管を販売取扱会社に委託する必要があり、各販売取扱会社はその名義で登録された基本受益証券に関連する日本の受益者のため保有します。

申込み

受益証券の購入申込みは、下記の場合を除き、各取引日に購入価格で行うことができます。

受益証券1口当たりの購入価格は、基本受益証券1口当たり購入価格を1,000で除し、小数第8位を切り捨てて小数第7位まで計算されます。

手続

日本の投資家または追加の受益証券の申込みを希望する日本の受益者は、口座約款に記載された手続に従い関連する販売取扱会社から受益証券の申込みを行うことができます。日本における申込取扱時間は、原則として、関連する取引日の午後2時30分（日本時間）までとします。

受益証券の端数は発行されません。

受益証券の申込みに関し申込手数料は課せられません。

管理会社は、その絶対的裁量で、受益証券の申込みの全部または一部を拒否することを決定することができます。かかる場合、申込時に支払われた金額またはその残額（場合によります。）は、関連する口座約款の要項に従い返還されます。申込期間は、上記期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより、随時更新されることがあります。

最低申込額

申込人当たりの受益証券の最低申込額は、受益証券1,000口とします。日本の受益者1人当たりの受益証券の最低追加申込額は、受益証券1口とします。

停止

受託会社は、管理会社の要求を受けて、後記「4 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 () 純資産価額の計算の停止」に記載される一定の状況において基本受益証券の発行の停止を宣言することができます。かかる停止期間中は、受益証券の発行は一切行われません。

非適格申込人

サブ・ファンドが本来負担することのない納税義務が発生するか、本来被ることのないその他の金銭上の不利を被ると管理会社が判断する場合、受益証券の募集または発行が行われないことがあります。

受益証券の形式

すべての受益証券は記名式です。日本の受益者の資格は、関連する販売取扱会社が保管する日本の受益者名簿への記載によって証明されるものであり、券面によるものではありません。

日本の受益者には、関連する口座約款に従い受益証券の保有の確認書が交付されます。

2【買戻し手続等】

(イ) 海外における買戻し手続等

基本受益証券は、各買戻日において受益者の選択により買戻しのため呈示することができます。本書記載の条件にかかわらず、ある買戻日について買戻通知が受領され、管理会社がその単独かつ絶対的な裁量で基本受益証券の買戻請求に応じるための投資先ファンドの受益証券の一部の買戻しが不可能であるかまたは買戻しが望ましくないと判断する場合、管理会社は、サブ・ファンドの原資産を清算し、買戻代金の支払を有効にすることが可能かまたは望ましいと判断する時点まで、基本受益証券の買戻しを無期限に延期することができます。管理会社は、かかる判断を下した場合、実務上合理的に可能な限り速やかに（可能な場合は、関連する買戻日から3営業日以内。）基本受益証券の保有者に郵便、電子メールまたはファックスにより買戻し延期の通知を行います。

基本受益証券の買戻しを希望する受益者は、記入済みの買戻通知を事務代行会社に要求されるその他の情報とともに買戻日の午後2時30分（東京時間）または管理会社が決定するその他の時間（特定の場合）までに事務代行会社が受領するように送付すべきです。これを怠った場合、買戻通知は翌買戻日まで保有され、基本受益証券はかかる買戻日に適用ある買戻価格で買い戻されます。

一旦行われた買戻通知は、通常管理会社が決定する場合または特別な場合を除き取消不能です。

ファックスで送信された場合、買戻通知の原本は追って郵送されなければならない、受益者は買戻通知をファックスで送付することを選択した場合、当該通知が受領されないリスクを負うことに留意すべきです。管理会社、受託会社、事務代行会社、代行協会員またはこれらの適式に任命された代理人もしくは委託者のいずれも、ファックス送信された申込書を受領していないことまたは申込書が判読不能なことから生じる損失につき責任を負いません。ファックスによる指示が受諾された場合、受益者は、当該指示に依拠した結果として直接または間接的に生じる損失、費用、手続、訴訟、請求またはその他の性質の債務につき受託会社、事務代行会社、管理会社、代行協会員およびこれらの委託者を補償することを要求されます。受託会社、事務代行会社、管理会社、代行協会員およびこれらの委託者は、適式に授權された者により署名されていると誠実に信じられている指示に基づき実行される行為に最終的に依拠することができ、またはかかる行為について責任を負うものではありません。

適用ある法域においてマネー・ロンダリング防止を目的とする規制を遵守するため、事務代行会社は、自らが買戻通知の処理に必要と考える情報を要求する権利を留保します。買戻し対象の基本受益証券を提出している受益者が事務代行会社に要求された情報提供を遅滞しているかもしくはこれを提供しない場合、または管理会社、受託会社、事務代行会社、代行協会員があらゆる法域におけるマネー・ロンダリング防止法を遵守することを確実にするために拒否が必要な場合、事務代行会社は、買戻通知の処理を拒否するかまたは買戻代金の支払を遅らせることができます。

買戻価格

基本受益証券1口当たり買戻価格は、関連する買戻日の2営業日前の評価日における純資産価額を当該評価日現在の発行済基本受益証券口数で除し、小数第5位を切り捨てて小数第4位まで計算されます。かかる切捨てによる利益は、サブ・ファンドにより保有されます。

基本受益証券の買戻価格を計算する目的において、管理会社は、基本受益証券1口当たり純資産価格から、資産の実現または買戻通知を充足する資金を提供するポジションの決済につきサブ・ファンドの勘定にかかる会計、販売手数料および合理的費用を反映する適切な引当金としてみなされる金額を差し引くことができます。

最低買戻し

買戻し当たりの最低買戻単位は基本受益証券0.001口です。

決済

本書の記載に従い、買戻代金は、可能な場合はいつでも、買戻日から3営業日以内またはこれより遅い場合には事務代行会社が記入済み買戻通知およびその他上記のとおり要求される情報を受領した時点で支払われます。支払は、受益者の危険および費用（送金手数料を除きます。）負担で、買戻しを請求する受益者が当該基本受益証券の申込金送金時に使用した口座宛てにランド建てで直接入金されます。ただし、事務代行会社がその単独の裁量で別途合意する場合にはこの限りではありません。買戻代金は、基本受益証券の買戻しを請求する登録済み受益者に対してのみ支払われ、第三者への支払は認められません。

停止

受託会社は、管理会社の要求を受けて、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価（ ）純資産価額の計算の停止」に記載される一定の状況において基本受益証券の買戻しの停止を宣言することができます。かかる停止期間中は、基本受益証券の買戻しは一切行われません。

強制買戻し

管理会社が、基本受益証券が適格投資家でないものによりもしくは適格投資家でない者のために保有されているか、またはかかる保有によりファンドもしくはサブ・ファンドが登録を要求され、課税対象になり、もしくはあらゆる法域の法に違反すると判断する場合、または管理会社が当該基本受益証券の申込みもしくは購入資金源の合法性に疑義を有する理由がある場合、管理会社は、当該基本受益証券の保有者に対し10日以内に受益証券を売却し（後記「3 受益証券の譲渡」の項の規定に従います。）管理会社に売却証明を提出するよう指示することができます。これを怠った場合、管理会社は当該基本受益証券の買戻しを指示することができます。強制的に買い戻される各基本受益証券の買戻価格は、当該強制買戻日またはその前日の評価日に決定する基本受益証券1口当たり純資産価格に、当該買戻しの資金として実現された当該評価日現在のサブ・ファンドの投資対象の公表価額およびその後の実現価額（基本受益証券の買戻手数料を控除します。）との差額を加減した額とします。

早期買戻し

サブ・ファンドの純資産価額が100,000,000ランドを下回った場合、管理会社は、その絶対的な裁量により、発行済基本受益証券の全部（一部は不可）の買戻しを決定することができます。強制的に買い戻される各基本受益証券の買戻価格は、当該強制買戻日に重なる評価日またはその直前の評価日に決定する受益証券1口当たり純資産価格に、当該買戻しの資金として実現された当該評価日現在のサブ・ファンドの投資対象の公表価額およびその後の実現価額との差額ならびに発行済受益証券の全部およびサブ・ファンドの終了（関係する場合）に関して受託会社が負担、支払または認識するすべての費用、手数料、経費およびその他の費用、偶発債務、請求および要求に関連する債務（債務のための引当金を含みます。）を加減した額とします。

(ロ) 日本における買戻手続等

日本の受益者は、関連する口座約款に記載された手続に従い、各買戻日において受益証券を買戻しのため呈示することができます。日本における買戻請求の取扱時間は、原則として、関連する買戻日の午後2時30分（日本時間）までとします。

前記「（イ）海外における買戻手続等」に記載されるところに従い、基本受益証券の買戻しが管理会社により無期限に延期された場合、日本における受益証券の買戻しも無期限に延期されます。

買戻価格

受益証券1口当たり買戻価格は、基本受益証券1口当たり買戻価格を1,000で除し、小数第8位を切り捨てて小数第7位まで計算されます。買戻しのため受益証券を呈示した日本の受益者に対して支払われる正味買戻金は口座約款に従い決定されます。

最低買戻し

受益証券の買戻し当たりの最低買戻単位は受益証券1口以上1口単位です。

決済

本書の記載に従い、買戻代金は、可能な場合はいつでも、販売取扱会社が関連する買戻請求の成立を確認した日から4営業日以内に関連する口座約款に従って支払われます。

停止

受託会社は、管理会社の要求を受けて、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価（ ）純資産価額の計算の停止」に記載される一定の状況において基本受益証券の買戻しの停止を宣言することができます。かかる停止期間中は、受益証券の買戻しは一切行われません。

強制買戻し

管理会社が、受益証券が適格投資家でないものによりもしくは適格投資家でない者のために保有されているか、またはかかる保有によりファンドもしくはサブ・ファンドが登録を要求され、課税対象になり、もしくはあらゆる法域の法に違反すると判断する場合、または管理会社が当該受益証券の申込みもしくは購入資金源の合法性に疑義を有する理由がある場合、管理会社は、当該受益証券の保有者に対し10日以内に受益証券を売却し管理会社に売却証明を提出するよう指示することができます。これを怠った場合、管理会社は当該受益証券の買戻しを指示することができます。強制的に買い戻される各受益証券の買戻価格は、当該強制買戻日またはその前日の評価日に決定する受益証券1口当たり純資産価格に、当該買戻しの資金として実現された当該評価日現在のサブ・ファンドの投資対象の公表価額およびその後の実現価額（受益証券の買戻手数料を控除します。）との差額を加減した額とします。受益証券の強制買戻しに関し日本の各受益者に対して支払われる正味買戻金は口座約款に従い決定されます。

早期買戻し

サブ・ファンドの純資産価額が100,000,000ランドを下回った場合、管理会社は、その絶対的な裁量により、発行済受益証券の全部（一部は不可）の買戻しを決定することができます。強制的に買い戻される各受益証券の買戻価格は、当該強制買戻日に重なる評価日またはその直前の評価日に決定する受益証券1口当たり純資産価格に、当該買戻しの資金として実現された当該評価日現在のサブ・ファンドの投資対象の公表価額およびその後の実現価額との差額ならびに発行済受益証券の全部およびサブ・ファンドの終了（関係する場合）に関して受託会社が負担、支払または認識するすべての費用、手数料、経費およびその他の費用、偶発債務、請求および要求に関連する債務（債務のための引当金を含みます。）を加減した額とします。受益証券の早期買戻しに関し日本の各受益者に対して支払われる正味買戻金は口座約款に従い決定されます。

3【受益証券の譲渡】

各受益者は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意に基づき、受託会社が随時承認する様式の書面をもって自らが保有する基本受益証券を譲渡することができます。ただし、譲受人は、関係法域もしくは該当法域の法律規定、政府等の要件もしくは規則の遵守上、または当該時に効力あるか、受託会社が別途に要求する受託会社の方針の遵守上、受託会社またはその適式に授權された代理人もしくは委託者が要求する情報を前もって提供するものとします。譲渡人はまた、(a)基本受益証券の譲渡が適格投資家に対してなされること、(b)譲受人は自らのために投資目的でのみ基本受益証券を取得すること、および(c)受託会社が自らの裁量で要求するその他の事項を受託会社に対して書面で表明することを要求されます。

受託会社は、譲渡人および譲受人またはこれらの者の代理人が譲渡証書に署名することを求めることができます。譲渡人は、当該譲渡が登録され、かつ譲受人の氏名が受益者として該当する受益者名簿に登録されるまでは受益者として留まり、当該譲渡対象の基本受益証券に対する権利を有するものとみなされます。譲渡は、譲渡証書の原本および上記の情報を受託会社が受領するまで登録されません。

4【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

（ ）純資産価額の計算

サブ・ファンドの純資産価額は、サブ・ファンドの評価日において、基本信託証書の方針に従い、サブ・ファンドの表示通貨で算定されます。

純資産価額は、各評価日においてサブ・ファンドが保有する投資先ファンドの受益証券およびサブ・ファンドのその他の資産の価額に基づいて計算されます。サブ・ファンドが保有する投資先ファンドの受益証券は、投資先ファンドの事務代行会社が提供する価格を用いて評価されます。事務代行会社および管理会社は、かかる価格を最終的なものとして扱い、かかる価格を独立して検証を行うことはありません。

基本受益証券一口当たり純資産価格は、純資産価額を発行済基本受益証券口数で除し、小数第5位を切り捨てて小数第4位まで計算されます。受益証券1口当たり純資産価格は、発行済受益証券口数で除し、小数第8位を切り捨てて小数第7位まで計算されます。

サブ・ファンドの資産は、とりわけ、以下の規定に従い算定されます。

- (a) (b)項が該当する集合投資スキームの持分を除き、下記の(c)項および(f)項の規定に従い、証券市場において建値され、上場され、取引され、もしくは扱われている投資対象の価値に基づくすべての計算は、最終取引価格または最終取引価格が得られない場合は、サブ・ファンドの関係する評価時点またはその直前における当該投資対象の主要な証券取引所または証券市場の最新の利用可能な取引売呼値および最新の利用可能な取引買呼値の仲値を参照して行われます。当該価格を決定するために管理会社および受託会社は自らが適宜選択する情報源（複数を含む。）の電子的な価格情報を使用し、これに依拠する権利を有します。
- (b) 下記(c)項および(f)項に従い、集合投資スキームにおける持分の価格は、当該集合投資スキームの受益証券または株式1口当たりについて公表された最終純資産価格（利用可能な場合）または、（前述が利用できない場合）サブ・ファンドに関連する評価時点またはその直前における当該受益証券または株式に関する最終公表買呼値とし、いずれの場合も当該集合投資スキームについての正式な価格情報を提供するために任命された管理事務代行会社またはその他の当事者により価格は提供されるものとします。
- (c) 純資産価格、買呼値および募集価格が上記(a)項および(b)項に記載するとおり利用不可である場合、関係する投資対象の価値は、管理会社が決定する方法で随時決定されます。
- (d) 上記(b)項が該当する集合投資スキームの持分を除き、未上場または市場で通常取引がない投資対象の価格は、関係するサブ・ファンドが当該投資対象を取得するために支払った金額に相当する当初価格（いずれの場合も印紙税、手数料およびその他取得に要する費用を含みます。）とします。ただし、管理事務代行会社は受託会社の承諾を得た上で、またはその要請を受けた際、受託会社が当該投資対象を評価する資格を有すると認可した専門家により再評価を行うことができます。
- (e) 未払いで未受領の手元現金、売掛金、前払費用および配当金の価格は、それが全額支払われ完全に受領される見通しがない場合を除き、その全額とし、かかる見通しがない場合、資産価格は管理会社がその公正価値を反映すると解釈する割引を行い、算定されます。
- (f) 上記にかかわらず、管理会社が、関係する状況を考慮した上で、当該調整またはその他の当該評価方法の利用が投資対象の公正価値を反映するために必要であると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、投資対象の価値を調整するか、またはその他の方法の利用を許可することができます。
- (g) 関係するサブ・ファンドの表示通貨以外の通貨建ての投資対象の価値（証券または現金のいずれかの価値であるかを問いません。）は、受託会社が、関係があるプレミアムまたは割引および交換費用を考慮した上で当該状況において適切とみなすレート（公式レート等であるかを問いません。）で、当該サブ・ファンドの表示通貨に換算されます。
- () 純資産価額の計算の停止
- 受託会社は、以下のいずれかの期間の全体またはその一部において、サブ・ファンドの純資産価額の決定ならびにサブ・ファンドの基本受益証券の発行および買戻しを停止することができ、かつ/または、サブ・ファンドの基本受益証券を買い戻した者に買戻金を支払う支払期間を延長できます。

- (a) サブ・ファンドの投資対象の相当部分が上場され、値付され、取引され、もしくは扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が閉場されており（通例の週末および休日の閉場を除きます。）、またはかかる証券取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている場合
- (b) 受託会社の意見によれば、サブ・ファンドによる投資対象の処分が合理的に実行不可能であるか、当該処分によりサブ・ファンドの受益者に大幅な不利益を与えると判断し得る状況が存在する場合
- (c) 投資対象の価値を確認するために通常用いられる何らかの手段が使用不能になった場合、またはその他の理由により投資対象もしくはその他のサブ・ファンドの資産の価値が合理的もしくは公正に確認できないと受託会社が判断した場合
- (d) サブ・ファンドの投資対象の買戻しもしくは処分、または当該買戻しもしくは処分にかかわる資金移動を通常の価格または取引所の通常のレートで執行することができないと受託会社が判断した場合

サブ・ファンドの受益者は当該停止の30日以内にその旨が記載された書面による通知を受けるものとし、当該停止が解除された場合迅速に報告を受けるものとします。

（２）【保管】

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、販売取扱会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

（３）【信託期間】

サブ・ファンドは、後記「（５）その他（ロ）サブ・ファンドの解散」に定める事由により終了しない限り、基本信託証書の日付から150年間継続します。

（４）【計算期間】

サブ・ファンドの決算期は毎年11月30日です。

（５）【その他】

（イ）発行限度額

基本受益証券の発行金額は、1,000億ランドを上限とします。

（ロ）サブ・ファンドの解散

サブ・ファンドは、以下のいずれかの事由が最初に発生した時点で終了します。

- (a) サブ・ファンドを存続させるかまたはファンドを他の法域に移転させることが違法、または、受託会社の意見によれば、実務上不可能、不可能もしくはサブ・ファンドの受益者の利益を害する場合
- (b) サブ・ファンドの受益者がサブ・ファンド決議により終了を決定した場合
- (c) 信託証書締結日から開始する150年の期間が経過した場合
- (d) 受託会社が退任する意図を書面により通知した場合、または受託会社に関し強制清算もしくは任意清算が開始した場合において、管理会社、受託会社または受益者が、かかる通知が出された後または清算が開始した後60日以内に、受託会社の後任として受託会社の職務を引き受ける用意がある他の会社を任命すること、またはその任命を手配することができない場合
- (e) 管理会社が退任する意図を書面により通知した場合または管理会社に関し強制清算もしくは任意清算が開始した場合において、受託会社が、かかる通知が出された後または清算が開始した後30日以内に、管理会社の後任として管理会社の職務を引き受ける用意がある他の会社を任命すること、またはその任命を手配することができない場合
- (f) 受託会社および管理会社が絶対的な裁量によってサブ・ファンドの終了を決定した場合

（ハ）信託証書の変更

受益者に対する30日前の書面による通知（受益者決議またはサブ・ファンド決議（場合によります。）により放棄されることがあります。）により、受益者または影響を受けるサブ・ファンドの受益者（場合によります。）の最善の利益に適合と考えられる態様および限度において、受託会社および管理会社は、信託証書の補遺により、信託証書の規定に修正、改訂、変更または追加する権限を有します。ただし、（ ）かかる修正、変更、改変もしくは追加を承認する受益者決議またはサブ・ファンド決議（場合によります。）を受託会社が最初に得ないかぎり、かかる修正、変更、改変または追加を行ってはならず（かかる修正、変更、改変または追加は既存の受益者の利益に重大な悪影響を及ぼさず、かつ、受益者または関係するサブ・ファンドの受益者（場合によります。）に対する責任から受託会社および管理会社を免責しないと受託会社が判断する旨を受託会社が書面により証明できる場合を除きます。）、（ ）かかる修正、変更、改変または追加のいずれも、受益者に対し、その基本受益証券に関し追加の支払を行う義務または債務を引き受ける義務を課さないものとします。さらに、ファンドまたはサブ・ファンドが信託証書の日付後にケイマン諸島で施行されるミューチュアル・ファンドに関する法令に従うことを確保するため、受託会社および管理会社は、前述の通知または証明を得ない限り、信託証書の補遺証書により信託証書の規定を修正、変更、改変または追加できる権限を付与されないものとします。

（ニ）関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約書

保管契約は、一当事者が他の当事者に対し、90日前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、ニューヨーク州の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一当事者が他の当事者に対し、90日前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、ニューヨーク州の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

代行協会員契約書

代行協会員契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約書

受益証券販売・買戻契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

5【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、基本受益証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は基本受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、販売取扱会社との間の口座約款に基づき、販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

受益証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は、以下のとおりです。

() 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有します。

() 買戻請求権

受益者は、基本受益証券の買戻しを請求する権利を有します。

() 残余財産分配請求権

ファンドおよびサブ・ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

() 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた故意による不履行または詐欺による義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

() 議決権

受託会社は、受益者決議の場合は、合計ですべてのサブ・ファンドの純資産価額の10分の1以上を保有する受益者から要請があった場合、また、サブ・ファンド決議の場合は、合計で関連するサブ・ファンドの基本受益証券口数の10分の1以上を保有する受益者からの要請があった場合、全受益者集会またはサブ・ファンド受益者集会（場合によります。）を招集しなければなりません。受益者は、15日以上前に集会の通知を受領します。

定足数は2名の受益者としませんが、受益者が1名しかいない場合は定足数は1名になります。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するサブ・ファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

() 管理会社またはファンドおよびサブ・ファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

() 日本における受益証券の募集販売および換金の取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することとを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

- a．サブ・ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ケイマン諸島における法令に基づいて米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．サブ・ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島によって、米国において一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠した監査証明を受けています。本書に金融商品取引法第193条の2第1項第1号に規定される監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書が添付されています。
- c．サブ・ファンドの原文の財務書類はランドで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、便宜上、2020年3月末日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ランド＝6.05円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合があります。

1【財務諸表】

(1) 【2019年11月30日終了年度】

【貸借対照表】

E M F（エマージング・マネー・ファンド）
（アイガー・ファンドシリーズのシリーズ・トラスト）

資産負債計算書

2019年11月30日現在

（表示通貨：ランド）

	（ランド）	（千円）
資産		
現金および現金同等物	16,718,230	101,145
未収利息	1,322,305	8,000
S T A N L I B インスティテューショナル・マネー・マーケット・ファンドへの投資 （取得原価：224,441,418ランド）（注記3）	224,441,418	1,357,871
発行未収金（注記11）	6,177	37
資産合計	242,488,130	1,467,053
負債		
買戻未払金（注記12）	1,520,961	9,202
未払管理報酬（注記4）	464,703	2,811
未払販売報酬（注記5）	212,989	1,289
未払代行協会員報酬（注記6）	96,813	586
未払事務代行報酬（注記7）	224,016	1,355
未払専門家報酬	325,445	1,969
未払受託報酬	104,281	631
未払保管報酬（注記8）	27,808	168
負債合計	2,977,016	18,011
純資産	239,511,114	1,449,042
純資産の内訳：		
資本（注記9）	123,631,260	747,969
利益剰余金	115,879,854	701,073
純資産合計	239,511,114	1,449,042

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

【損益計算書】

E M F（エマージング・マネー・ファンド）
（アイガー・ファンドシリーズのシリーズ・トラスト）
損益計算書

2019年11月30日に終了した会計年度

（表示通貨：ランド）

	（ランド）	（千円）
収益		
受取利息（注記３）	18,004,915	108,930
収益合計	18,004,915	108,930
費用		
管理報酬（注記４）	3,027,738	18,318
販売報酬（注記５）	1,360,901	8,233
代行協会員報酬（注記６）	615,449	3,723
事務代行報酬（注記７）	1,000,726	6,054
専門家報酬	904,608	5,473
受託報酬	672,066	4,066
マーケティング報酬	618,492	3,742
保管報酬（注記８）	243,896	1,476
翻訳報酬	224,906	1,361
年間規制当局報酬	9,963	60
費用合計	8,678,745	52,506
投資純収益	9,326,170	56,423
投資取引に係る実現純利益		
投資有価証券に係る実現利益／損失（注記３）	-	-
投資取引に係る純利益／損失	-	-
運用による純資産の純増加	9,326,170	56,423

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

E M F（エマージング・マネー・ファンド）
（アイガー・ファンドシリーズのシリーズ・トラスト）

純資産変動計算書

2019年11月30日に終了した会計年度

（表示通貨：ランド）

	（ランド）	（千円）
運用による純資産の増加：		
投資純収益	9,326,170	56,423
投資有価証券に係る純利益 / 損失	-	-
運用による純資産の純増加：	9,326,170	56,423
資本取引による純資産の減少：		
資本発行	24,359,315	147,374
資本買戻し	(50,993,760)	(308,512)
資本取引による純資産の純減少：	(26,634,445)	(161,138)
純資産の減少合計	(17,308,275)	(104,715)
期首純資産	256,819,389	1,553,757
期末純資産	239,511,114	1,449,042

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

E M F（エマージング・マネー・ファンド）
（アイガー・ファンドシリーズのシリーズ・トラスト）
キャッシュ・フロー計算書
2019年11月30日に終了した会計年度
（表示通貨：ランド）

	（ランド）	（千円）
運用活動からのキャッシュ・フロー		
運用による純資産の純増加	9,326,170	56,423
運用から生じた純資産の純増加から運用活動から得た現金 純額への調整：		
投資有価証券の購入に係る支払	(18,098,478)	(109,496)
投資有価証券の売却による収入	40,000,000	242,000
未収利息の減少	146,203	885
未払金および未払負債の減少	(88,788)	(537)
運用活動から得た現金純額	31,285,107	189,275
財務活動からのキャッシュ・フロー		
資本発行	24,359,076	147,372
資本買戻し	(49,518,101)	(299,585)
財務活動に使用した現金純額	(25,159,025)	(152,212)
現金および現金同等物の純増加	6,126,082	37,063
現金および現金同等物、期首残高	10,592,148	64,082
現金および現金同等物、期末残高	16,718,230	101,145
補足情報：		
利息受取額	18,151,118	109,814

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

E M F（エマージング・マネー・ファンド）
（アイガー・ファンドシリーズのシリーズ・トラスト）

財務書類に対する注記

2019年11月30日現在

1．組織および事業

E M F（エマージング・マネー・ファンド）（以下「サブ・ファンド」という。）は、2005年8月8日付基本信託証書によりオープン・エンド型のアンブレラ・ユニット・トラストであるアイガー・ファンドシリーズ（以下「ファンド」という。）の個別のシリーズ・トラストとして設立された。サブ・ファンドは、2008年5月30日付補遺信託証書ならびに2008年6月19日付の変更および再録補遺信託証書に従い設立された。ファンドは、ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託として登録されている。

基本信託証書に従い、メープルズ・エフエス・リミテッドはファンドの受託会社として任命されている。

サブ・ファンドの投資目的は、短期の元本確保および流動性を達成することである。この投資目的を達成するため、サブ・ファンドの資産は直接的に、またはS T A N L I B インスティテューショナル・マネー・マーケット・ファンド（以下「投資先ファンド」という。）への投資を通じて間接的に、公社債、コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金へ投資される。

サブ・ファンドはF A S B 会計基準成文化第946号の会計報告指針に準拠する投資会社である。

2．重要な会計方針の要約

表示の基礎

本財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国G A A P」という。）に準拠して作成されている。米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した財務書類の作成において、マネジメントは、決算日現在の資産および負債の報告額ならびに偶発資産および債務の開示、ならびに当会計期間における収益および費用の報告額に影響を与える見積および仮定を行うことが要求されている。実際の結果はこれらの見積と異なる可能性がある。

重要な会計方針は以下のとおりである。

投資の評価

サブ・ファンドは、会計基準アップデート（以下「A S U」という。）第2015-07号「公正価値測定（トピック820）：1単位当たり純資産価値（または同等のもの）を計算する特定の事業体への投資の開示」を適用した。そのため、サブ・ファンドの投資先ファンドに対する投資の公正価値は、実務簡便法として受益証券1口当たり純資産価値を用いて測定される。かかる価格は、投資先ファンドの事務代行会社によって提供され、サブ・ファンドの最終的な価格として扱われ、かかる価格の独立機関による検証は行われない。

投資取引および収益

投資取引は取引日基準で計上される。利息は、実効金利法を用い、損益計算書において認識される。

現金および現金同等物

現金および現金同等物には、満期日まで3か月未満の短期利付商品が含まれる。

外貨換算

サブ・ファンドは外貨建の取引を行っている。外貨建の資産および負債は、貸借対照表日現在の為替レートで換算される。収益および費用は、当該収益または費用が発生した日の実勢為替レートで換算される。投資先ファンドへの投資はランド建であるため、当該投資による直接的な為替差損益は生じない。

税金

サブ・ファンドは、ケイマン諸島政府の現行法に基づき、収益、不動産、譲渡、売却またはその他にかかるケイマン諸島の税金が課されていない。サブ・ファンドは通常、いかなる管轄地の所得税も課されないように業務を遂行する意向である。

財務会計基準審議会（FASB）ASCトピック第740号（旧FASB解釈指針第48号「法人所得税等の不確実性に関する会計処理 - FASB基準書第109号の解釈」）に準拠して、サブ・ファンドは、税務上のポジションが、当該ポジションのテクニカル・メリットに基づき、関連するすべての抗議や訴訟手続の解決を含む該当する税務当局による調査で認められる可能性が50%を超えるかどうかを判断することが要求される。認識されるタックス・ベネフィットは、最終的な解決によって50%超の可能性で実現することが見込まれるベネフィットの最大額に基づき測定される。過去に認識されたタックス・ベネフィットの認識中止により、サブ・ファンドが税務負債を計上し、純資産が減少することもありうる。当該方針は、閾値、測定、認識中止、分類、利息および罰金、中間会計期間の会計処理、開示、ならびに他の事業体との財務書類の比較可能性を高めることを目的とした移行の指針についても規定している。

分析に基づき、サブ・ファンドは、当該方針は当期において財務書類に重大な影響を与えなかったと判断している。

その他の費用

その他の費用は発生主義で計上される。

分配方針

サブ・ファンドは収益の分配を行わない方針である。サブ・ファンドが得た収益は再投資され、受益証券の価値に反映される。一般的な分配方針にかかわらず、管理会社は、管理会社が決定する日に管理会社が決定する価格で、各受益者に会計期間に関する分配金を支払うよう受託会社に命じることができる。当該分配金はサブ・ファンドの収益から支払われる。会計期間に関する分配金は、関連する分配日に事務代行会社が保管している受益者名簿にその者の氏名で受益証券が登録されている個人に対して支払われ、かかるすべての分配金はセント単位で切り捨てられる。

発行未収金

発行未収金は受益者に対する未収金であり、2019年11月30日までに発行処理されたが受益者からまだ現金を受け取っていない額である。

買戻未払金

ランドまたは受益証券口数のいずれかで表示される買戻しは、買戻通知に必要となるランドの金額および受益証券口数のそれぞれが確定した時点（通常、会計期間の末日に確定する）で負債として認識される。結果として、期末より後に支払われるが、期末時点の純資産価額に基づく買戻金は、期末現在の買戻未払金として反映される。2019年11月30日現在、期末より後に支払われるが、期末時点の純資産価額に基づく1,520,961ランドの買戻金は、買戻未払金として反映されている。ランドの金額および受益証券口数が確定していない買戻通知を受け取った場合、買戻しの金額および受益証券口数の算定に用いられる純資産価額が決定されるまで、資本として維持される。

新会計基準の公表

2018年12月1日より後に開始する期間において初度適用され、サブ・ファンドに重要な影響を及ぼすと見込まれる会計基準、解釈、または既存の基準に対する修正はない。

公表済であるものの、2018年12月1日現在発効していない新基準、基準に対する修正および解釈の多くは、当財務書類の作成に際し、適用されていない。これらはいずれもサブ・ファンドの財務書類に重要な影響を及ぼすものではないと見込まれている。

3. STANLIBインスティテューショナル・マネー・マーケット・ファンドへの投資

サブ・ファンドは、元本確保が保たれるよう、流動性の高い資産にサブ・ファンドの資産を投資しているが、元本確保の保証はない。当該資産は、公社債、コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金に直接投資されることがある。当該資産はまた、投資先ファンドの受益証券へも投資される（注記1）。

投資先ファンドは、主に南アフリカ共和国の主要な銀行ならびに南アフリカ共和国での事業活動が認可されている南アフリカ共和国以外の銀行に投資する、南アフリカ共和国の集団投資スキームである。投資先ファンドは、統合マネー・マーケット集団投資スキームとして構成されている。投資先ファンドの主たる運用目的は、元本確保および流動性に相応する高水準の現行利息を獲得することである。

投資先ファンドは、南アフリカ共和国の2002年集団投資スキーム管理法の規定で認められているとおり、適正に格付けされた商品に投資している。これらの商品には、南アフリカ共和国の主要な5つの銀行グループおよび南アフリカ共和国での事業活動が認可されている南アフリカ共和国以外の銀行が発行する商品が含まれる。特定の政府発行債、政府保証債および最高格付けを有する企業の社債を当該ポートフォリオに含めることも適宜考慮される。投資先ファンドは、外国の投資（すなわち、南アフリカ共和国以外を拠点とする投資）を直接的にも間接的にも保有することができない。

2019年11月30日現在、サブ・ファンドの投資の詳細は以下のとおりである。

	受益証券	公正価値 (ランド)	純資産の割合
STANLIBインスティテューショナル・マネー・マーケット・ファンド	224,441,418	224,441,418	93.71%
投資合計	224,441,418	224,441,418	93.71%

サブ・ファンドは投資先ファンドへの投資から受取利息を稼得する。当該受取利息は、投資先ファンドが負担する投資運用報酬またはその他の報酬控除後の金額で計上される。

4．管理報酬

2005年8月8日付基本信託証書および2008年5月30日付補遺信託証書に従い、アイガー・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）は、サブ・ファンドの管理会社として従事している。管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率1.20%を上限とする四半期毎の報酬を、サブ・ファンドの資産から各暦年四半期末に後払いで受領する権利を有する。管理会社はまた、サブ・ファンドの資産から、管理会社が提供した業務に関して合理的に負担した経費の払戻しを受ける権利も有する。

2019年11月30日に終了した会計年度に発生した管理報酬3,027,738ランドのうち、2019年11月30日現在464,703ランドが未払いとなっている。

5．販売報酬

2005年8月8日付基本信託証書、2008年5月30日付補遺信託証書、およびその時々管理会社からの指名に従い、エース証券株式会社、安藤証券株式会社、ばんせい証券株式会社、極東証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、今村証券株式会社、キャピタル・パートナーズ証券株式会社、藍澤証券株式会社（旧社名は日本アジア証券株式会社）およびひろぎん証券株式会社は、サブ・ファンドの販売会社（以下「販売会社」という。）として従事している。販売会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.55%を上限とする四半期毎の報酬の合計を、サブ・ファンドの資産から各暦年四半期末に後払いで受領する権利を有する。この報酬は、各評価日において各販売会社が獲得した受益証券の保有残高に応じて販売会社間で比例按分される。

2019年11月30日に終了した会計年度に発生した販売報酬1,360,901ランドのうち、2019年11月30日現在212,989ランドが未払いとなっている。

6．代行協会員報酬

2005年8月8日付基本信託証書および2008年5月30日付補遺信託証書に従い、U B S証券株式会社は、サブ・ファンドの代行協会員（以下「代行協会員」という。）として従事している。代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.25%を上限とする四半期毎の報酬を、サブ・ファンドの資産から各暦年四半期末に後払いで受領する権利を有する。代行協会員はまた、サブ・ファンドの資産から、代行協会員が提供した業務に関して合理的に負担した経費の払戻しを受ける権利も有する。

2019年11月30日に終了した会計年度に発生した代行協会員報酬615,449ランドのうち、2019年11月30日現在96,813ランドが未払いとなっている。

7．事務代行報酬

2005年8月8日付基本信託証書および2008年5月30日付補遺信託証書に従い、バンク・オブ・ニューヨークのシンガポール支店は、サブ・ファンドの事務代行会社および名義書換機関（以下「事務代行会社」という。）として従事している。事務代行会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産に基づく年率換算したスライド率での四半期毎の報酬（最低年間報酬54,000米ドル）を受領する権利を有する。

2019年11月30日に終了した会計年度に発生した事務代行報酬1,000,726ランドのうち、2019年11月30日現在224,016ランドが未払いとなっている。

8．保管報酬

2005年8月8日付基本信託証書および2008年5月30日付補遺信託証書に従い、バンク・オブ・ニューヨーク・メロンは、サブ・ファンドの保管会社（以下「保管会社」という。）として従事している。保管会社の主な業務は、サブ・ファンド資産を保管し、サブ・ファンドに関して締結された取引を決済し、かつサブ・ファンドの投資より生じるすべての収益を回収することである。保管会社は、サブ・ファンドの資産から、（ ）サブ・ファンドの純資産価額の年率0.02%および（ ）1取引当たり20米ドルの取引報酬（最低年間報酬12,000米ドル）から成る報酬を各暦年四半期末に後払いで受領する権利を有する。保管会社はまた、サブ・ファンドの資産から、主に口座維持費、現金振替取引1件当たり10米ドルの振替手数料

料、第三者による為替取引に係る手数料、一般代理業務手数料および通信費を含む一定の追加保管費用を受領する権利を有する。

2019年11月30日に終了した会計年度に発生した保管報酬243,896ランドのうち、2019年11月30日現在27,808ランドが未払いとなっている。

9. 資本

発行を認められる基本受益証券の口数に制限はなく、無額面となる。基本受益証券は、適格投資家に対し、2008年6月19日から2008年7月2日の期間（以下「当初申込期間」という。）に1口当たり10ランドの購入価格にて募集された。基本受益証券は、2008年7月8日以降に、各取引日の午後2時30分（東京時間）までにサブ・ファンドに申込書が提出されていることを条件に、下記の購入価格にて毎日発行可能である。当初申込期間に発行可能な基本受益証券の総額は、100億ランドであった。その後の継続申込期間には、総額900億ランドが発行可能である。

1口当たり購入価格は、関連する取引日より2営業日前の評価日における純資産価額を、かかる評価日現在の発行済基本受益証券口数で除し、小数第5位を切り捨てて小数第4位まで計算される。

当初申込期間中の発行人当たりの最低発行口数は、基本受益証券1口である。その後の継続申込期間中の最低追加発行口数は、基本受益証券0.001口である。

基本受益証券は、買戻日の午後2時30分（東京時間）までに受益者がサブ・ファンドに買戻請求を提出していることを条件に、毎日買戻し可能である。

1口当たり買戻価格は、関連する買戻日より2営業日前の評価日における純資産価額を、かかる評価日現在の発行済基本受益証券口数で除し、小数以下第5位を切り捨てて小数第4位まで計算される。かかる切捨てによる利益はサブ・ファンドが保有する。

1口当たり買戻価格の計算上、管理会社は、会計および販売手数料ならびに買戻通知に対応する資金を提供するための資産の実現またはポジションの決済の際にサブ・ファンドの勘定に関して発生しうる合理的な費用を反映する適切な引当金とみなされる金額を基本受益証券1口当たり純資産価格から差引くことができる。

買戻し1件当たりの最低買戻口数は、基本受益証券0.001口である。

サブ・ファンドの純資産価額が当初申込期間終了後に100,000,000ランドを下回った場合、管理会社は、その絶対的な裁量により、サブ・ファンドのすべての発行済基本受益証券を強制的に買戻することができる。各基本受益証券の買戻価格は、強制買戻日に重なる評価日またはその直前の評価日に算定されるサブ・ファンドの基本受益証券1口当たり純資産価格に、当該投資の最終実現価額の差額および強制買戻しに伴う費用に関する調整額を加減算した価格となる。

以下は、2019年11月30日に終了した会計年度における基本受益証券取引および基本受益証券1口当たり純資産価格を示したものである。

2018年11月30日現在の基本受益証券口数	19,481,698
発行	1,797,740
買戻し	(3,779,589)
2019年11月30日現在の基本受益証券口数	17,499,849
2019年11月30日現在の純資産価額（ランド）	239,511,114
2019年11月30日現在の基本受益証券 1 口当たり純資産価格（ランド）	13.69

10. 重要なリスクおよび不確実性

サブ・ファンドの投資活動は、投資対象の金融商品および市場に関する様々な種類のリスクにさらされている。以下の要約は、サブ・ファンドへの投資に内在するすべてのリスクの包括的な要約を意図したものではない。受益者は、サブ・ファンドへの投資に関連する全リスクの詳細について、英文目論見書（Offering Document）を参照すべきである。

(a) 市場リスク

市場リスクは、サブ・ファンドの投資の市場価額の変動により生じうる潜在的な損失である。市場リスクに対するサブ・ファンドのエクスポージャーは、STANLIBインスティテューショナル・マネー・マーケット・ファンド（以下「投資先ファンド」という。）への投資の価値に直接連動している。

投資先ファンドへの投資には、南アフリカ共和国の市場における政治経済状況による大きなリスクが含まれ、これによって投資の価値に影響が及ぶ可能性がある。特に、南アフリカ共和国のマネー・マーケット集団投資スキームへの投資は、南アフリカ共和国における金利の変動、ポートフォリオのデュレーション・リスクおよび投資先の短期金融商品の発行体の信用度による影響を受ける。他の新興市場と同様に、南アフリカ共和国の市場は、比較的少ない取引高に直面したり、流動性に欠ける期間や深刻な価格の変動が続いたりすることがある。

マネー・マーケット・ファンドへの投資は、当該マネー・マーケット・ファンドが受益証券 1 口当たり純資産価格を常に1.00ランドに維持できないリスクがある。

(b) 流動性リスク

流動性リスクは、サブ・ファンドが資金を調達することができず契約義務を履行できなくなるリスクである。南アフリカ共和国の市場が発展した市場に比べて流動性が低いために投資先ファンドへの投資によって買戻しに関する支払いが常に予定された時間内に行われるとは限らないことから、投資先ファンドへのサブ・ファンドの投資には流動性リスクがある。

(c) 信用リスク

信用リスクは、相手方による債務不履行によって貸借対照表日現在で保有している金融商品からの将来キャッシュ・フローの金額が減少することに関連している。サブ・ファンドに信用リスクをもたらす可能性のある金融商品は、主に現金および投資先ファンドへの投資から成る。

現金および投資の100%は、単一の金融機関であるバンク・オブ・ニューヨーク・メロン（以下「B o N Y」という。）またはその子会社に保管されている。そのため、投資家への元本確保を含め、投資目的（注記 1 参照）を達成するサブ・ファンドの能力は、サブ・ファンドへの債務を履行する B o N Y またはその子会社の能力に拠る。

投資先ファンドは、ポートフォリオを構成する投資先マネー・マーケット商品の発行体の信用リスクにさらされている。

(d) 為替リスク

為替リスクは、為替レートの変動によって金融資産および負債の価値が変動するリスクである。為替リスクに対するサブ・ファンドのエクスポージャーは、投資がサブ・ファンドの報告通貨である南アフリカ・ランド建てで発行されているため、限定的である。サブ・ファンドは、南アフリカ・ランドの突然の平価切下げまたは平価切上げの可能性があるため、投資先ファンドが保有する投資に関する為替リスクの間接的なエクスポージャーを有している。

(e) 金利リスク

金利リスクは、金融商品および将来キャッシュ・フローの価値が市場金利の変動によって変動するリスクである。サブ・ファンドは、南アフリカ共和国のマナー・マーケット集団投資スキームへの投資が南アフリカ共和国の金利の変動の影響を受けるため、金利リスクのエクスポージャーを有している。

11．発行未収金

当期末における発行未収金6,177ランドは基本受益証券1口当たり平均純資産価格13.68ランドでの基本受益証券451口の発行による、投資家からの未収額を表している。

12．買戻未払金

当期末における買戻未払金1,520,961ランドは基本受益証券1口当たり平均純資産価格13.68ランドでの基本受益証券111,149口の買戻しによる、投資家への未払額を表している。

13．契約義務および偶発事象

サブ・ファンドは、通常の業務において、様々な表明および保証を含む契約や一般補償を提供する契約を締結している。これらの契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポージャーは、未だ発生していない事象についてサブ・ファンドに対して提起される可能性のある将来の申立てを含むため、未知である。しかし、マネジメントは、経験に基づいて当該損失リスクが生じる可能性は低いと予測している。

14. 財務ハイライト

基本受益証券 1 口当たり運用成績（ランド）	合計
（当期発行済基本受益証券）	
期首純資産価額	13.18
運用による利益：	
投資純収益	0.51
投資有価証券による実現純利益 / 損失	0.00
	0.51
期末純資産価額	13.69
トータル・リターン	3.87%
割合および補足データ：	
平均純資産に占める割合：	
費用比率(a)	(3.50%)
投資純収益比率(b)	3.76%

個別の投資家のリターンは、発行または買戻しの時期によって異なることがある。

(a) 費用比率は、平均純資産に占めるサブ・ファンドの当期費用合計の割合に基づいて計算されている。

(b) 投資純収益比率は、平均純資産に占めるサブ・ファンドの投資純収益の割合に基づいて計算されている。

15. 後発事象

マネジメントは、2019年12月1日から財務書類の発行準備が整った日である2020年5月8日までの後発事象のレビューを行い、開示目的で以下の後発事象を認識した。

(a) 2019年11月30日より後に、サブ・ファンドへの30,882,376ランドの発行およびサブ・ファンドによる26,493,142ランドの買戻しが行われた。

(b) 2020年1月以降、世界の金融市場は、COVID-19として知られる新型コロナウイルスの感染拡大に起因する重大な変動性を有しており、今後継続する可能性がある。COVID-19の感染拡大により、移動や国境の制限、隔離、サプライチェーンの寸断、消費者需要の低迷および全般的な市場の不確実性がもたらされた。COVID-19の影響は、世界経済、特定の国の経済、および個々の発行体にマイナスの影響を及ぼしており、今後継続する可能性がある。これらはすべてファンドの運用成績にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

【投資有価証券明細表等】

サブ・ファンドは、ほぼすべての資産をS T A N L I Bインスティテューショナル・マネー・マーケット・ファンドに投資している。資産負債計算書を参照のこと。

[次へ](#)

EMERGING MONEY FUND (ZAR)
(A SERIES TRUST OF EIGER FUND SERIES)

STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES

AS OF NOVEMBER 30, 2019

(Expressed in South African Rand)

ASSETS		
Cash and cash equivalents	ZAR	16,718,230
Accrued interest receivable		1,322,305
Investment in STANLIB Institutional Money Market Fund (cost: ZAR 224,441,418) (Notes 3)		224,441,418
Subscription receivable (Note 11)		6,177
Total assets		242,488,130
LIABILITIES		
Redemption payable (Note 12)		1,520,961
Management fees payable (Note 4)		464,703
Distributor fees payable (Note 5)		212,989
Agent fees payable (Note 6)		96,813
Administration fees payable (Note 7)		224,016
Professional fees payable		325,445
Trustee fees payable		104,281
Custody fees payable (Note 8)		27,808
Total liabilities		2,977,016
NET ASSETS	ZAR	239,511,114
Net Assets comprise:		
Capital (Note 9)	ZAR	123,631,260
Retained earnings		115,879,854
Total net assets	ZAR	239,511,114

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING MONEY FUND (ZAR)
(A SERIES TRUST OF EIGER FUND SERIES)**STATEMENT OF OPERATIONS****FOR THE YEAR ENDED NOVEMBER 30, 2019**

(Expressed in South African Rand)

Income		
Interest income (Note 3)	ZAR	<u>18,004,915</u>
Total income		<u>18,004,915</u>
Expenses		
Management fees (Note 4)		3,027,738
Distributor fees (Note 5)		1,360,901
Agent fees (Note 6)		615,449
Administration fees (Note 7)		1,000,726
Professional Fees		904,608
Trustee fees		672,066
Marketing fees		618,492
Custody fees (Note 8)		243,896
Translation fee		224,906
Annual regulator fee		<u>9,963</u>
Total expenses		<u>8,678,745</u>
Net investment income		<u>9,326,170</u>
Net realized gain on investment transactions		
Realized gain/loss on investments (Note 3)		-
Net gain/loss on investment transactions		<u>-</u>
Net increase in net assets resulting from operations	ZAR	<u>9,326,170</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING MONEY FUND (ZAR)
(A SERIES TRUST OF EIGER FUND SERIES)

STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS

FOR THE YEAR ENDED NOVEMBER 30, 2019

(Expressed in South African Rand)

Increase in net assets from operations:		
Net investment income	ZAR	9,326,170
Net gain/loss on investments		-
Net increase in net assets resulting from operations:		9,326,170
Decrease in net assets from capital transactions:		
Capital subscriptions		24,359,315
Capital redemptions		(50,993,760)
Net decrease in net assets from capital transactions:		(26,634,445)
Total decrease in net assets		(17,308,275)
Net assets – beginning of year		256,819,389
Net assets - end of year	ZAR	239,511,114

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING MONEY FUND (ZAR)
(A SERIES TRUST OF EIGER FUND SERIES)

STATEMENT OF CASH FLOWS

FOR THE YEAR ENDED NOVEMBER 30, 2019

(Expressed in South African Rand)

Cash flows from operating activities		
Net increase in net assets resulting from operations	ZAR	9,326,170
Adjustments to reconcile net increase in net assets from operations to net cash provided by operating activities:		
Payment for purchase of investments		(18,098,478)
Proceeds from sale of investments		40,000,000
Decrease in interest receivable		146,203
Decrease in accounts payable and accrued liabilities		(88,788)
Net cash provided by operating activities		<u>31,285,107</u>
Cash flows from financing activities		
Capital subscriptions		24,359,076
Capital redemptions		(49,518,101)
Net cash used in financing activities		<u>(25,159,025)</u>
Net increase in cash and cash equivalents		6,126,082
Cash and cash equivalents, beginning of the year		<u>10,592,148</u>
Cash and cash equivalents, end of the year	ZAR	<u>16,718,230</u>
Supplemental information:		
Interest received	ZAR	<u>18,151,118</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING MONEY FUND (ZAR)
(A SERIES TRUST OF EIGER FUND SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

NOVEMBER 30, 2019

1. Organization and business

Emerging Money Fund (ZAR) ("the Fund") was established as a separate series trust of Eiger Fund Series (the "Trust"), an open-ended Umbrella Unit Trust by a Master Trust Deed dated August 8, 2005. The Fund was established pursuant to a Supplemental Trust Deed dated May 30, 2008 and an Amended and Restated Supplemental Trust Deed dated June 19, 2008. The Trust is registered as a Mutual Fund under the Cayman Islands Mutual Funds Law.

Pursuant to the Master Trust Deed, MaplesFS Limited has been appointed as Trustee to the Trust.

The investment objective of the Fund is to achieve short term capital preservation and liquidity. In order to pursue this investment objective, the assets of the Fund will be invested directly or indirectly through investment in STANLIB Institutional Money Market Fund ("STANLIB"), in corporate and government bonds, commercial paper and certificates of deposit.

The Fund is an investment company that follows the accounting and reporting guidance in FASB Accounting Standard Codification 946.

2. Summary of significant accounting policies

Basis of Presentation: The accompanying financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America ("US GAAP"). The preparation of financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of revenues and expenses during the reporting period. Actual results could differ from those estimates.

Significant accounting policies are as follows:

Valuation of Investments: The Fund has adopted Accounting Standards Update ("ASU") No. 2015-07, 'Fair Value Measurement (Topic 820): Disclosure for Investments in Certain Entities That Calculate Net Asset Value per Share (or Its Equivalent)'. As such, the fair value of the Fund's Investment in STANLIB is measured using the net asset value per unit as a practical expedient. Such prices are provided by the administrator of STANLIB and will be treated as conclusive by the Fund and there will be no independent verification of such prices.

Investment transactions and income: Investment transactions are recorded on a trade date basis. Interest is recognized in the statement of operations using the effective interest method.

Cash and cash equivalents: Cash and cash equivalents includes short-term interest bearing accounts with a maturity date of less than three months.

Foreign currency translation: The Fund transacts business in foreign currencies. Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated at the rates of exchange at the balance sheet date. Income and expenses are translated at the rate of exchange prevailing at the date on which the income or expense is incurred. Due to the fact that the investment in STANLIB is denominated in South African Rand, no direct foreign exchange gains and losses arise on the investment.

EMERGING MONEY FUND (ZAR)
(A SERIES TRUST OF EIGER FUND SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

NOVEMBER 30, 2019

2. Summary of significant accounting policies (continued)

Taxation: Under the current laws of the government of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other Cayman Islands taxes payable by the Fund. The Fund intends generally to conduct its affairs such that it will not be subject to income tax in any jurisdiction.

In accordance with FASB ASC Topic 740, previously FASB Interpretation No. 48, *Accounting for Uncertainty in Income Taxes as an Interpretation of FASB Statement No. 109*, the Fund is required to determine whether a tax position is more likely than not to be sustained upon examination by the applicable taxing authority, including resolution of any related appeals or litigation processes, based on the technical merits of the position. The tax benefit to be recognized is measured as the largest amount of benefit that is greater than fifty percent likely of being realized upon ultimate settlement. De-recognition of a tax benefit previously recognized could result in the Fund recording a tax liability that would reduce net assets. This policy also provides guidance on thresholds, measurement, de-recognition, classification, interest and penalties, accounting in interim periods, disclosure, and transition that is intended to provide better financial statement comparability among different entities.

Based on its analysis, the Fund has determined that this policy did not have a material impact on the financial statements during the year.

Other Expenses: Other expenses are recorded on the accrual basis.

Distribution Policy: It is the policy of the Fund not to make distributions of income. Income earned by the Fund will be reinvested and reflected in the value of units. Notwithstanding the general distribution policy, the Manager may direct the Trustee to make distributions in respect of an accounting period to each unit holder of such amount on such date as shall be determined by the Manager which distribution shall be paid out of the income of the Fund. Any distributions in respect of an accounting period will be made to the person in whose name units are registered in the register of unit holders maintained by the administrator on the relevant distribution date and all such distributions shall be rounded down to the nearest cent.

Subscriptions receivable: Subscriptions receivables represent amounts receivable from unitholders for subscriptions that had been processed prior to November 30, 2019, but for which cash had not been received.

Redemptions payable: Redemptions, whether expressed as ZAR or shares, are recognized as liabilities when each of the ZAR and share amounts requested in the redemption notice become fixed, which generally occurs on the last day of a fiscal period. As a result, redemptions paid after the end of the year, but based upon year-end net asset values, are reflected as redemptions payable at year-end. As at November 30, 2019, redemptions in the amount of ZAR 1,520,961 paid subsequent to year-end, but based upon the year-end net asset value, are reflected as redemptions payable. Redemption notices received for which the ZAR and share amounts are not fixed remain in capital until the net asset value used to determine the redemption and share amounts are determined.

New Accounting pronouncements: There are no standards, interpretations or amendments to existing standards that are effective for the first time for the period beginning December 1, 2018 that would be expected to have a material impact on the Fund.

A number of new standards, amendments to standards, and interpretations have been issued but not effective at December 1, 2018 and have not been applied in preparing these financial statements. None of these are expected to have a material effect on the financial statements of the Fund.

3. Investment in STANLIB Institutional Money Market Fund

The Fund invests its assets in highly liquid assets such that capital protection is likely to be preserved, however this cannot be guaranteed. The assets can be invested directly into corporate and government bonds, commercial paper, and certificates of deposit. The assets can also be invested into units of STANLIB (Note 1).

EMERGING MONEY FUND (ZAR)
(A SERIES TRUST OF EIGER FUND SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

NOVEMBER 30, 2019

3. Investment in STANLIB Institutional Money Market Fund (continued)

STANLIB is a South African domiciled collective investment scheme that invests predominantly in major South African banking institutions as well as non-South African banking institutions which are authorized to conduct business in South Africa. It is structured as a unitized money market collective investment scheme. The primary performance objective of STANLIB is to obtain as high a level of current interest as is consistent with capital preservation and liquidity.

STANLIB invests in appropriately rated instruments as permitted in terms of the Collective Investment Schemes Control Act, 2002 of South Africa. These include instruments issued by South Africa's five major banking groups as well as in non-South African banking institutions which are authorized to conduct business in South Africa. Certain government issues, parastatal paper guaranteed by the government, as well as issues from top rated corporates may, from time to time, be considered for inclusion in this portfolio. STANLIB is precluded from holding foreign (i.e. Non-South African based investments) either directly or indirectly.

A breakdown of the Fund's investments as at November 30, 2019 is as follows:

	<u>Units</u>	<u>Fair Value (ZAR)</u>	<u>% of Net Assets</u>
STANLIB Institutional Money Market Fund	224,441,418	224,441,418	93.71 %
Total Investments	224,441,418	224,441,418	93.71 %

The Fund earns interest income from its investment in STANLIB. This interest income is recorded net of any Investment Management fees or other fees incurred by STANLIB.

4. Management fee

Pursuant to the Master Trust Deed dated August 8, 2005 and the Supplemental Trust Deed dated May 30, 2008, Eiger Management Ltd. serves as the Manager of the Fund (the "Manager"). The Manager will be entitled to receive out of the assets of the Fund a quarterly fee of up to 1.20% per annum of the net asset value of the Fund, payable in arrears at the end of each calendar quarter. The Manager will also be entitled to be reimbursed out of the assets of the Fund for out-of-pocket expenses reasonably incurred in connection with the services provided by the Manager.

Management fees of ZAR 3,027,738 were incurred during the year ended November 30, 2019, of which ZAR 464,703 are payable at November 30, 2019.

5. Distributor fee

Pursuant to the Master Trust Deed dated August 8, 2005, the Supplemental Trust Deed dated May 30, 2008, and as appointed from time to time by the Manager, Ace Securities Co., Ltd., Ando Securities Co., Ltd., Bansei Securities Co., Ltd., Kyokuto Securities Co., Ltd., IwaiCosmo Securities Co., Ltd., The Imamura Securities Co., Ltd., Capital Partners Securities Co., Ltd., Aizawa Securities Co., Ltd. (formerly Japan Asia Securities Co., Ltd.) and Hirogin Securities Co., Ltd. serve as the Distributors of the Fund (the "Distributors"). The Distributors will collectively be entitled to receive out of the assets of the Fund a quarterly fee of up to 0.55% per annum of the net asset value of the Fund which will be apportioned pro rata amongst the Distributors based on the holdings of functional units procured by each Distributor on each valuation date, payable in arrears at the end of each calendar quarter.

Distributor fees of ZAR 1,360,901 were incurred during the year ended November 30, 2019, of which ZAR 212,989 are payable at November 30, 2019.

EMERGING MONEY FUND (ZAR)
(A SERIES TRUST OF EIGER FUND SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

NOVEMBER 30, 2019

6. Agent fee

Pursuant to the Master Trust Deed dated August 8, 2005 and the Supplemental Trust Deed dated May 30, 2008, UBS Securities Japan Co., Ltd. serves as the Agent of the Fund (the "Agent"). The Agent will be entitled to receive out of the assets of the Fund a quarterly fee of up to 0.25% per annum of the net asset value of the Fund, payable in arrears at the end of each calendar quarter. The Agent will also be entitled to be reimbursed out of the assets of the Fund for out-of-pocket expenses reasonably incurred in connection with the services provided by the Agent.

Agent fees of ZAR 615,449 were incurred during the year ended November 30, 2019, of which ZAR 96,813 are payable at November 30, 2019.

7. Administration fee

Pursuant to the Master Trust Deed dated August 8, 2005 and the Supplemental Trust Deed dated May 30, 2008, The Bank of New York, Singapore Branch, serves as the Administrator and Transfer Agent to the Fund (the "Administrator"). The Administrator will be entitled to receive out of the assets of the Fund a quarterly fee at an annualized sliding-scale rate based on the net assets of the Fund, subject to a minimum annual fee of USD \$ 54,000.

Administrator fees of ZAR 1,000,726 were incurred during the year ended November 30, 2019, of which ZAR 224,016 are payable at November 30, 2019.

8. Custody fee

Pursuant to the Master Trust Deed dated August 8, 2005 and the Supplemental Trust Deed dated May 30, 2008, The Bank of New York Mellon serves as the Custodian to the Fund (the "Custodian"). The primary duties of the Custodian are to hold the assets of the Fund in safekeeping, to settle transactions entered into in respect of the Fund and to collect all income due on the Fund's investments. The Custodian will be entitled to receive out of the assets of the Fund a fee comprising (i) 0.02% per annum of the net asset value of the Fund and (ii) a transaction fee of US\$20 per transaction, subject to a minimum fee of US\$12,000 per annum and payable in arrears at the end of each Calendar quarter. The Custodian will also be entitled to receive from the assets of the Fund certain additional custody charges, which shall include, among other things, custody account maintenance fees, a transaction fee of US\$10 per money transfer transaction, fees in respect of third party foreign exchange transactions, standard proxy services and communication fees.

Custody fees of ZAR 243,896 were incurred during the year ended November 30, 2019, of which ZAR 27,808 are payable at November 30, 2019.

9. Capital

The number of units authorized to be issued is unlimited and shall be without par value. Units were offered to eligible investors during the period from June 19, 2008 to July 2, 2008 (the "initial offer period"), at the purchase price of ZAR10 per unit. After July 8, 2008, units will be available for subscription on a daily basis at the purchase price described below, provided the request is submitted to the Fund by no later than 2:30pm (Tokyo Time) on each dealing day. The total value of units available for subscription during the initial offer period was ZAR 10 billion. During the subsequent offer period, a total of ZAR 90 billion is available for subscription.

The purchase price per unit shall be calculated by dividing the net asset value on the valuation day falling two business days prior to the relevant dealing day by the number of units in issue on such valuation day, rounded down to four decimal places.

The minimum subscription for each subscriber during the initial offer period is 1 unit. The minimum additional subscription for units during the subsequent offer period is 0.001 unit.

EMERGING MONEY FUND (ZAR)
(A SERIES TRUST OF EIGER FUND SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

NOVEMBER 30, 2019

9. Capital (continued)

Units may be redeemed by the unit holder on a daily basis provided the request is submitted to the Fund by no later than 2:30pm (Tokyo Time) on a redemption day.

The redemption price per unit shall be calculated by dividing the net asset value as at the valuation day falling two business days prior to the relevant redemption day by the number of units in issue on such valuation day, rounded down to four decimal places. The benefit of any such rounding will be retained by the Fund.

For the purposes of calculating the redemption price of a unit, the Manager may deduct from the net asset value per unit an amount which it considers to be an appropriate allowance to reflect fiscal and sale charges and reasonable expenses which would be incurred for the account of the Fund in realizing assets or closing out positions to provide funds to meet redemption notices.

The minimum redemption amount per redemption is 0.001 Unit.

In the event that the Net Asset Value of the Fund is below ZAR 100,000,000 at any time on or after the expiration date of the initial offer period, the Manager may in its absolute discretion, effect a compulsory redemption of all of the outstanding units in the Fund. The redemption price for each unit redeemed will be equal to the Net Asset Value per unit of the Fund determined on the valuation day falling on or immediately preceding the date of the compulsory redemption plus or minus adjustments for any differences in the value of the investments ultimately realized, and adjustments for any expenses associated with the compulsory redemption.

Transactions in units for the year ended November 30, 2019 and net asset value per unit is as follows:

Number of units at November 30, 2018		19,481,698
Subscriptions		1,797,740
Redemptions		(3,779,589)
Number of units at November 30, 2019		17,499,849
Net asset value at November 30, 2019	ZAR	239,511,114
Net asset value per unit at November 30, 2019	ZAR	13.69

10. Significant risks and uncertainty

The Fund's investment activities expose it to the various types of risk which are associated with the financial instruments and markets in which it invests. The following summary is not intended to be a comprehensive summary of all risks inherent in investing in the Fund. Unit holders should refer to the Offering Document for a complete description of the risks associated with their investment in the Fund.

- (a) **Market risk:** Market risk represents the potential loss that can be caused by a change in the market value of the Fund's investments. The Fund's exposure to market risk is directly linked to the value of its investments in the STANLIB Institutional Money Market Fund ("STANLIB").

Investment into STANLIB contains a high degree of risk due to the political and economic situation of the South African market, which could affect the value of its investments. In particular, investments in South African money market collective investment schemes are subject to fluctuations in South African interest rates, to portfolio duration risks and to the credit quality of the underlying issuers of the money market instruments invested in. In common with other emerging markets, the South African market may be faced with relatively low transaction volumes, and endure periods of lack of liquidity or considerable price volatility.

An investment in a money market fund is exposed to the risk that the money market fund will not be able to maintain a NAV per unit of ZAR 1.00 at all times.

EMERGING MONEY FUND (ZAR)
(A SERIES TRUST OF EIGER FUND SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

NOVEMBER 30, 2019

10. Significant risks and uncertainty (continued)

- (b) **Liquidity risk:** Liquidity risk is the risk that the Fund will be unable to raise funds to meet commitments. The Fund's investment into STANLIB creates liquidity risk as the South African market is less liquid than developed markets, and therefore payments for redemptions from investments in STANLIB may not always be made within the expected time frame.
- (c) **Credit risk:** Credit risk relates to the extent to which failures by any counterparties to discharge their obligations could reduce the amount of future cash flows from financial instruments on hand as at the balance sheet date. Financial instruments which potentially expose the Fund to credit risk consist principally of cash and the investment in STANLIB.

100% of the cash and investments are custodied with a single financial institution, The Bank of New York Mellon ("BoNY"), or its subsidiaries. The ability of the Fund to meet its objectives (Note 1), including the objective of providing investors with principal protection, is therefore dependent upon BoNY's or its subsidiaries ability to fulfill its obligation to the Fund.

STANLIB is exposed to the credit risk of the issuers of the underlying money market investments that comprise its portfolio.

- (d) **Foreign currency risk:** Foreign currency risk is the risk that the value of financial assets and liabilities will fluctuate due to changes in foreign currency rates. The Fund's exposure to foreign currency risk is limited as the investments are issued in South African Rand, the reporting currency of the Fund. The Fund has indirect exposure to foreign currency risk related to the investments held in STANLIB due to the possibility of the sudden valuation or revaluation of the South African Rand.
- (e) **Interest rate risk:** Interest rate risk is the risk that the value of financial instruments and future cash flows will fluctuate as a result of changes in market interest rates. The Fund has exposure to interest rate risk as investments in South African money market collective investment schemes are subject to fluctuations in South African interest rates.

11. Subscriptions receivable

Subscriptions receivable at the end of the year of ZAR 6,177 represents the cash receivable from investors from the subscription of 451 units at an average Net Asset Value per unit of ZAR 13.68.

12. Redemptions payable

Redemptions payable at the end of the year of ZAR 1,520,961 represents the payment due to investors from the redemption of 111,149 units at an average Net Asset Value per unit of ZAR 13.68.

13. Commitments and contingencies

In the normal course of business, the Fund enters into contracts that contain a variety of representations and warranties and which provide general indemnifications. The Fund's maximum exposure under these arrangements is unknown, as this would involve future claims that may be made against the Fund that have not yet occurred. However, based on experience, management expects the risk of loss to be remote.

EMERGING MONEY FUND (ZAR)
(A SERIES TRUST OF EIGER FUND SERIES)**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS****NOVEMBER 30, 2019****14. Financial Highlights**

	Total
Per share operating performance (For a unit outstanding during the year)	
Net asset value, beginning of year	ZAR <u>13.18</u>
Gain from operations:	
Net investment income	0.51
Net realized gain / loss from investments	<u>0.00</u>
	<u>0.51</u>
Net asset value, end of the year	ZAR <u>13.69</u>
Total return	<u>3.87%</u>
Percentages and supplemental data:	
Ratios to average net assets:	
Expense ratio (a)	<u>(3.50%)</u>
Net investment income ratio (b)	<u>3.76%</u>

Individual investor returns may differ depending on the timing of any subscription or redemption transactions.

- (a) The expense ratio is calculated based on the Fund's total expenses for the year as a percentage of average net assets.
- (b) The net investment income ratio is calculated based on the Fund's net investment income as a percentage of average net assets.

15. Subsequent events

Management has performed a subsequent events review from December 1, 2019 through May 08, 2020 the date that the financial statements were available to be issued. The following subsequent events have been identified for disclosure purposes:

- (a) Subsequent to November 30, 2019, ZAR 30,882,376 was subscribed into the Fund, and ZAR 26,493,142 was redeemed from the Fund.
- (b) Beginning in January 2020, global financial markets have experienced and may continue to experience significant volatility resulting from the spread of a novel coronavirus known as COVID-19. The outbreak of COVID-19 has resulted in travel and border restrictions, quarantines, supply chain disruptions, lower consumer demand and general market uncertainty. The effects of COVID-19 have and may continue to adversely affect the global economy, the economies of certain nations and individual issuers, all of which may negatively impact the Fund's performance.

(2) 【2018年11月30日終了年度】

【貸借対照表】

E M F（エマージング・マネー・ファンド）
（アイガー・ファンドシリーズのシリーズ・トラスト）

資産負債計算書

2018年11月30日現在

（表示通貨：ランド）

	（ランド）	（千円）
資産		
現金および現金同等物	10,592,148	64,082
未収利息	1,468,508	8,884
S T A N L I B インスティテューショナル・マネー・マーケット・ファンドへの投資 （取得原価：246,342,940ランド）（注記3）	246,342,940	1,490,375
発行未収金（注記11）	5,938	36
資産合計	258,409,534	1,563,378
負債		
買戻未払金（注記12）	45,302	274
未払管理報酬（注記4）	517,296	3,130
未払販売報酬（注記5）	237,094	1,434
未払代行協会員報酬（注記6）	107,770	652
未払事務代行報酬（注記7）	220,404	1,333
未払専門家報酬	318,864	1,929
未払受託報酬	102,600	621
未払保管報酬（注記8）	40,815	247
負債合計	1,590,145	9,620
純資産	256,819,389	1,553,757
純資産の内訳：		
資本（注記9）	150,265,705	909,108
利益剰余金	106,553,684	644,650
純資産合計	256,819,389	1,553,757

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

【損益計算書】

E M F（エマージング・マネー・ファンド）
（アイガー・ファンドシリーズのシリーズ・トラスト）
損益計算書

2018年11月30日に終了した会計年度

（表示通貨：ランド）

	（ランド）	（千円）
収益		
受取利息（注記３）	18,584,713	112,438
収益合計	18,584,713	112,438
費用		
管理報酬（注記４）	3,185,147	19,270
販売報酬（注記５）	1,450,547	8,776
代行協会員報酬（注記６）	662,200	4,006
事務代行報酬（注記７）	937,561	5,672
専門家報酬	687,303	4,158
受託報酬	613,379	3,711
マーケティング報酬	582,911	3,527
保管報酬（注記８）	228,751	1,384
翻訳報酬	206,507	1,249
費用合計	8,554,306	51,754
投資純収益	10,030,407	60,684
投資取引に係る実現純利益		
投資有価証券に係る実現利益（注記３）	-	-
投資取引に係る純利益	-	-
運用による純資産の純増加	10,030,407	60,684

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

E M F（エマージング・マネー・ファンド）
（アイガー・ファンドシリーズのシリーズ・トラスト）

純資産変動計算書

2018年11月30日に終了した会計年度

（表示通貨：ランド）

	（ランド）	（千円）
運用による純資産の増加：		
投資純収益	10,030,407	60,684
投資有価証券に係る純利益	-	-
運用による純資産の純増加：	10,030,407	60,684
資本取引による純資産の減少：		
資本発行	41,034,802	248,261
資本買戻し	(71,466,642)	(432,373)
資本取引による純資産の純減少：	(30,431,840)	(184,113)
純資産の減少合計	(20,401,433)	(123,429)
期首純資産	277,220,822	1,677,186
期末純資産	256,819,389	1,553,757

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

E M F（エマージング・マネー・ファンド）
（アイガー・ファンドシリーズのシリーズ・トラスト）
キャッシュ・フロー計算書
2018年11月30日に終了した会計年度
（表示通貨：ランド）

	（ランド）	（千円）
運用活動からのキャッシュ・フロー		
運用による純資産の純増加	10,030,407	60,684
運用から生じた純資産の純増加から運用活動から得た現金 純額への調整：		
投資有価証券の購入に係る支払	(18,621,651)	(112,661)
投資有価証券の売却による収入	25,000,000	151,250
未収利息の減少	170,482	1,031
未払金および未払負債の減少	(60,069)	(363)
運用活動から得た現金純額	16,519,169	99,941
財務活動からのキャッシュ・フロー		
資本発行	41,033,008	248,250
資本買戻し	(71,458,050)	(432,321)
財務活動に使用した現金純額	(30,425,042)	(184,072)
現金および現金同等物の純減少	(13,905,873)	(84,131)
現金および現金同等物、期首残高	24,498,021	148,213
現金および現金同等物、期末残高	10,592,148	64,082
補足情報：		
利息受取額	18,755,195	113,469

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[次へ](#)

E M F（エマージング・マネー・ファンド）
（アイガー・ファンドシリーズのシリーズ・トラスト）

財務書類に対する注記

2018年11月30日現在

1．組織および事業

E M F（エマージング・マネー・ファンド）（以下「サブ・ファンド」という。）は、2005年8月8日付基本信託証書によりオープン・エンド型のアンブレラ・ユニット・トラストであるアイガー・ファンドシリーズ（以下「ファンド」という。）の個別のシリーズ・トラストとして設立された。サブ・ファンドは、2008年5月30日付補遺信託証書ならびに2008年6月19日付の変更および再録補遺信託証書に従い設立された。ファンドは、ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託として登録されている。

基本信託証書に従い、メープルズ・エフエス・リミテッドはファンドの受託会社として任命されている。

サブ・ファンドの投資目的は、短期の元本確保および流動性を達成することである。この投資目的を達成するため、サブ・ファンドの資産は直接的に、またはS T A N L I Bインスティテューショナル・マネー・マーケット・ファンド（以下「投資先ファンド」という。）への投資を通じて間接的に、公社債、コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金へ投資される。

サブ・ファンドはF A S B会計基準成文化第946号の会計報告指針に準拠する投資会社である。

2．重要な会計方針の要約

表示の基礎

本財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国G A A P」という。）に準拠して作成されている。米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した財務書類の作成において、マネジメントは、決算日現在の資産および負債の報告額ならびに偶発資産および債務の開示、ならびに当会計期間における収益および費用の報告額に影響を与える見積および仮定を行うことが要求されている。実際の結果はこれらの見積と異なる可能性がある。

重要な会計方針は以下のとおりである。

投資の評価

サブ・ファンドは、会計基準アップデート（以下「A S U」という。）第2015-07号「公正価値測定（トピック820）：1単位当たり純資産価値（または同等のもの）を計算する特定の事業体への投資の開示」を適用した。そのため、サブ・ファンドの投資先ファンドに対する投資の公正価値は、実務簡便法として受益証券1口当たり純資産価値を用いて測定される。かかる価格は、投資先ファンドの事務代行会社によって提供され、サブ・ファンドの最終的な価格として扱われ、かかる価格の独立機関による検証は行われない。

投資取引および収益

投資取引は取引日基準で計上される。利息は、実効金利法を用い、損益計算書において認識される。

現金および現金同等物

現金および現金同等物には、満期日まで3か月未満の短期利付商品が含まれる。

外貨換算

サブ・ファンドは外貨建の取引を行っている。外貨建の資産および負債は、貸借対照表日現在の為替レートで換算される。収益および費用は、当該収益または費用が発生した日の実勢為替レートで換算される。投資先ファンドへの投資はランド建であるため、当該投資による直接的な為替差損益は生じない。

税金

サブ・ファンドは、ケイマン諸島政府の現行法に基づき、収益、不動産、譲渡、売却またはその他にかかるケイマン諸島の税金が課されていない。サブ・ファンドは通常、いかなる管轄地の所得税も課されないように業務を遂行する意向である。

財務会計基準審議会（FASB）ASCトピック第740号（旧FASB解釈指針第48号「法人所得税等の不確実性に関する会計処理 - FASB基準書第109号の解釈」）に準拠して、サブ・ファンドは、税務上のポジションが、当該ポジションのテクニカル・メリットに基づき、関連するすべての抗議や訴訟手続の解決を含む該当する税務当局による調査で認められる可能性が50%を超えるかどうかを判断することが要求される。認識されるタックス・ベネフィットは、最終的な解決によって50%超の可能性で実現することが見込まれるベネフィットの最大額に基づき測定される。過去に認識されたタックス・ベネフィットの認識中止により、サブ・ファンドが税務負債を計上し、純資産が減少することもありうる。当該方針は、閾値、測定、認識中止、分類、利息および罰金、中間会計期間の会計処理、開示、ならびに他の事業体との財務書類の比較可能性を高めることを目的とした移行の指針についても規定している。

分析に基づき、サブ・ファンドは、当該方針は当中間期において財務書類に重大な影響を与えなかったと判断している。

その他の費用

その他の費用は発生主義で計上される。

分配方針

サブ・ファンドは収益の分配を行わない方針である。サブ・ファンドが得た収益は再投資され、受益証券の価値に反映される。一般的な分配方針にかかわらず、管理会社は、管理会社が決定する日に管理会社が決定する価格で、各受益者に会計期間に関する分配金を支払うよう受託会社に命じることができる。当該分配金はサブ・ファンドの収益から支払われる。会計期間に関する分配金は、関連する分配日に事務代行会社が保管している受益者名簿にその者の氏名で受益証券が登録されている個人に対して支払われ、かかるすべての分配金はセント単位で切り捨てられる。

発行未収金

発行未収金は受益者に対する未収金であり、2018年11月30日までに発行処理されたが受益者からまだ現金を受け取っていない額である。

買戻未払金

ランドまたは受益証券口数のいずれかで表示される買戻しは、買戻通知に必要となるランドの金額および受益証券口数のそれぞれが確定した時点（通常、会計期間の末日に確定する）で負債として認識される。結果として、期末より後に支払われるが、期末時点の純資産価額に基づく買戻金は、期末現在の買戻未払金として反映される。2018年11月30日現在、期末より後に支払われるが、期末時点の純資産価額に基づく45,302ランドの買戻金は、買戻未払金として反映されている。ランドの金額および受益証券口数が確定していない買戻通知を受け取った場合、買戻しの金額および受益証券口数の算定に用いられる純資産価額が決定されるまで、資本として維持される。

新会計基準の公表

ASU第2015-07号の他に、2017年12月1日より後に開始する期間において初度適用され、サブ・ファンドに重要な影響を及ぼすと見込まれる会計基準、解釈、または既存の基準に対する修正はない。

公表済であるものの、2017年12月1日現在発効していない新基準、基準に対する修正および解釈の多くは、当財務書類の作成に際し、適用されていない。これらはいずれもサブ・ファンドの財務書類に重要な影響を及ぼすものではないと見込まれている。

3. STANLIBインスティテューショナル・マネー・マーケット・ファンドへの投資

サブ・ファンドは、元本確保が保たれるよう、流動性の高い資産にサブ・ファンドの資産を投資しているが、元本確保の保証はない。当該資産は、公社債、コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金に直接投資されることがある。当該資産はまた、投資先ファンドの受益証券へも投資される（注記1）。

投資先ファンドは、主に南アフリカ共和国の主要な銀行ならびに南アフリカ共和国での事業活動が認可されている南アフリカ共和国以外の銀行に投資する、南アフリカ共和国の集団投資スキームである。投資先ファンドは、統合マネー・マーケット集団投資スキームとして構成されている。投資先ファンドの主たる運用目的は、元本確保および流動性に相応する高水準の現行利息を獲得することである。

投資先ファンドは、南アフリカ共和国の2002年集団投資スキーム管理法の規定で認められているとおり、適正に格付けされた商品に投資している。これらの商品には、南アフリカ共和国の主要な5つの銀行グループおよび南アフリカ共和国での事業活動が認可されている南アフリカ共和国以外の銀行が発行する商品が含まれる。特定の政府発行債、政府保証債および最高格付けを有する企業の社債を当該ポートフォリオに含めることも適宜考慮される。投資先ファンドは、外国の投資（すなわち、南アフリカ共和国以外を拠点とする投資）を直接的にも間接的にも保有することができない。

2018年11月30日現在、サブ・ファンドの投資の詳細は以下のとおりである。

	受益証券	公正価値 (ランド)	純資産の割合
STANLIBインスティテューショナル・マネー・マーケット・ファンド	246,342,940	246,342,940	95.92%
投資合計	246,342,940	246,342,940	95.92%

サブ・ファンドは投資先ファンドへの投資から受取利息を稼得する。当該受取利息は、投資先ファンドが負担する投資運用報酬またはその他の報酬控除後の金額で計上される。

4．管理報酬

2005年8月8日付基本信託証書および2008年5月30日付補遺信託証書に従い、アイガー・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）は、サブ・ファンドの管理会社として従事している。管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率1.20%を上限とする四半期毎の報酬を、サブ・ファンドの資産から各暦年四半期末に後払いで受領する権利を有する。管理会社はまた、サブ・ファンドの資産から、管理会社が提供した業務に関して合理的に負担した経費の払戻しを受ける権利も有する。

2018年11月30日に終了した会計年度に発生した管理報酬3,185,147ランドのうち、2018年11月30日現在517,296ランドが未払いとなっている。

5．販売報酬

2005年8月8日付基本信託証書、2008年5月30日付補遺信託証書、およびその時々管理会社からの指名に従い、エース証券株式会社、安藤証券株式会社、ばんせい証券株式会社、極東証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、今村証券株式会社、キャピタル・パートナーズ証券株式会社、藍澤証券株式会社（旧社名は日本アジア証券株式会社）およびひろぎん証券株式会社は、サブ・ファンドの販売会社（以下「販売会社」という。）として従事している。販売会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.55%を上限とする四半期毎の報酬の合計を、サブ・ファンドの資産から各暦年四半期末に後払いで受領する権利を有する。この報酬は、各評価日において各販売会社が獲得した受益証券の保有残高に応じて販売会社間で比例按分される。

2018年11月30日に終了した会計年度に発生した販売報酬1,450,547ランドのうち、2018年11月30日現在237,094ランドが未払いとなっている。

6．代行協会員報酬

2005年8月8日付基本信託証書および2008年5月30日付補遺信託証書に従い、U B S証券株式会社は、サブ・ファンドの代行協会員（以下「代行協会員」という。）として従事している。代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.25%を上限とする四半期毎の報酬を、サブ・ファンドの資産から各暦年四半期末に後払いで受領する権利を有する。代行協会員はまた、サブ・ファンドの資産から、代行協会員が提供した業務に関して合理的に負担した経費の払戻しを受ける権利も有する。

2018年11月30日に終了した会計年度に発生した代行協会員報酬662,200ランドのうち、2018年11月30日現在107,770ランドが未払いとなっている。

7．事務代行報酬

2005年8月8日付基本信託証書および2008年5月30日付補遺信託証書に従い、バンク・オブ・ニューヨークのシンガポール支店は、サブ・ファンドの事務代行会社および名義書換機関（以下「事務代行会社」という。）として従事している。事務代行会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産に基づく年率換算したスライド率での月次の報酬（最低年間報酬54,000米ドル）を受領する権利を有する。

2018年11月30日に終了した会計年度に発生した事務代行報酬937,561ランドのうち、2018年11月30日現在220,404ランドが未払いとなっている。

8．保管報酬

2005年8月8日付基本信託証書および2008年5月30日付補遺信託証書に従い、バンク・オブ・ニューヨーク・メロンは、サブ・ファンドの保管会社（以下「保管会社」という。）として従事している。保管会社の主な業務は、サブ・ファンド資産を保管し、サブ・ファンドに関して締結された取引を決済し、かつサブ・ファンドの投資より生じるすべての収益を回収することである。保管会社は、サブ・ファンドの資産から、（ ）サブ・ファンドの純資産価額の年率0.02%および（ ）1取引当たり20米ドルの取引報酬（最低年間報酬12,000米ドル）から成る報酬を毎月後払いで受領する権利を有する。保管会社はまた、サブ・ファンドの資産から、主に口座維持費、現金振替取引1件当たり10米ドルの振替手数料、第三者によ

る為替取引に係る手数料、一般代理業務手数料および通信費を含む一定の追加保管費用を受領する権利を有する。

2018年11月30日に終了した会計年度に発生した保管報酬228,751ランドのうち、2018年11月30日現在40,815ランドが未払いとなっている。

9. 資本

発行を認められる基本受益証券の口数に制限はなく、無額面となる。基本受益証券は、適格投資家に対し、2008年6月19日から2008年7月2日の期間（以下「当初申込期間」という。）に1口当たり10ランドの購入価格にて募集された。基本受益証券は、2008年7月8日以降に、各取引日の午後2時30分（東京時間）までにサブ・ファンドに申込書が提出されていることを条件に、下記の購入価格にて毎日発行可能である。当初申込期間に発行可能な基本受益証券の総額は、100億ランドであった。その後の継続申込期間には、総額900億ランドが発行可能である。

1口当たり購入価格は、関連する取引日より2営業日前の評価日における純資産価額を、かかる評価日現在の発行済基本受益証券口数で除し、小数第5位を切り捨てて小数第4位まで計算される。

当初申込期間中の発行人当たりの最低発行口数は、基本受益証券1口である。その後の継続申込期間中の最低追加発行口数は、基本受益証券0.001口である。

基本受益証券は、買戻日の午後2時30分（東京時間）までに受益者がサブ・ファンドに買戻請求を提出していることを条件に、毎日買戻し可能である。

1口当たり買戻価格は、関連する買戻日より2営業日前の評価日における純資産価額を、かかる評価日現在の発行済基本受益証券口数で除し、小数以下第5位を切り捨てて小数第4位まで計算される。かかる切捨てによる利益はサブ・ファンドが保有する。

1口当たり買戻価格の計算上、管理会社は、会計および販売手数料ならびに買戻通知に対応する資金を提供するための資産の実現またはポジションの決済の際にサブ・ファンドの勘定に関して発生しうる合理的な費用を反映する適切な引当金とみなされる金額を基本受益証券1口当たり純資産価格から差引くことができる。

買戻し1件当たりの最低買戻口数は、基本受益証券0.001口である。

サブ・ファンドの純資産価額が当初申込期間終了後に100,000,000ランドを下回った場合、管理会社は、その絶対的な裁量により、サブ・ファンドのすべての発行済基本受益証券を強制的に買戻することができる。各基本受益証券の買戻価格は、強制買戻日に重なる評価日またはその直前の評価日に算定されるサブ・ファンドの基本受益証券1口当たり純資産価格に、当該投資の最終実現価額の差額および強制買戻しに伴う費用に関する調整額を加減算した価格となる。

以下は、2018年11月30日に終了した会計年度における基本受益証券取引および基本受益証券1口当たり純資産価格を示したものである。

2017年11月30日現在の基本受益証券口数	21,838,609
発行	3,210,910
買戻し	(5,567,821)
2018年11月30日現在の基本受益証券口数	19,481,698
2018年11月30日現在の純資産価額（ランド）	256,819,389
2018年11月30日現在の基本受益証券 1 口当たり純資産価格（ランド）	13.18

10. 重要なリスクおよび不確実性

サブ・ファンドの投資活動は、投資対象の金融商品および市場に関する様々な種類のリスクにさらされている。以下の要約は、サブ・ファンドへの投資に内在するすべてのリスクの包括的な要約を意図したものではない。受益者は、サブ・ファンドへの投資に関連する全リスクの詳細について、英文目論見書（Offering Document）を参照すべきである。

(a) 市場リスク

市場リスクは、サブ・ファンドの投資の市場価額の変動により生じうる潜在的な損失である。市場リスクに対するサブ・ファンドのエクスポージャーは、STANLIBインスティテューショナル・マネー・マーケット・ファンド（以下「投資先ファンド」という。）への投資の価値に直接連動している。

投資先ファンドへの投資には、南アフリカ共和国の市場における政治経済状況による大きなリスクが含まれ、これによって投資の価値に影響が及ぶ可能性がある。特に、南アフリカ共和国のマネー・マーケット集団投資スキームへの投資は、南アフリカ共和国における金利の変動、ポートフォリオのデュレーション・リスクおよび投資先の短期金融商品の発行体の信用度による影響を受ける。他の新興市場と同様に、南アフリカ共和国の市場は、比較的少ない取引高に直面したり、流動性に欠ける期間や深刻な価格の変動が続いたりすることがある。

マネー・マーケット・ファンドへの投資は、当該マネー・マーケット・ファンドが受益証券 1 口当たり純資産価格を常に1.00ランドに維持できないリスクがある。

(b) 流動性リスク

流動性リスクは、サブ・ファンドが資金を調達することができず契約義務を履行できなくなるリスクである。南アフリカ共和国の市場が発展した市場に比べて流動性が低いために投資先ファンドへの投資によって買戻しに関する支払いが常に予定された時間内に行われるとは限らないことから、投資先ファンドへのサブ・ファンドの投資には流動性リスクがある。

(c) 信用リスク

信用リスクは、相手方による債務不履行によって貸借対照表日現在で保有している金融商品からの将来キャッシュ・フローの金額が減少することに関連している。サブ・ファンドに信用リスクをもたらす可能性のある金融商品は、主に現金および投資先ファンドへの投資から成る。

現金および投資の100%は、単一の金融機関であるバンク・オブ・ニューヨーク・メロン（以下「B o N Y」という。）またはその子会社に保管されている。そのため、投資家への元本確保を含め、投資目的（注記 1 参照）を達成するサブ・ファンドの能力は、サブ・ファンドへの債務を履行する B o N Y またはその子会社の能力に拠る。

投資先ファンドは、ポートフォリオを構成する投資先マネー・マーケット商品の発行体の信用リスクにさらされている。

(d) 為替リスク

為替リスクは、為替レートの変動によって金融資産および負債の価値が変動するリスクである。為替リスクに対するサブ・ファンドのエクスポージャーは、投資がサブ・ファンドの報告通貨である南アフリカ・ランド建てで発行されているため、限定的である。サブ・ファンドは、南アフリカ・ランドの突然の平価切下げまたは平価切上げの可能性があるため、投資先ファンドが保有する投資に関する為替リスクの間接的なエクスポージャーを有している。

(e) 金利リスク

金利リスクは、金融商品および将来キャッシュ・フローの価値が市場金利の変動によって変動するリスクである。サブ・ファンドは、南アフリカ共和国のマナー・マーケット集団投資スキームへの投資が南アフリカ共和国の金利の変動の影響を受けるため、金利リスクのエクスポージャーを有している。

11．発行未収金

当期末における発行未収金5,938ランドは基本受益証券1口当たり平均純資産価格13.17ランドでの基本受益証券451口の発行による、投資家からの未収額を表している。

12．買戻未払金

当期末における買戻未払金45,302ランドは基本受益証券1口当たり平均純資産価格13.18ランドでの基本受益証券3,438口の買戻しによる、投資家への未払額を表している。

13．契約義務および偶発事象

サブ・ファンドは、通常の業務において、様々な表明および保証を含む契約や一般補償を提供する契約を締結している。これらの契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポージャーは、未だ発生していない事象についてサブ・ファンドに対して提起される可能性のある将来の申立てを含むため、未知である。しかし、マネジメントは、経験に基づいて当該損失リスクが生じる可能性は低いと予測している。

14．財務ハイライト

基本受益証券 1 口当たり運用成績（ランド）

合計

（当期発行済基本受益証券）

期首純資産価額	12.69
運用による利益：	
投資純収益	0.49
投資有価証券による実現純利益 / 損失	0.00
	0.49
期末純資産価額	13.18
トータル・リターン	3.86%
割合および補足データ：	
平均純資産に占める割合：	
費用比率(a)	(3.22%)
投資純収益比率(b)	3.78%

個別の投資家のリターンは、発行または買戻しの時期によって異なることがある。

(a) 費用比率は、平均純資産に占めるサブ・ファンドの当期費用合計の割合に基づいて計算されている。

(b) 投資純収益比率は、平均純資産に占めるサブ・ファンドの投資純収益の割合に基づいて計算されている。

15．後発事象

マネジメントは、2018年12月 1 日から財務書類の発行準備が整った日である2019年 4 月17日までの後発事象のレビューを行い、開示目的で以下の後発事象を認識した。

(a) 2018年11月30日より後に、サブ・ファンドへの6,151,248ランドの発行およびサブ・ファンドによる11,042,244ランドの買戻しが行われた。

[次へ](#)

EMERGING MONEY FUND (ZAR)
(A SERIES TRUST OF EIGER FUND SERIES)

STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES

AS OF NOVEMBER 30, 2018

(Expressed in South African Rand)

ASSETS		
Cash and cash equivalents	ZAR	10,592,148
Accrued interest receivable		1,468,508
Investment in STANLIB Institutional Money Market Fund (cost: ZAR 246,342,940) (Note 3)		246,342,940
Subscription receivable (Note 11)		5,938
Total assets		258,409,534
LIABILITIES		
Redemption payable (Note 12)		45,302
Management fees payable (Note 4)		517,296
Distributor fees payable (Note 5)		237,094
Agent fees payable (Note 6)		107,770
Administration fees payable (Note 7)		220,404
Professional fees payable		318,864
Trustee fees payable		102,600
Custody fees payable (Note 8)		40,815
Total liabilities		1,590,145
NET ASSETS	ZAR	256,819,389
Net Assets comprise:		
Capital (Note 9)	ZAR	150,265,705
Retained earnings		106,553,684
Total net assets	ZAR	256,819,389

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING MONEY FUND (ZAR)
(A SERIES TRUST OF EIGER FUND SERIES)

STATEMENT OF OPERATIONS

FOR THE YEAR ENDED NOVEMBER 30, 2018

(Expressed in South African Rand)

Income		
Interest income (Note 3)	ZAR	18,584,713
Total income		<u>18,584,713</u>
Expenses		
Management fees (Note 4)		3,185,147
Distributor fees (Note 5)		1,450,547
Agent fees (Note 6)		662,200
Administration fees (Note 7)		937,561
Professional Fees		687,303
Trustee fees		613,379
Marketing fees		582,911
Custody fees (Note 8)		228,751
Translation fee		<u>206,507</u>
Total expenses		<u>8,554,306</u>
Net investment income		<u>10,030,407</u>
Net realized gain on investment transactions		
Realized gain on investments (Note 3)		-
Net gain on investment transactions		<u>-</u>
Net increase in net assets resulting from operations	ZAR	<u>10,030,407</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING MONEY FUND (ZAR)
(A SERIES TRUST OF EIGER FUND SERIES)
STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS
FOR THE YEAR ENDED NOVEMBER 30, 2018

(Expressed in South African Rand)

Increase in net assets from operations:		
Net investment income	ZAR	10,030,407
Net gain on investments		<u>-</u>
Net increase in net assets resulting from operations:		<u>10,030,407</u>
Decrease in net assets from capital transactions:		
Capital subscriptions		41,034,802
Capital redemptions		<u>(71,466,642)</u>
Net decrease in net assets from capital transactions:		<u>(30,431,840)</u>
Total decrease in net assets		(20,401,433)
Net assets – beginning of year		<u>277,220,822</u>
Net assets - end of year	ZAR	<u>256,819,389</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING MONEY FUND (ZAR)
(A SERIES TRUST OF EIGER FUND SERIES)

STATEMENT OF CASH FLOWS

FOR THE YEAR ENDED NOVEMBER 30, 2018

(Expressed in South African Rand)

Cash flows from operating activities		
Net increase in net assets resulting from operations	ZAR	10,030,407
Adjustments to reconcile net increase in net assets from operations to net cash provided by operating activities:		
Payment for purchase of investments		(18,621,651)
Proceeds from sale of investments		25,000,000
Decrease in interest receivable		170,482
Decrease in accounts payable and accrued liabilities		(60,069)
Net cash provided by operating activities		<u>16,519,169</u>
Cash flows from financing activities		
Capital subscriptions		41,033,008
Capital redemptions		<u>(71,458,050)</u>
Net cash used in financing activities		<u>(30,425,042)</u>
Net decrease in cash and cash equivalents		(13,905,873)
Cash and cash equivalents, beginning of the year		<u>24,498,021</u>
Cash and cash equivalents, end of the year	ZAR	<u>10,592,148</u>
Supplemental information:		
Interest received	ZAR	<u>18,755,195</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

EMERGING MONEY FUND (ZAR)
(A SERIES TRUST OF EIGER FUND SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

NOVEMBER 30, 2018

1. Organization and business

Emerging Money Fund (ZAR) ("the Fund") was established as a separate series trust of Eiger Fund Series (the "Trust"), an open-ended Umbrella Unit Trust by a Master Trust Deed dated August 8, 2005. The Fund was established pursuant to a Supplemental Trust Deed dated May 30, 2008 and an Amended and Restated Supplemental Trust Deed dated June 19, 2008. The Trust is registered as a Mutual Fund under the Cayman Islands Mutual Funds Law.

Pursuant to the Master Trust Deed, MaplesFS Limited has been appointed as Trustee to the Trust.

The investment objective of the Fund is to achieve short term capital preservation and liquidity. In order to pursue this investment objective, the assets of the Fund will be invested directly or indirectly through investment in STANLIB Institutional Money Market Fund ("STANLIB"), in corporate and government bonds, commercial paper and certificates of deposit.

The Fund is an investment company that follows the accounting and reporting guidance in FASB Accounting Standard Codification 946.

2. Summary of significant accounting policies

Basis of Presentation: The accompanying financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America ("US GAAP"). The preparation of financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of revenues and expenses during the reporting period. Actual results could differ from those estimates.

Significant accounting policies are as follows:

Valuation of Investments: The Fund has adopted Accounting Standards Update ("ASU") No. 2015-07, 'Fair Value Measurement (Topic 820): Disclosure for Investments in Certain Entities That Calculate Net Asset Value per Share (or Its Equivalent)'. As such, the fair value of the Fund's Investment in STANLIB is measured using the net asset value per unit as a practical expedient. Such prices are provided by the administrator of STANLIB and will be treated as conclusive by the Fund and there will be no independent verification of such prices.

Investment transactions and income: Investment transactions are recorded on a trade date basis. Interest is recognized in the statement of operations using the effective interest method.

Cash and cash equivalents: Cash and cash equivalents includes short-term interest bearing accounts with a maturity date of less than three months.

Foreign currency translation: The Fund transacts business in foreign currencies. Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated at the rates of exchange at the balance sheet date. Income and expenses are translated at the rate of exchange prevailing at the date on which the income or expense is incurred. Due to the fact that the investment in STANLIB is denominated in South African Rand, no direct foreign exchange gains and losses arise on the investment.

EMERGING MONEY FUND (ZAR)
(A SERIES TRUST OF EIGER FUND SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

NOVEMBER 30, 2018

2. Summary of significant accounting policies (continued)

Taxation: Under the current laws of the government of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other Cayman Islands taxes payable by the Fund. The Fund intends generally to conduct its affairs such that it will not be subject to income tax in any jurisdiction.

In accordance with FASB ASC Topic 740, previously FASB Interpretation No. 48, *Accounting for Uncertainty in Income Taxes an Interpretation of FASB Statement No. 109*, the Fund is required to determine whether a tax position is more likely than not to be sustained upon examination by the applicable taxing authority, including resolution of any related appeals or litigation processes, based on the technical merits of the position. The tax benefit to be recognized is measured as the largest amount of benefit that is greater than fifty percent likely of being realized upon ultimate settlement. De-recognition of a tax benefit previously recognized could result in the Fund recording a tax liability that would reduce net assets. This policy also provides guidance on thresholds, measurement, de-recognition, classification, interest and penalties, accounting in interim periods, disclosure, and transition that is intended to provide better financial statement comparability among different entities.

Based on its analysis, the Fund has determined that this policy did not have a material impact on the financial statements during the year.

Other Expenses: Other expenses are recorded on the accrual basis.

Distribution Policy: It is the policy of the Fund not to make distributions of income. Income earned by the Fund will be reinvested and reflected in the value of units. Notwithstanding the general distribution policy, the Manager may direct the Trustee to make distributions in respect of an accounting period to each unitholder of such amount on such date as shall be determined by the Manager which distribution shall be paid out of the income of the Fund. Any distributions in respect of an accounting period will be made to the person in whose name units are registered in the register of unitholders maintained by the administrator on the relevant distribution date and all such distributions shall be rounded down to the nearest cent.

Subscriptions receivable: Subscriptions receivables represent amounts receivable from unitholders for subscriptions that had been processed prior to November 30, 2018, but for which cash had not been received.

Redemptions payable: Redemptions, whether expressed as ZAR or shares, are recognized as liabilities when each of the ZAR and share amounts requested in the redemption notice become fixed, which generally occurs on the last day of a fiscal period. As a result, redemptions paid after the end of the year, but based upon year-end net asset values, are reflected as redemptions payable at year-end. As at November 30, 2018, redemptions in the amount of ZAR 45,302 paid subsequent to year-end, but based upon the year-end net asset value, are reflected as redemptions payable. Redemption notices received for which the ZAR and share amounts are not fixed remain in capital until the net asset value used to determine the redemption and share amounts are determined.

New Accounting pronouncements: Other than in respect of ASU No. 2015-07, there are no standards, interpretations or amendments to existing standards that are effective for the first time for the period beginning December 1, 2017 that would be expected to have a material impact on the Fund.

A number of new standards, amendments to standards, and interpretations have been issued but not effective at December 1, 2017 and have not been applied in preparing these financial statements. None of these are expected to have a material effect on the financial statements of the Fund.

3. Investment in STANLIB Institutional Money Market Fund

The Fund invests its assets in highly liquid assets such that capital protection is likely to be preserved, however this cannot be guaranteed. The assets can be invested directly into corporate and government bonds, commercial paper, and certificates of deposit. The assets can also be invested into units of STANLIB (Note 1).

EMERGING MONEY FUND (ZAR)
(A SERIES TRUST OF EIGER FUND SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

NOVEMBER 30, 2018

3. Investment in STANLIB Institutional Money Market Fund (continued)

STANLIB is a South African domiciled collective investment scheme that invests predominantly in major South African banking institutions as well as non-South African banking institutions which are authorized to conduct business in South Africa. It is structured as a unitized money market collective investment scheme. The primary performance objective of STANLIB is to obtain as high a level of current interest as is consistent with capital preservation and liquidity.

STANLIB invests in appropriately rated instruments as permitted in terms of the Collective Investment Schemes Control Act, 2002 of South Africa. These include instruments issued by South Africa's five major banking groups as well as in non-South African banking institutions which are authorized to conduct business in South Africa. Certain government issues, parastatal paper guaranteed by the government, as well as issues from top rated corporates may, from time to time, be considered for inclusion in this portfolio. STANLIB is precluded from holding foreign (i.e. Non-South African based investments) either directly or indirectly.

A breakdown of the Fund's investments as at November 30, 2018 is as follows:

	<u>Units</u>	<u>Fair Value (ZAR)</u>	<u>% of Net Assets</u>
STANLIB Institutional Money Market Fund	246,342,940	246,342,940	95.92 %
Total Investments	<u>246,342,940</u>	<u>246,342,940</u>	<u>95.92 %</u>

The Fund earns interest income from its investment in STANLIB. This interest income is recorded net of any Investment Management fees or other fees incurred by STANLIB.

4. Management fee

Pursuant to the Master Trust Deed dated August 8, 2005 and the Supplemental Trust Deed dated May 30, 2008, Eiger Management Ltd. serves as the Manager of the Fund (the "Manager"). The Manager will be entitled to receive out of the assets of the Fund a quarterly fee of up to 1.20% per annum of the net asset value of the Fund, payable in arrears at the end of each calendar quarter. The Manager will also be entitled to be reimbursed out of the assets of the Fund for out-of-pocket expenses reasonably incurred in connection with the services provided by the Manager.

Management fees of ZAR 3,185,147 were incurred during the year ended November 30, 2018, of which ZAR 517,296 are payable at November 30, 2018.

5. Distributor fee

Pursuant to the Master Trust Deed dated August 8, 2005, the Supplemental Trust Deed dated May 30, 2008, and as appointed from time to time by the Manager, Ace Securities Co., Ltd., Ando Securities Co., Ltd., Bansei Securities Co., Ltd., Kyokuto Securities Co., Ltd., IwaiCosmo Securities Co., Ltd., The Imamura Securities Co., Ltd., Capital Partners Securities Co., Ltd., Aizawa Securities Co., Ltd. (formerly Japan Asia Securities Co., Ltd.) and Hirogin Securities Co., Ltd. serve as the Distributors of the Fund (the "Distributors"). The Distributors will collectively be entitled to receive out of the assets of the Fund a quarterly fee of up to 0.55% per annum of the net asset value of the Fund which will be apportioned pro rata amongst the Distributors based on the holdings of functional units procured by each Distributor on each valuation date, payable in arrears at the end of each calendar quarter.

Distributor fees of ZAR 1,450,547 were incurred during the year ended November 30, 2018, of which ZAR 237,094 are payable at November 30, 2018.

EMERGING MONEY FUND (ZAR)
(A SERIES TRUST OF EIGER FUND SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

NOVEMBER 30, 2018

6. Agent fee

Pursuant to the Master Trust Deed dated August 8, 2005 and the Supplemental Trust Deed dated May 30, 2008, UBS Securities Japan Co., Ltd. serves as the Agent of the Fund (the "Agent"). The Agent will be entitled to receive out of the assets of the Fund a quarterly fee of up to 0.25% per annum of the net asset value of the Fund, payable in arrears at the end of each calendar quarter. The Agent will also be entitled to be reimbursed out of the assets of the Fund for out-of-pocket expenses reasonably incurred in connection with the services provided by the Agent.

Agent fees of ZAR 662,200 were incurred during the year ended November 30, 2018, of which ZAR 107,770 are payable at November 30, 2018.

7. Administration fee

Pursuant to the Master Trust Deed dated August 8, 2005 and the Supplemental Trust Deed dated May 30, 2008, The Bank of New York, Singapore Branch, serves as the Administrator and Transfer Agent to the Fund (the "Administrator"). The Administrator will be entitled to receive out of the assets of the Fund a monthly fee at an annualized sliding-scale rate based on the net assets of the Fund, subject to a minimum annual fee of USD \$ 54,000.

Administrator fees of ZAR 937,561 were incurred during the year ended November 30, 2018, of which ZAR 220,404 are payable at November 30, 2018.

8. Custody fee

Pursuant to the Master Trust Deed dated August 8, 2005 and the Supplemental Trust Deed dated May 30, 2008, The Bank of New York Mellon serves as the Custodian to the Fund (the "Custodian"). The primary duties of the Custodian are to hold the assets of the Fund in safekeeping, to settle transactions entered into in respect of the Fund and to collect all income due on the Fund's investments. The Custodian will be entitled to receive out of the assets of the Fund a fee comprising (i) 0.02% per annum of the net asset value of the Fund and (ii) a transaction fee of US\$20 per transaction, subject to a minimum fee of US\$12,000 per annum and payable monthly in arrears. The Custodian will also be entitled to receive from the assets of the Fund certain additional custody charges, which shall include, among other things, custody account maintenance fees, a transaction fee of US\$10 per money transfer transaction, fees in respect of third party foreign exchange transactions, standard proxy services and communication fees.

Custody fees of ZAR 228,751 were incurred during the year ended November 30, 2018, of which ZAR 40,815 are payable at November 30, 2018.

9. Capital

The number of units authorized to be issued is unlimited and shall be without par value. Units were offered to eligible investors during the period from June 19, 2008 to July 2, 2008 (the "initial offer period"), at the purchase price of ZAR10 per unit. After July 8, 2008, units will be available for subscription on a daily basis at the purchase price described below, provided the request is submitted to the Fund by no later than 2:30pm (Tokyo Time) on each dealing day. The total value of units available for subscription during the initial offer period was ZAR 10 billion. During the subsequent offer period, a total of ZAR 90 billion is available for subscription.

The purchase price per unit shall be calculated by dividing the net asset value on the valuation day falling two business days prior to the relevant dealing day by the number of units in issue on such valuation day, rounded down to four decimal places.

The minimum subscription for each subscriber during the initial offer period is 1 unit. The minimum additional subscription for units during the subsequent offer period is 0.001 unit.

EMERGING MONEY FUND (ZAR)
(A SERIES TRUST OF EIGER FUND SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

NOVEMBER 30, 2018

2. Capital (continued)

Units may be redeemed by the unitholder on a daily basis provided the request is submitted to the Fund by no later than 2:30pm (Tokyo Time) on a redemption day.

The redemption price per unit shall be calculated by dividing the net asset value as at the valuation day falling two business days prior to the relevant redemption day by the number of units in issue on such valuation day, rounded down to four decimal places. The benefit of any such rounding will be retained by the Fund.

For the purposes of calculating the redemption price of a unit, the Manager may deduct from the net asset value per unit an amount which it considers to be an appropriate allowance to reflect fiscal and sale charges and reasonable expenses which would be incurred for the account of the Fund in realizing assets or closing out positions to provide funds to meet redemption notices.

The minimum redemption amount per redemption is 0.001 Unit.

In the event that the Net Asset Value of the Fund is below ZAR 100,000,000 at any time on or after the expiration date of the initial offer period, the Manager may in its absolute discretion, effect a compulsory redemption of all of the outstanding units in the Fund. The redemption price for each unit redeemed will be equal to the Net Asset Value per unit of the Fund determined on the valuation day falling on or immediately preceding the date of the compulsory redemption plus or minus adjustments for any differences in the value of the investments ultimately realized, and adjustments for any expenses associated with the compulsory redemption.

Transactions in units for the year ended November 30, 2018 and net asset value per unit is as follows:

Number of units at November 30, 2017		21,838,609
Subscriptions		3,210,910
Redemptions		(5,567,821)
Number of units at November 30, 2018		19,481,698
Net asset value at November 30, 2018	ZAR	256,819,389
Net asset value per unit at November 30, 2018	ZAR	13.18

10. Significant risks and uncertainty

The Fund's investment activities expose it to the various types of risk which are associated with the financial instruments and markets in which it invests. The following summary is not intended to be a comprehensive summary of all risks inherent in investing in the Fund. Unitholders should refer to the Offering Document for a complete description of the risks associated with their investment in the Fund.

- (a) **Market risk:** Market risk represents the potential loss that can be caused by a change in the market value of the Fund's investments. The Fund's exposure to market risk is directly linked to the value of its investments in the STANLIB Institutional Money Market Fund ("STANLIB").

Investment into STANLIB contains a high degree of risk due to the political and economic situation of the South African market, which could affect the value of its investments. In particular, investments in South African money market collective investment schemes are subject to fluctuations in South African interest rates, to portfolio duration risks and to the credit quality of the underlying issuers of the money market instruments invested in. In common with other emerging markets, the South African market may be faced with relatively low transaction volumes, and endure periods of lack of liquidity or considerable price volatility.

EMERGING MONEY FUND (ZAR)
(A SERIES TRUST OF EIGER FUND SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

NOVEMBER 30, 2018

10. Significant risks and uncertainty (continued)

An investment in a money market fund is exposed to the risk that the money market fund will not be able to maintain a NAV per unit of ZAR 1.00 at all times.

- (b) **Liquidity risk:** Liquidity risk is the risk that the Fund will be unable to raise funds to meet commitments. The Fund's investment into STANLIB creates liquidity risk as the South African market is less liquid than developed markets, and therefore payments for redemptions from investments in STANLIB may not always be made within the expected time frame.
- (c) **Credit risk:** Credit risk relates to the extent to which failures by any counterparties to discharge their obligations could reduce the amount of future cash flows from financial instruments on hand as at the balance sheet date. Financial instruments which potentially expose the Fund to credit risk consist principally of cash and the investment in STANLIB.

100% of the cash and investments are custodied with a single financial institution, The Bank of New York Mellon ("BoNY"), or its subsidiaries. The ability of the Fund to meet its objectives (Note 1), including the objective of providing investors with principal protection, is therefore dependent upon BoNY's or its subsidiaries ability to fulfill its obligation to the Fund.

STANLIB is exposed to the credit risk of the issuers of the underlying money market investments that comprise its portfolio.

- (d) **Foreign currency risk:** Foreign currency risk is the risk that the value of financial assets and liabilities will fluctuate due to changes in foreign currency rates. The Fund's exposure to foreign currency risk is limited as the Investments are issued in South African Rand, the reporting currency of the Fund. The Fund has indirect exposure to foreign currency risk related to the investments held in STANLIB due to the possibility of the sudden valuation or revaluation of the South African Rand.
- (e) **Interest rate risk:** Interest rate risk is the risk that the value of financial instruments and future cash flows will fluctuate as a result of changes in market interest rates. The Fund has exposure to interest rate risk as investments in South African money market collective investment schemes are subject to fluctuations in South African interest rates.

11. Subscriptions receivable

Subscriptions receivable at the end of the year of ZAR 5,938 represents the cash receivable from investors from the subscription of 451 units at an average Net Asset Value per unit of ZAR 13.17.

12. Redemptions payable

Redemptions payable at the end of the year of ZAR 45,302 represents the payment due to investors from the redemption of 3,438 units at an average Net Asset Value per unit of ZAR 13.18.

13. Commitments and contingencies

In the normal course of business, the Fund enters into contracts that contain a variety of representations and warranties and which provide general indemnifications. The Fund's maximum exposure under these arrangements is unknown, as this would involve future claims that may be made against the Fund that have not yet occurred. However, based on experience, management expects the risk of loss to be remote.

EMERGING MONEY FUND (ZAR)
(A SERIES TRUST OF EIGER FUND SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

NOVEMBER 30, 2018

14. Financial Highlights

	Total
Per share operating performance (For a unit outstanding during the year)	
Net asset value, beginning of year	ZAR <u>12.69</u>
Gain from operations:	
Net investment income	0.49
Net realized gain / loss from investments	<u>0.00</u>
	<u>0.49</u>
Net asset value, end of the year	ZAR <u>13.18</u>
Total return	<u>3.86%</u>
Percentages and supplemental data:	
Ratios to average net assets:	
Expense ratio (a)	<u>(3.22%)</u>
Net investment income ratio (b)	<u>3.78%</u>

Individual investor returns may differ depending on the timing of any subscription or redemption transactions.

- (a) The expense ratio is calculated based on the Fund's total expenses for the year as a percentage of average net assets.
- (b) The net investment income ratio is calculated based on the Fund's net investment income as a percentage of average net assets.

15. Subsequent events

Management has performed a subsequent events review from December 1, 2018 through April 17, 2019 the date that the financial statements were available to be issued. The following subsequent events have been identified for disclosure purposes:

- (a) Subsequent to November 30, 2018, ZAR 6,151,248 was subscribed into the Fund, and ZAR 11,042,244 was redeemed from the Fund.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2020年3月末日現在)

	ランド（を除く）	千円 （およびを除く）
資産総額	257,710,927.88	1,559,151
負債総額	2,762,863.87	16,715
純資産価額（-）	254,948,064.01	1,542,436
基本受益証券発行済口数	18,428,191口	
基本受益証券1口当たり純資産価格 （/）	13.83	84円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

サブ・ファンドの記名式基本受益証券の名義書換機関は、以下のとおりです。

取扱機関 ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、シンガポール支店

取扱場所 シンガポール、シンガポール039192、1 テマセク・アベニュー・ミレニア・タワー、02-01

日本の受益者については、受益証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

受益証券の名義書換の費用は受益者から徴収されません。

(2) 受益者集会

受託会社は、受益者決議の場合は、合計ですべてのサブ・ファンドの純資産価額の10分の1以上を保有する受益者から要請があった場合、また、サブ・ファンド決議の場合は、合計で関連するサブ・ファンドの基本受益証券口数の10分の1以上を保有する受益者からの要請があった場合、全受益者集会またはサブ・ファンド受益者集会（場合によります。）を招集しなければなりません。15日以上前の通知が、受益者に送付されなければなりません。

すべての受益者集会についての出席、定足数および多数決に関する条件および受益者の議決権は、信託証書に記載されているとおりです。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外があります。）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。）による基本受益証券の取得も制限することができます。

第三部【特別情報】

第 1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額（2020年3月末日現在）

資本金の額 5,000万円および1,000米ドル（108,830円）
授權株式数 額面額1.00米ドルの普通株式1,000株および額面額1,000,000円の償還可能無議決権付優先株式50株
発行済株式総数 普通株式1,000株および償還可能無議決権付優先株式50株
管理会社が発行する株式総数の上限については制限がありません。
ただし、上記資本金の増減については、定款規定に基づくメンバーの決議を要します。
管理会社の過去5年間における資本金の増減はありません。

(2) 会社の機構

定款に基づき、1名以上の取締役（代替取締役を除きます。）により構成される取締役会が管理会社を運営します。管理会社は、メンバーによる通常決議により取締役を任命し、または当該通常決議により解任することができます。また、取締役会は、欠員を補充するためまたは増員するためのいずれの場合でも、取締役を指名することができます。

取締役会は会長を選出することができ、また、必要と判断する役員を、取締役会が適切と考える条件と報酬で、適切と考える業務を行わせ、かつ欠格事由と解任に関する適切と考える条件の下で任命することができます。

取締役または代替取締役は、取締役会の前後においてすべての取締役（または代替取締役）により当該通知が放棄された場合を除き、すべての取締役および代替取締役に2日以上前の書面による通知を行うことにより取締役会を招集することができます。当該通知には議案の概要を記載するものとします。取締役会の議事の定足数は、取締役会が決定することができます。取締役会が決定しない場合は、2名以上の取締役がいるときは2名、1名しかいないときは1名とします。すべての取締役または取締役委員会のすべての委員が署名した書面による決議は、正式に招集され開催された取締役会または（場合により）取締役委員会において承認されたのと同様に有効です。

ケイマン諸島の会社法（2020年改訂）の規定、基本定款および通常定款ならびにメンバーにより可決された特別決議により与えられた指示に従い、管理会社の業務は、取締役会が運営し、管理会社のすべての権限を行使することができます。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の目的は、投資運用業務および投資顧問業務を提供することです。管理会社は、基本信託証書に基づき、ファンド資産の投資および再投資ならびにファンドの受益証券の発行および償還について管理する責任を負っています。

2020年3月末日現在、管理会社が管理・運用を行っている投資信託は本サブ・ファンドのみです。

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項本文を適用し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されています。
- b．管理会社の財務書類は、清陽監査法人の監査を受けており、添付のとおり監査報告書を受領しています。
- c．管理会社の財務書類は日本円で表示されています。

(1) 【貸借対照表】

貸 借 対 照 表

2019年6月30日 現在

Eiger Management LTD

(単位：円)

資 産 の 部		資 産 の 部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	61,712,793	【流動負債】	582,158
現金及び預金	55,191,988	未払金	582,158
立替金	68,649	負 債 の 部 合 計	582,158
前払費用	92,433	純 資 産 の 部	
未収入金	6,359,723	【株主資本】	61,130,635
		資本金	50,105,590
		利益剰余金	11,025,045
		その他利益剰余金	11,025,045
		繰越利益剰余金	11,025,045
		純 資 産 の 部 合 計	61,130,635
資 産 の 部 合 計	61,712,793	負債及び純資産合計	61,712,793

(2) 【損益計算書】

損 益 計 算 書

自 2018年 7 月 1 日

至 2019年 6 月 30 日

Eiger Management LTD

科目	金額	
【売上高】		
手数料収入	24,303,242	
売上高合計		24,303,242
売上総利益		24,303,242
【販売費及び一般管理費】		
支払手数料	9,850,873	
支払報酬料	3,350,008	
販売費及び一般管理費合計		13,200,881
営業利益		11,102,361
【営業外収益】		
受取利息	36,047	
営業外収益合計		36,047
【営業外費用】		
為替差損	2,823	
その他	110,540	
営業外費用合計		113,363
経常利益		11,025,045
税引前当期純利益		11,025,045
当期純利益		11,025,045

貸 借 対 照 表

2018年6月30日 現在

Eiger Management LTD

(単位：円)

資 産 の 部		資 産 の 部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	27,355,630	【流動負債】	61,298
現金及び預金	19,841,801	未払金	977
前払費用	91,142	仮受金	60,321
未収収益	9,315	負 債 の 部 合 計	61,298
未収入金	7,413,372	純 資 産 の 部	
【固定資産】	50,110,540	【株主資本】	77,404,872
【投資その他の資産】	50,110,540	資本金	50,105,590
長期貸付金	50,000,000	利益剰余金	27,299,282
その他	110,540	その他利益剰余金	27,299,282
		繰越利益剰余金	27,299,282
		純 資 産 の 部 合 計	77,404,872
資 産 の 部 合 計	77,466,170	負債及び資本の部合計	77,466,170

損 益 計 算 書

自 2017年7月1日

至 2018年6月30日

Eiger Management LTD

科目	金額	
【売上高】		
手数料収入	30,836,486	
売上高合計		30,836,486
売上総利益		30,836,486
【販売費及び一般管理費】		
通信費	1,453	
支払手数料	1,189,535	
支払報酬料	2,365,437	
販売費及び一般管理費合計		3,556,425
営業利益		27,280,061
【営業外収益】		
受取利息	50,000	
営業外収益合計		50,000
【営業外費用】		
為替差損	30,779	
営業外費用合計		30,779
経常利益		27,299,282
税引前当期純利益		27,299,282
当期純利益		27,299,282

[次へ](#)

中間財務書類

- a．管理会社の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項本文の規定を適用し、管理会社によって作成されています。
上記中間財務書類は、独立監査人の監査を受けていません。
- b．管理会社の原文の中間財務書類は日本円で表示されています。

貸 借 対 照 表

2019年12月31日 現在

Eiger Management LTD

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	58,286,917	【流動負債】	1,187,875
現 金 及 び 預 金	53,215,451	未 払 金	1,156,829
前 払 費 用	353,900	仮 受 金	31,046
未 収 入 金	5,717,566	負 債 の 部 合 計	1,187,875
		純 資 産 の 部	
		【株主資本】	58,099,242
		資 本 金	50,105,590
		利 益 剰 余 金	7,993,652
		そ の 他 利 益 剰 余 金	7,993,652
		繰 越 利 益 剰 余 金	7,993,652
		純 資 産 の 部 合 計	58,099,242
資 産 の 部 合 計	58,286,917	負債及び純資産合計	58,286,917

損 益 計 算 書

自 2019年 7月 1日
至 2019年12月31日

Eiger Management LTD

(単位： 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
手 数 料 収 入	10,854,092	
売 上 高 合 計		10,854,092
売 上 総 利 益 金 額		10,854,092
【販売費及び一般管理費】		
支 払 手 数 料	835,208	
支 払 報 酬 料	2,025,855	
販売費及び一般管理費合計		2,861,161
営 業 利 益 金 額		7,992,931
【営業外収益】		
受 取 利 息	11	
為 替 差 益	5,052	
営 業 外 収 益 合 計		5,063
【営業外費用】		
為 替 差 損	4,342	
営 業 外 費 用 合 計		4,342
経 常 利 益 金 額		7,993,652
税引前当期純利益金額		7,993,652
当 期 純 利 益 金 額		7,993,652

株主資本等変動計算書

自 2019年 7月 1日
至 2019年12月31日

Eiger Management LTD

(単位：円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高		50,105,590
	当期末残高		50,105,590
利 益 剰 余 金			
そ の 他 利 益 剰 余 金			
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高		11,025,045
	当期変動額	当期純利益金額	7,993,852
		剰余金の配当	-11,025,045
	当期末残高		7,993,852
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高		11,025,045
	当期変動額		-3,031,393
	当期末残高		7,993,852
株 主 資 本 合 計	当期首残高		61,130,635
	当期変動額		-3,031,393
	当期末残高		58,099,242
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高		61,130,635
	当期変動額		-3,031,393
	当期末残高		58,099,242

4【利害関係人との取引制限】

管理会社、受託会社、その持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社、それらの取締役、役員、従業員、代理人および関係人（以下「利害関係者」といいます。）は、場合によってはファンドと利益相反を引き起こすその他の財務、投資または専門活動に従事することができます。これらには、他のファンドに対して受託者、管理事務代行者または管理者として活動することおよび他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、助言者もしくは代理人として従事することが含まれます。とりわけ管理会社が、ファンドと同様のまたは重複する目的を有する他の投資ファンドの管理または助言を行うことが想定されます。さらに、受託会社の関係人は、管理会社との間で合意された条件に基づきファンドに対して銀行および財務サービスを提供することがあり、このようにすることにより、当該利害関係者は、当該銀行および財務サービスの提供から得た利益を取得します。管理会社および受託会社は、ファンドに対して提供しているサービスと同様のサービスを第三者に提供することがあります。利益相反が生じた場合、管理会社または受託会社は（場合により）、確実に公正に解決されるよう努力するものとします。ファンドを含む異なる顧客に投資機会を配分することに関し、管理会社は、当該業務に関し利益相反に直面することがあります。しかし、各々は、当該状況における投資機会が時間をかけて公平に配分されることが確保されるようにするものとします。

ファンドは、利害関係者もしくは利害関係者が助言もしくは運用する投資ファンドもしくは勘定から証券を購入しまたはこれらの者に対し証券を処分することができます。いかなる利害関係人（受益者を除きます。）も受益証券を保有することができ、適切と考えるとおりに取引することができます。利害関係者は、同様の投資対象がファンドによって保有されているにもかかわらず、自らの計算で一切の投資対象を購入し、保有し、取引することができます。

利害関係者は、受益者またはファンドが保有するもしくはファンドの計算で保有する証券の発行者との間で財務またはその他の取引について契約を締結することができ、または、当該契約もしくは取引を行うことを希望することができます。さらに利害関係者は、ファンドの利益のためか否かを問わず、関連するファンドの計算で自ら行ったファンドの投資対象の売付もしくは買付に関し、交渉した報酬および利益を得ることができます。

5【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、メンバーの総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

事業の譲渡は、通常、ケイマン諸島法に基づき規制されていません。当事者は、自由に契約条件を定めることができます。デュー・ディリジェンスに基づき、譲渡される事業を限定するため担保の交渉が行われます。資産に対する法律の運用に伴う労働力および負債に関する法律上の保護により、譲渡取引が制限されます。

C I M A に規制された金融サービス・プロバイダーの場合、当該金融サービス・プロバイダーの株式の譲渡の前に通常C I M A の事前同意が要求されます。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書の日付現在、管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は6月30日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、メンバーの総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) メープルズ・エフエス・リミテッド(MaplesFS Limited)（「受託会社」）

資本金の額

2020年3月末日現在、50,000米ドル（約544万円）

事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島において適法に設立され、有効に存続しており、ケイマン諸島の銀行および信託法（2020年改正）の規定に従い、信託業務を行う免許を有しています。また、受託会社はケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づく認可ミューチュアル・ファンド管理事務代行会社です。

(2) ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon(The Bank of New York Mellon)（「保管会社」）

資本金の額

2019年12月末日現在、275億2,900万米ドル（約2兆9,960億円）

事業の内容

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellonは長期にわたり保管業務を提供しており、2019年12月31日現在、39兆米ドルを超える資産を保管しています。

(3) ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon シンガポール支店(The Bank of New York Mellon, Singapore Branch)（「事務代行会社」および「名義書換機関」）

資本金の額

該当なし。

事業の内容

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon シンガポール支店は、シンガポール金融庁が発行するオフショア銀行業務許可に基づき営業しています。同支店の商業銀行業務は、アジア太平洋地域内の市場を主な対象地域としています。また、同支店は、関連会社および/または他の支店に対しアセット・サービス業務、グローバルなコーポレート・トラスト業務、財務処理業務および管理事務サポート業務を提供しています。同支店は運転資金について規制されていないが、500万米ドルの運転資金（投資の多様性についての制限はありません。）を保持しています。

(4) UBS証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

資本金の額

2020年3月末日現在、321億円

事業の内容

日本における金融商品取引業者としての業務を行っています。

UBS証券株式会社は、UBSグループの日本における投資銀行・証券部門です。同社は、一流のグローバル投資銀行の資源を活用して、法人顧客および機関投資家、政府、金融機関およびオルタナティブ・アセット・マネジャーならびに個人投資家に対し、幅広い金融商品およびサービスを提供しています。同社の投資銀行業務担当者、営業担当者および調査アナリストは、リスク・ロジスティクス・チームによる支援を受けて、日本の顧客に助言および業務遂行を行っています。同社はまた、財務後援者およびヘッジファンドと連携し、自社の富裕層資産運用事業およびその他の金融機関の双方を通じて個人投資家のニーズに応えています。

(5) エース証券株式会社（「日本における販売会社」）

資本金の額

2020年3月末日現在、88億3,100万円

事業の内容

金融商品取引法に基づき金融商品取引業を営んでいます。

(6) 極東証券株式会社（「日本における販売会社」）

資本金の額

2020年3月末日現在、52億5,100万円

事業の内容

金融商品取引法に基づき金融商品取引業を営んでいます。

(7) 安藤証券株式会社（「日本における販売会社」）

資本金の額

2020年3月末日現在、22億8,000万円

事業の内容

金融商品取引法に基づき金融商品取引業を営んでいます。

(8) ばんせい証券株式会社（「日本における販売会社」）

資本金の額

2020年3月末日現在、15億5,825万円

事業の内容

金融商品取引法に基づき金融商品取引業を営んでいます。

(9) 岩井コスモ証券株式会社（「日本における販売会社」）

資本金の額

2020年3月末日現在、135億円

事業の内容

金融商品取引法に基づき金融商品取引業を営んでいます。

(10) 今村証券株式会社（「日本における販売会社」）

資本金の額

2020年3月末日現在、8億5,700万円

事業の内容

金融商品取引法に基づき金融商品取引業を営んでいます。

(11) キャピタル・パートナーズ証券株式会社（「日本における販売会社」）

資本金の額

2020年3月末日現在、10億円

事業の内容

金融商品取引法に基づき金融商品取引業を営んでいます。

(12) 藍澤証券株式会社（「日本における販売会社」）

資本金の額

2020年3月末日現在、80億円

事業の内容

金融商品取引法に基づき金融商品取引業を営んでいます。

(13) ひろぎん証券株式会社（「日本における販売会社」）

資本金の額

2020年3月末日現在、50億円

事業の内容

金融商品取引法に基づき金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) メープルズ・エフエス・リミテッド(MaplesFS Limited)（「受託会社」）

メープルズ・エフエス・リミテッドは、ファンドの受託業務を行います。

基本信託証書に基づき、受託会社は、各サブ・ファンドの管理事務に関し、そのすべてまたは一切の権利、特権、権限、義務、信託および裁量権を他の者、機関、企業および法人に委託する権限を有します。基本信託証書に基づき、サブ・ファンドのすべての投資対象およびその他の財産または資産は、受託会社により保管業務を提供するため保管者として任命された者または機関に預託されます。

(2) ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon(The Bank of New York Mellon)（「保管会社」）

受託会社の任命に基づき、サブ・ファンドの資産の保管業務を提供します。

(3) ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon シンガポール支店(The Bank of New York Mellon, Singapore Branch)（「事務代行会社」および「名義書換機関」）

受託会社の任命に基づき、サブ・ファンドの事務代行業務、受益者名簿の保管業務および名義書換業務を行います。

(4) UBS証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

UBS証券株式会社は、代行協会員業務、ならびに受益証券の日本における販売および買戻しの取扱業務を行います。

(5) エース証券株式会社（「日本における販売会社」）

エース証券株式会社は、受益証券の日本における販売および買戻しの取扱業務を行います。

(6) 極東証券株式会社（「日本における販売会社」）

極東証券株式会社は、受益証券の日本における販売および買戻しの取扱業務を行います。

(7) 安藤証券株式会社（「日本における販売会社」）

安藤証券株式会社は、受益証券の日本における販売および買戻しの取扱業務を行います。

(8) ばんせい証券株式会社（「日本における販売会社」）

ばんせい証券株式会社は、受益証券の日本における販売および買戻しの取扱業務を行います。

(9) 岩井コスモ証券株式会社（「日本における販売会社」）

岩井コスモ証券株式会社は、受益証券の日本における販売および買戻しの取扱業務を行います。

(10) 今村証券株式会社（「日本における販売会社」）

今村証券株式会社は、受益証券の日本における販売および買戻しの取扱業務を行います。

(11) キャピタル・パートナーズ証券株式会社（「日本における販売会社」）

キャピタル・パートナーズ証券株式会社は、受益証券の日本における販売および買戻しの取扱業務を行います。

(12) 藍澤證券株式会社（「日本における販売会社」）

藍澤證券株式会社は、受益証券の日本における販売および買戻しの取扱業務を行います。

(13) ひろぎん証券株式会社（「日本における販売会社」）

ひろぎん証券株式会社は、受益証券の日本における販売および買戻しの取扱業務を行います。

3【資本関係】

管理会社と他の関係法人の間に資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2020年改訂）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法（2018年改訂）または地域会社（管理）法（2019年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2018年12月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は10,992（2,946のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2．投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2020年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2020年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3．規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4(3)条投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

- () 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
- () 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
- () 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの
 - (A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
 - (B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の()および()に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の()に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない（MF4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4 . 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2020年改訂）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託（年次申告書）規則（2018年改訂）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5．投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。

い。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条（第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2020年改訂）（以下「会社法」という。）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。

- () 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
- () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
- () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
- () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
- () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
- () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2020年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取ることができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（2018年改訂）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行う法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報法（2017年改訂）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。

- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
 - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
 - (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと

(d) C I M Aに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をC I M Aに対して提出すること

7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しC I M Aがとる行為は以下のとおりとする。

(a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと

(b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること

(c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること

(d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること

(e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること

7.10 C I M Aが第7.9項の行為を行った場合、C I M Aは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。

7.11 C I M Aは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが实际的である場合は、C I M Aは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりC I M Aに発生した費用は、投資信託がC I M Aに支払う。

7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。

7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

(a) C I M Aから求められたときは、C I M Aの特定する投資信託に関する情報をC I M Aに対して提供する。

(b) 選任後3か月以内またはC I M Aが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してC I M Aに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をC I M Aに対して行う。

(c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M Aが特定する情報、報告書、勧告をC I M Aに対して提供する。

7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはC I M Aの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、C I M Aは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。

7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、C I M Aは以下の措置を執ることができる。

(a) C I M Aが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること

(b) 投資信託が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること

(c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること

(d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること

(e) また、C I M Aは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。

7.18 C I M Aが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でC I M Aが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。

- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行

- () C I M A に対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () C I M A の命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知を C I M A に対して行うこと
 - () C I M A の命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、C I M A に対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも 2 人の取締役をおくこと
 - () C I M A から指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類を C I M A に対し提出すること
- (b) C I M A の承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) C I M A の書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) C I M A の承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者について C I M A がとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
- (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
- (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 C I M A が第8.10項による措置を執った場合、C I M A は、グランドコートに対して、C I M A が当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任により C I M A に発生した費用は、管理者が C I M A に支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M A から求められたときは、C I M A の特定する投資信託の管理者の管理に関する情報を C I M A に対して提供する。
- (b) 選任後 3 か月以内または C I M A が特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成して C I M A に対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨を C I M A に対して行う。
- (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後 C I M A が特定する情報、報告書、推奨を C I M A に対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
- (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないと C I M A が判断する場合、C I M A は、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、C I M A は以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M A が特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること

- (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) C I M Aは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 C I M Aが第8.16項の措置をとった場合、C I M Aは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 C I M Aのその他の権限に影響を与えることなく、C I M Aは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) C I M Aは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
- (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、C I M Aが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりC I M Aによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9．ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がC I M A以外の者によりなされた場合、C I M Aは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
- (b) 免許投資信託管理者
- (c) 規制投資信託であった人物、または
- (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はC I M Aにも送付される。
- 9.3 C I M Aにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
- (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
- (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、C I M Aまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はC I M Aまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索すること
- (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
- (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってC I M Aに対して引き渡すこと

- 9.5 C I M Aが記録を持ち去ったとき、またはC I M Aに記録が引き渡されたときC I M Aはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もC I M Aがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. C I M Aによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、C I M Aは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにC I M Aに対してなされた申請
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、これらの情報は、C I M Aがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。
- (a) C I M Aがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
 - (b) 例えば2016年秘密情報公開法、犯罪収益に関する法律（2020年改訂）または薬物濫用法（2017年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
 - (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
 - (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、C I M Aにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、C I M Aは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
 - (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に依り）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
- () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2019年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2019年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

(c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1(l)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券

の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
- () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
- () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
- () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
- () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること

(b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

(c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。

(d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または同等の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「同等の法域」とは、犯罪収益に関する法律の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはC I M Aが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でC I M A、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはC I M Aが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2020年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにC I M A、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でC I M Aに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。

- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
 - () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合

- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx) および(xx) に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況

- (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xx) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【その他】

- (1) 交付目論見書の表紙および裏表紙ならびに請求目論見書の表紙および裏表紙に、図案を使用することがあります。
- (2) 交付目論見書の表紙に以下の事項を記載します。
- ・購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
- (3) 交付目論見書に、投資リスクとして以下の事項を記載します。
- ・サブ・ファンドの受益証券の取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨
- (4) 交付目論見書に以下の事項を記載する場合があります。
- ・ファンドは特化型運用を行う旨
- (5) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがあります。
- (6) 交付目論見書の投資リスクの冒頭に、以下の趣旨の文章を記載することがあります。
- 「サブ・ファンドは、投資先ファンドを通じて、主に外貨建て公社債、コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金に投資を行いますので、投資先ファンドが組み入れた外貨建て公社債、コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金の価格の変動、金利の変動、為替相場の変化、またはこれらの発行者もしくは投資先ファンドの投資運用会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、サブ・ファンドの受益証券1口当たりの価格が下落し、損失を被ることがあります。また、サブ・ファンドは、受益証券1口当たりの価格が外貨建てで算出されるため、為替の変動により損失を被ることがあります。サブ・ファンドの運用または為替相場の変動による損益はすべて投資者に帰属します。サブ・ファンドは投資元本が保証されている商品ではありません。受益証券1口当たり買戻価格の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。」
- (7) 受益証券の券面は発行されません。

[次へ](#)

別紙 A

定 義

「口座約款」	受益証券の取引を含む外国証券（日本証券業協会または金融商品取引所の規則により定義されます。）の取引に関し、日本の受益者のために販売取扱会社に開設される口座を規定する販売取扱会社と日本の受益者との間の約款およびその他関連する約款をいいます。
「事務代行会社」	サブ・ファンドの事務代行会社としての地位を有し行為するザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、シンガポール支店をいいます。
「代行協会員」	サブ・ファンドの日本における代行協会員としての地位を有し行為する U B S 証券株式会社をいいます。
「申込書」	事務代行会社から入手することのできる基本受益証券の申込書をいいます。
「営業日」	ヨハネスブルグ、ケイマン諸島、シンガポール、ルクセンブルグおよび東京において銀行が通常の営業を行っている日（土曜日または日曜日を除きます。）をいいます。
「暦四半期」	3 月、6 月、9 月および12月の最終営業日に終了する各四半期をいいます。
「保管会社」	サブ・ファンドの保管会社としての地位を有し行為するザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンをいいます。
「取引日」	各営業日またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。
「日本における販売会社」	エース証券株式会社、安藤証券株式会社、極東証券株式会社、ばんせい証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、今村証券株式会社、U B S 証券株式会社、キャピタル・パートナーズ証券株式会社、藍澤證券株式会社、ひろぎん証券株式会社および管理会社が随時日本における受益証券の販売を目的として任命するその他の販売会社をいいます。

「適格投資家」	以下のいずれにも該当しない者、会社または法主体をいいます。()米国の市民もしくは居住者、米国で設立されもしくは存続しているパートナーシップ、または米国の法律に基づき設立されもしくは米国で存続している会社、信託またはその他の法主体、()ケイマン諸島に居住しもしくは住所を有する者または法主体（慈善信託もしくは慈善団体または免税もしくは非居住のケイマン諸島会社を除きます。）、()適用ある法律に違反することなく基本受益証券または受益証券を申込みまたは保有することができない者、会社または法主体、および()上記()から()までに記載される一切の者、会社または法主体の保管銀行、名義人または受託者。
「金商法」	日本の金融商品取引法をいいます。
「受益証券」	基本受益証券の持分の1,000分の1を表章するサブ・ファンドの信託財産に対する分割できない想定上の各持分をいい、販売取扱会社が申込みまたは買戻しのための取得することができるサブ・ファンドの受益証券の単位をいいます。
「投資先ファンド」	主要な南アフリカ共和国の銀行および南アフリカ共和国において営業を行うことが認可された南アフリカ共和国以外の銀行に主として投資する、南アフリカ共和国所在の集団投資スキームであるSTANLIBインスティテューショナル・マネー・マーケット・ファンドをいいます。
「日本の受益者」	受益証券の保有者として販売取扱会社に登録されている当該時点の受益証券の保有者（共同保有者として登録されている者を含みます。）をいい、その受益証券は口座約款に従い販売取扱会社により保管されます。
「純資産価額」	英文目論見書の規定に従い決定されるサブ・ファンドの純資産価額をいいます。
「買戻日」	各営業日またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。
「買戻通知」	事務代行会社から入手することのできる基本受益証券の買戻通知の様式をいいます。
「サブ・ファンド」	受託会社および管理会社間の2005年8月8日付基本信託証書および2008年5月30日付補遺信託証書（2008年6月19日付変更および再録補遺信託証書により変更および再録済）（随時変更または補足済）に基づき設定されるファンドのサブ・ファンドであるEMF（エマージング・マネー・ファンド）をいいます。

「南アフリカ共和国ランド」
または「ランド」

南アフリカ共和国の法定通貨をいいます。

「投資運用会社」

南アフリカ共和国で設立され投資先ファンドの投資運用会社として行為する会社であるスタンリブ・コレクティブ・インベストメンツ（ＲＦ）・プロプライエタリー・リミテッドをいいます。

「受託会社」

サブ・ファンドの受託会社としての地位を有し行為するメープルズ・エフエス・リミテッドおよびその一切の承継者をいいます。

「基本受益証券」

サブ・ファンドの基本受益証券をいい、文脈上必要な場合は受益証券を含みます。

「受益者」

当該時点の登録されている基本受益証券の保有者をいいます。

「評価日」

各営業日またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

（訳文）

独立監査人の監査報告書

エマージング・マネー・ファンド（アイガー・ファンドシリーズのシリーズ・トラスト）
の受託会社および受益者各位

私どもは、添付のエマージング・マネー・ファンド（アイガー・ファンドシリーズのシリーズ・トラスト）（以下「サブ・ファンド」という。）の財務書類、すなわち、2018年11月30日現在の資産負債計算書ならびに同日に終了した会計年度における損益計算書、純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書の監査を行った。

財務書類に関するマネジメントの責任

マネジメントは、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して財務書類を作成し適正に表示することについて責任を負っている。これには、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成し適正に表示することに関連した内部統制の整備、運用および維持が含まれる。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいて財務書類について意見を表明することである。私どもは、米国において一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正や誤謬による財務書類の重要な虚偽表示のリスク評価を含む、選択された手続は監査人の判断による。これらのリスク評価を行うにあたり、私どもは、サブ・ファンドによる財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制を検討するが、これは状況に応じた適切な監査手続を立案するためであって、サブ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。したがって、私どもは当該事項についての意見表明はしない。監査は、マネジメントが採用した会計方針の適切性およびマネジメントによって行われた重要な会計上の見積りの合理性についての評価も含め全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。私どもは、私どもの監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと確信している。

意見

私どもは、上記の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、エマージング・マネー・ファンドの2018年11月30日現在の財政状態ならびに同日に終了した会計年度における運用成績、純資産の変動およびキャッシュ・フローをすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2019年4月17日

[次へ](#)

Report of Independent Auditors

To the Trustee of Emerging Money Fund (ZAR)
(a Series Trust of Eiger Fund Series)

We have audited the accompanying financial statements of Emerging Money Fund (ZAR) (the “Fund”), a Series Trust of Eiger Fund Series, which comprise the statement of assets and liabilities as of November 30, 2018, and the related statements of operations, of changes in net assets, and of cash flows for the year then ended.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America; this includes the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on the financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the Fund's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Emerging Money Fund (ZAR) as of November 30, 2018, and the results of its operations, changes in its net assets, and its cash flows for the year then ended, in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

PricewaterhouseCoopers

Cayman Islands

April 17, 2019

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成30年11月30日

Eiger Management Limited

取締役 Sabrina Lehnhoff 殿

清陽監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 浅井 万富

指定社員
業務執行社員

公認会計士 石倉 郁男

当監査法人は、Eiger Management Limited の平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表及び損益計算書について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Eiger Management Limited の平成30年6月30日現在の財政状態ならびに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

（訳文）

独立監査人の監査報告書

エマージング・マネー・ファンド（アイガー・ファンドシリーズのシリーズ・トラスト）
の受託会社および受益者各位

私どもは、添付のエマージング・マネー・ファンド（アイガー・ファンドシリーズのシリーズ・トラスト）（以下「サブ・ファンド」という。）の財務書類、すなわち、2019年11月30日現在の資産負債計算書ならびに同日に終了した会計年度における損益計算書、純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書の監査を行った。

財務書類に関するマネジメントの責任

マネジメントは、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して財務書類を作成し適正に表示することについて責任を負っている。これには、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成し適正に表示することに関連した内部統制の整備、運用および維持が含まれる。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいて財務書類について意見を表明することである。私どもは、米国において一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正や誤謬による財務書類の重要な虚偽表示のリスク評価を含む、選択された手続は監査人の判断による。これらのリスク評価を行うにあたり、私どもは、サブ・ファンドによる財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制を検討するが、これは状況に応じた適切な監査手続を立案するためであって、サブ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。したがって、私どもは当該事項についての意見表明はしない。監査は、マネジメントが採用した会計方針の適切性およびマネジメントによって行われた重要な会計上の見積りの合理性についての評価も含め全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。私どもは、私どもの監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと確信している。

意見

私どもは、上記の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、エマージング・マネー・ファンドの2019年11月30日現在の財政状態ならびに同日に終了した会計年度における運用成績、純資産の変動およびキャッシュ・フローをすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2020年5月8日

[次へ](#)

Report of Independent Auditors

To the Trustee of Emerging Money Fund (ZAR) (a Series trust of Eiger Fund Series)

We have audited the accompanying financial statements of Emerging Money Fund (ZAR) (the “Fund”), a Series Trust of Eiger Fund Series, which comprise the statement of assets and liabilities as of November 30, 2019, and the related statements of operations, of changes in net assets, and of cash flows for the year then ended.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America; this includes the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on the financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the Fund's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Emerging Money Fund (ZAR) as of November 30, 2019, and the results of its operations, changes in its net assets, and its cash flows for the year then ended, in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands

May 8, 2020

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2019年11月30日

Eiger Management Limited

取締役 Sabrina Lehnhoff 殿

清陽監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士

浅井 万富

指定社員
業務執行社員

公認会計士

石倉 郁男

当監査法人は、Eiger Management Limited の2018年7月1日から2019年6月30日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表及び損益計算書について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Eiger Management Limited の2019年6月30日現在の財政状態ならびに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。